

第九十六回国会 外務委員会 議 録 第十号

昭和五十七年四月二十一日(水曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 中山 正暉君

理事 愛知 和男君 理事 稲垣 実男君

理事 奥田 敬和君 理事 川田 正則君

理事 高沢 寅男君 理事 土井たか子君

理事 玉城 榮一君 理事 渡辺 朗君

理事 麻生 太郎君 理事 北村 義和君

理事 佐藤 一郎君 理事 竹内 黎一君

理事 浜田卓二郎君 理事 松本 十郎君

理事 山下 元利君 理事 井上 泉君

理事 湯山 勇君 理事 河上 民雄君

理事 野間 友一君 理事 林 保夫君

理事 伊藤 公介君 理事 東中 光雄君

出席國務大臣

外務大臣 櫻内 義雄君

出席政府委員

防衛庁防衛局長 塩田 章君

外務大臣官房審議官 藤井 宏昭君

外務大臣官房審議官 松田 慶文君

外務大臣官房審議官 宇川 秀幸君

外務大臣官房外務参事官 都甲 岳洋君

外務省アジア局長 木内 昭胤君

外務省北米局長 淺尾新一郎君

外務省中南米局長 枝村 純郎君

外務省欧亜局長 加藤 吉弥君

外務省経済局長 深田 宏君

外務省経済局次長 妹尾 正毅君

委員外の出席者

外務省条約局長 栗山 尚一君

外務省国際連合局長 門田 省三君

外務大臣官房審議官 加藤 淳平君

外務大臣官房審議官 藤田 公郎君

外務大臣官房外務参事官 遠藤 哲也君

大蔵省主税局国際租税課長 河原 康之君

大蔵省国際金融局投資第二課長 朝比奈秀夫君

企画官 西崎 毅君

農林水産省経済局国際部国際経済課長 副島 映一君

通商産業省貿易局長 岡部 敬君

通商産業省貿易局長 伊藤 政雄君

外務委員会調査室長

委員の異動

四月二十日

辞任

濱田卓二郎君

同日

辞任

山下 徳夫君

同日

辞任

小林 進君

同日

辞任

湯山 勇君

補欠選任

山下 徳夫君

補欠選任

濱田卓二郎君

補欠選任

湯山 勇君

補欠選任

小林 進君

補欠選任

湯山 勇君

補欠選任

小林 進君

四月二十一日

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約批准促進に関する請願外一件(中路雅弘君紹介(第二四八九号))

世界連邦の実現等に関する請願(大石千八君紹介(第二五三〇号))

同(長田武士君紹介(第二五三一号))

同(葉梨信行君紹介(第二五三二号))

同(和田耕作君紹介(第二五三三三号))

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ラ

ンカ民主主義共和国との間の協定の締結につ

いて承認を求めるの件(条約第一二二号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び

脱税の防止のための日本国とインドネシア共和

国との間の協定の締結について承認を求めるの

件(条約第一四四号)

南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法

律案(内閣提出第六〇号)

原子力の平和的利用における協力のための日本

国政府とオーストラリア政府との間の協定の締

結について承認を求めるの件(条約第一三三三

号)

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすこ

とがあると認められる通常兵器の使用の禁止又

は制限に関する条約の締結について承認を求め

るの件(条約第一五五号)

環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用

の禁止に関する条約の締結について承認を求め

るの件(条約第一六六号)

国際情勢に関する件

○中山委員長 これより会議を開きます。

国際情勢に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。土井たか子君。

○土井委員 昭和五十六年の五月八日に出生した

日米共同声明の中の第八項に言う日本の周辺海

域、空域というのとは一体どこを指すのですか。こ

れをまずお尋ねしたいと思ひます。

○浅尾政府委員 当委員会を含めてほかの委員会

でもお答えいたしておりますが、ここに述べられ

ておりますように、航空自衛隊が航空侵襲等に対

処するために必要な範囲に一般的に指すというこ

とでございまして、サイトレーダーの探知距離あ

るには要撃戦闘機の行動半径などによりおのずか

ら制約されているものである、特に一定の空域を

具体的に特定して考えているわけではないという

ことを御答弁しているわけでございまして。

それから海上自衛隊については、周辺海域にお

ける海上交通の安全を確保することを目的として

周辺数百海里、あるいは航路帯を設ける場合には

千海里程度を目標として防衛力の整備を図って

おります。したがって、そのような防衛力の中には

海上自衛隊の航空機も当然含まれておりまして、

そのような観点から右の海域、航路帯の上空にお

いて行動する海上自衛隊の航空機の整備に当た

っているというふうにわれわれも考えておりま

す。

それがこの共同声明に述べられております周辺

海空域の内容でございましてけれども、もう少し申

し上げれば、要するに日本を防衛するために必要

な防衛力の整備を図るに当たって、わが国の周辺

の海空域における自衛隊の行使に必要な防衛力に

ついてその整備に努力しているということを一

般的に述べているわけでございまして、それ以上の

ものではないということでございます。

○土井委員 この問題は、昨年の五月段階で当外務委員会は言うに及ばず、内閣委員会、さらにはことしに入つて予算委員会、各委員会で取り上げられていろいろ議論をされてきたところで、おおよそいま局長が答えられたようなことが種々問題になったのです。

さて、そこでお尋ねをいたしますけれども、いま御答弁の中にございました周辺海域について数百海里の範囲内、特定の航路帯を設定する場合に千海里程度の範囲というのを日本がアメリカ側に対して正式に言われたときがあったはずなんです。公式文書としてアメリカに言われたことがあったはずなんです。これを公式文書としてアメリカ側に出されたのは一体いつごろの話なんですか。

○淺尾政府委員 ただいまのお尋ねの件について、公式の文書として提示したことはございませんが、日米間のたとえば安保事務レベル協議等において、わが方の防衛力の整備の目標としてそういうことを述べたということはございます。

○土井委員 局長、あなた不勉強ですね。これは内閣委員会の席で当時大河原さんが具体的にはっきり答えられていますよ。いつごろかというのまで言いますよ。四十八年の六月二十一日の内閣委員会です。四十八年六月二十一日付の文書で、公式文書ではつきりアメリカ側に対して申し入れをきっちりとなすっておるはずなんです。どうです局長、少し勉強してください。

○淺尾政府委員 六月二十一日の内閣委員会の議事録を御引用になつておるかと思ひますけれども、その点につきましては、その前に一昨日の本委員会におきます御要求に基づきまして、六月二十一日付の文書をもって本日、米側に対して申し入れを行い、申し入れの内容は次のとおりでございます。すというところで、そこで五月二十九、三十日に行われた日米安保事務レベル協議の際の内容を確認しているわけでございます。

○土井委員 それは公式文書でしょう。公式文書

で日本側からアメリカに対して申し入れをしていふんではないか。これは事実には間違いありません。どうですか。

○淺尾政府委員 公式文書ということがどういふことを意味されるかということでございますけれども、要するに口頭で言つたその点をメモにして出したということでございます。

○土井委員 文書をはつきり外務省がアメリカ側に対して出されたという事実には相違ない、それでしようが、口頭じゃなくて文書ですね。六月二十日付できちつと出されているということについては間違ひがないのです。淺尾さん、あなたいろいろはぐらかすようなことを言われぬ方がいいですよ。これは率直に、素直にお認めになるべきだと思うのです。文書で出されたんでしよう。これは事実ですね。

○淺尾政府委員 そのとおりでございます。

○土井委員 このときの文書というのは、結局ここに言うところの「日本の周辺海域」というのが「数百カイリないし千カイリ程度」というふうに述べられていたのでも国会でこれが種々議論の対象になつて、千海里までが日本の周辺海域になるのかというふうな質問が相次いだために、「周辺海域」ということと、この「これは周辺海域」ということは数百カイリの範囲内であり、また特定の航路帯を設定する場合には千カイリ程度の範囲で検討していききたい」ということが文書の中ではつきりしたためられたという経過があると思ひますが、これも事実ですね。

○淺尾政府委員 私の理解もそのとおりでございます。

○土井委員 そうすると、ここに言うところの、「特定の航路帯を設定する場合には千カイリ程度の範囲で検討していききたい」という言われているの範囲で、現在特定の航路帯というのは設定されているのですか、どうなんですか。

○塩田政府委員 設定されておりません。

○土井委員 そうすると、いま問題にされている航路帯というのは一体いつごろから具体的に問題

になつてきたのですか。昨年五月、鈴木総理が訪米されて共同声明をアメリカとの間で確認をされて、プレス・クラブでの具体的な発言によつて設定されたのだというふうに見えていいのですか。どうなんですか。

○塩田政府委員 去年の鈴木総理のプレス・クラブでの演説でも、あるいは首脳会議におきましても、特定の航路帯を設定したということではございません。あくまでも、特定の航路帯を設ける場合には千海里程度が守れるような防衛力を整備したいということでございます。

○土井委員 それを設定する場合にこれは表現じゃないんですね、プレス・クラブの場合には。日本の周辺海域数百海里、シーレーン千海里とはつきり言われているのです。設定する場合にはなんというふうなものじゃないですか。具体的に言い切られてしまつておるのですから。これはその時点で、すなわち千海里の航路帯というものを日本としては認めたというふうな理解をしていいのかどうかということについて、もう一たび、これは外務省どうですか。

○淺尾政府委員 千海里程度の航路帯ということ、その前に、先ほど御引用になりましたところでも政府としては言つておるわけでございます。航路帯を特定して言つたというふうには私は考えてないわけでございます。

○土井委員 新しくも新しくないも、プレス・クラブでは千海里の航路帯ということに対してシーレーンという表現をとつて言われているのですから、その問題を、先ほどは特定の航路帯を設定されてないと言われているわけでも、しかし、あのプレス・クラブでの鈴木総理の具体的な発言の中身は、シーレーンを千海里にするとおられておるのですから、そのことをはつきり認めるということに相なつておるのではないかと質問をいま私はしているのです、局長、そのことについての答弁はまだいただいていないようですよ。

○塩田政府委員 航路帯を設定するということは、有事になりまして日本の海上交通の保護を行う必要がある場合に、その状況に応じて航路帯を考へるということになるかと思ひます。したがいまして、当然平時におきましては特定の航路帯をあらかじめ設定しておくというものはございせん。総理がおっしゃつておるのも、その航路帯を有事のときに設けます場合に、あるいは設けました場合に、それが千海里程度の防衛ができれば、その防衛力を整備したいということをお申し立ておるわけでございます。

○土井委員 大分に、いままでといまの御答弁といふのはニュアンスが違つておるのです。適切な日米防衛分担についてということ、総理はワシントンのナショナル・プレス・クラブの昼食会で出席者の質問に答えて言われた中身が、日本周辺海域数百海里、海上輸送路約千海里というものを憲法上の自衛の範囲として守つていくと言明されたのです。そのうち、いまのような答弁にいつ変わったのですか。事実は今日までそういうふうに来ておるのです、プレス・クラブの中身は。防衛分担の中身についてはつきり言われているのです。どうですか。

○塩田政府委員 私、別に総理の演説と変わったことを申しているつもりじゃございませんで、総理のプレス・クラブの演説でも、少なくとも日本は庭先である周辺の海域を自分で守るのは当然のこと、周辺海域数百マイル及びシーレーンについては約千マイルにつき、憲法を踏まえつつ自衛の範囲内で防衛力を強化するとの政策を推進しているというふうな言つておられるわけですが、それがいまして、現在防衛力を整備するに当たつて、その程度のこと、防衛できるような防衛力を整備していきたいという方針を述べられたわけでございます。平素から航路帯が決まつておるとか、設定されておるとかいうことを言つておるわけではございません。

○土井委員 これはおいおい聞いていくことにいたします。すなわち、いまの首相発言というのは、共同声明の第八項に言う「日本の領域及び

周辺海・空域における防衛力を改善し、「周辺海空域について発言されたものである」というふうに理解してよろしくございますね、当然のことだと思ひます。

○浅尾政府委員 御承知のとおり、このプレス・クラブにおける質問というものは、その質問者が、日本は輸入のために海上交通路の安全確保をみずから守るのか、それともアメリカに頼るのかという点に對する御答弁でございます。それ、それに対する總理の答弁が、先ほど防衛局長が答へたとおりでございます。それと共同声明との関連のお尋ねでございますが、ナショナル・プレス・クラブにおける演説そのものについては、往々にして共同声明と關係した演説をされる場合がございますけれども、これはまさにその場の質問に對しての回答ということでございまして、直接的に共同声明の八項、それから真つす引用してということまではわれわれとしては考へてないわけでございますが、總理の頭の中にはもちろん、從來から言われている周辺数百海里あるいは航路帯を設ける場合には一千海里というものがあつたと私は推測しております。

○土井委員 それじゃ、ちよつと別の角度からこの点についてお尋ねをしてみたいと思ひます。この周辺海空域について、日本の自衛能力向上をアメリカは期待しておりますか。期待しているとするなら、なぜ期待しているのかということもあわせてひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

○塩田政府委員 アメリカは期待をいたしておると思ひます。ことしの公聴会の政府側の証人の証言を聞きましても、それから今度の伊藤・ワインパーガー会談におきましても、一般的ではありますけれども、いまの日本の海上防衛力の整備という点につきまして期待を表明いたしております。

それでは、なぜアメリカが日本のそういうことを期待するのかわかることでございますけれども、アメリカ側の立場に立つてみた場合に、日本にもし有事といひますか、日本が侵略を受けたと

いう場合には、アメリカは当然安保によつて日本に對して救援する義務を負つております。救援してまいります以上、そこで、日本の自衛隊と共同対処行動をとるということは当然考えられるわけでありまして、そういうことを考えました場合に、アメリカ側から見れば、共同対処行動をとる日本の自衛隊がどういふ防衛力を持つておるか、どういふ運用構想を持つておるかということについて関心を持つのは私は当然だと思ひます。そういう意味においてアメリカ側が日本に對していろいろな対日期待表明をいたしておりますが、その中の一環として海上防衛力につきましてもいま申し上げました海上シーレーンの方につきましても能力についてアメリカ側が期待をしておる、こういうことでございます。

○土井委員 少しその中身についてもお尋ねを進めたい部分が出てくるのですが、少し概念を整理する意味で先にちよつと進みたいと思ひます。それは、北朝鮮、朝鮮民主主義人民共和国ですね、中東地域、これは安保条約の極東の範囲に入りま

すか、いかがでございますか。

○栗山政府委員 極東の範囲に関する統一見解で累次申し上げておる通りでございますので、北朝鮮については極東の範囲に入りません。中東につきましても從來、累次御質問がございまして、中東はもちろん極東の範囲には入りません。

○土井委員 北朝鮮、中東地域というのは、安保条約の極東の範囲に入らないというふうなきつちり言い切れるわけですね。それはおかしいのじやありませんか。いままでそういう答弁は言われてきておりませんよ。答弁の中身を見ますと、極東の範囲についてはフィリピン以北ということに一応なっておりますけれども、しかし、極東の地域内に脅威を与えるような問題が極東の範囲外に、その周辺に起こつた場合、この根源をなくするために行動する範囲というものは必ずしも極東の地域内と限定する必要があるというものが政府の統一見解でございますと言われておるのです。これはよく御承知のとおりだと思ひます。椎名さんの

答弁です。でありますから、当時はベトナムの問題を取り上げての質問であつたのに答えて、ベトナムはフィリピン以北でないけれども、しかし周辺である、しかもその周辺に起こつた事実が極東の平和と安全に至大の影響を持つものである。こういうことだから、ベトナムにおける行動はいわゆる安保体制の枠内における行動である。安保条約のたてまえから、これは当然日本がやる範囲に入つてゐる、こう答へられてゐるのですが、どうですか、したがって、いまの私の質問、北朝鮮、中東地域は安保条約の極東の範囲でございすかと申したら、範囲でございせんときっぱり言い切れないのですよ。きっぱり言い切る答弁は從來の統一見解をひっくり返した答弁にならざるを得ないのですが、あなたはひっくり返しますか、いままでの答弁を。

○栗山政府委員 先ほどの先生の御質問が、極東の範囲に北朝鮮、中東が入るかという御質問でございましたので、入らないというふうにお答え申し上げたわけでございます。先生よく御承知の政府の統一見解、極東というものは「別に地理学上正確に画定されたものではない。しかし、日米両国が、条約にいうとおり、共通の関心をもつてゐるのは、極東における國際の平和及び安全の維持」ということである。この意味で實際問題として兩國共通の関心の的となる極東の区域は、この条約に関する限り、在日米軍が日本の施設及び区域を使用して武力攻撃に対する防衛に寄与する区域である。かかる区域は、大体において、フィリピン以北並びに日本及びその周辺の区域であつて、韓国及び台湾地域もこれに含まれてゐる。この統一見解は從來から一貫しておりまして変わりはございません。こういう意味におきまして、北朝鮮、中東というものは極東の範囲には入らないというのを御答弁申し上げた次第でございます。

○土井委員 ただ、しかし、極東の範囲という点については、いまの御答弁の中でも言われておるとおり、極東の周辺ということについての認識をどのように持つかというのはケース・バイ・

ケースの問題になるのです。範囲は一定してないといふか、こうになると思ふのですがね。この点はどのように答弁をされてきてゐるわけですか、そして外務省の伊藤さん、このことには對しては答弁をどのようにされてきたわけですか、それはどのようにお認めになるでしょう。局長どうです、首ばかり振つてないで口で答えてください。

○栗山政府委員 先ほど私が申し上げました統一見解にある、極東の平和と安全を守るために米軍が行動する範囲は必ずしもいま申し上げました極東の範囲に限られない、その周辺に及ぶことがあり得る、これは從來から政府が申し上げておる通りでございます。私の先ほど來の答弁も別にその点を変えるというふうなことで申し上げたものではございません。

○土井委員 極東有事のいわゆる極東と安保条約の極東というのと同じ概念と考へてよいかどうかという質問を先日予算委員会の分科会の席で私はいたしました。そのとき、きょうも御出席の塩田局長は、外務省が本來は考へるべき問題ではあるけれども、基本的に同じだといふお答えをお出しになつたわけでありまして、つまり極東有事の極東と安保条約の極東は同じに考へるというふうにお答弁をされたわけでありまして、それは確認をいたしますが、塩田さん、そのとおりでしたか。

○塩田政府委員 そういうお答えをいたしました。

○土井委員 ところで、外務省はこれをどう考へていらつしやいますか。

○浅尾政府委員 いわゆる極東有事における極東と安保条約の極東とは同じ範囲というふうにお考へております。

○土井委員 その節、日本にとつて平時の中には安保条約六条で言う極東有事の事態は入つてゐるという答弁を塩田局長はされたのですけれども、もう少しその間の中身についての説明をきよりは

保条約第六条で言う極東有事の事態も入っているという御答弁だったので。これはどういうふうにお考えになつてあの御答弁を出しになつたのか、事情を少しここで説明をしてくださいませんか。

○塩田政府委員 私がお答えしたのは安保六条の事態は日本にとって有事の事態ではないということとを申し上げたつもりでございます。

○土井委員 安保条約六条の場合は日本にとって有事の場合ではないというのは、もう少し説明をするとするならば、具体的にどういふことをおっしゃつておられるのですか。

○塩田政府委員 そういふことになりまして、日本にとって有事とは何ぞや、こういうことになるわけでございますけれども、この有事といふことも厳密な法律的定义があるわけではございませんけれども、われわれが日本にとつての有事といふ場合は、いままでお答えしてまいりましたのは、自衛隊法七十六条によりましてこの防衛出動が下された、あるいは下合されるというふうな事態を日本にとつての有事といふふうに申し上げております。

そういう点からいいますと、そうでない事態であれば、極東でどういふことが起こつていようと日本にとつてまだ有事ではないという意味では私は申し上げてまいりましたつもりであります。

○土井委員 そうすると、いまの塩田局長の御答弁でも、もうひとつはつきりした御答弁ではないのですが、自衛隊法の七十六条が発動されない限りはいわゆる平時といふふうに考えるということになるんですか、どうなんですか、日本にとつて。

○塩田政府委員 先ほども申し上げましたように、この有事といふのは一体何ぞやといふことを、まず定義を決めてからなければ議論にならないのかもしれません。そこで私が申し上げてゐるのは、私のといいますか従来防衛庁が国会等でお答えしてまいりました場合の有事とはどういふものかといふことで申し上げたつもりでございます。

ます。

○土井委員 有事というのは、すなわち日本が攻撃されるべきを指すわけですね。攻撃されるとどういふふうな対処をなさるんですか、その節。

○塩田政府委員 日本が攻撃を受けたという場合に、それが日本に対する組織的な計画的な侵略であるといふふうに判断されるかどうか、これがまずあるのだらうと思ひます。さらにまた、自衛隊の行使の三要件に該当するかどうか。つまり、急迫不正な侵害であるとか、他にこれに対処する手段があるかないかとか、そういったようなことであるいは第三番目の、相手方の攻撃以上の対処をすべきでないといふ、これは自衛隊行使の三要素といふふうに普通言われておりますが、そういったことを考へて、日本としましては防衛出動を下令するかどうかという判断を下すことになるだらうと思ひます。それは、当然御承知のように国防会議を経まして国会の御承認を得て、もちろん急を要する場合にそうでない例外規定もございますけれども、国防会議を経て国会の御承認を得て防衛出動が下合される、こういう手続になるかと思ひます。

○土井委員 すなわちその防衛出動というのは自衛隊法七十六条の中身が発動されるというわけになるわけですね。そうでしよう。どうです。

○塩田政府委員 そういふことでございます。

○土井委員 それはわかりました。

ところで、安保条約によつて米軍が日本の基地から出動するまたは軍隊の移動が行われる、こういう場合は日本はどうするんですか。

○浅尾政府委員 いまの御質問が安保条約五条の事態ではなくて、安保条約六条のことについての御質問であれば、これは日本として安保条約の六条によつて米軍に対して施設、区域を提供しております。そこで、アメリカ側がその日本の施設、区域から戦闘作戦行動に出る場合には、これは事前協議の対象になるわけでありまして、そうでなくして、単なる移動といふことであれば、これは米軍として日本の施設、区域から外に移動していくこ

と、これは自由である、こういうのが政府の立場でございます。

○土井委員 いま六条という条文だけをお挙げになりましたけれども、そうでなくて、勝手に米軍が日本の施設、区域内から移動していくといふのは、これは六条の対象外であるという意味も含めていまの御答弁はあつたと思ふのですが、昨年の末に、在日米軍司令官のドネリー空軍中将が横田基地内でいろいろと日本に対して要求をされる発言を公にいたしておりました。この中身を見ますと、これは問題点が非常に多いと思ふので、そういうことは具体的に言わないでいて、少し先に問題を進めてみたいと思ふのです。

いま六条による場合を局長は答えられ、さらに米軍が勝手に日本の軍事基地内から移動するといふふうな場合もあわせて、これは六条外として御答弁になつてゐるんですが、ドネリー空軍中将の発言の中には、沖縄駐屯の米海兵隊が中東有事で緊急展開するのは石油資源に依存する日本の防衛に役立つといふふうなことをちよつと発言をされている。緊急展開といふのも、これは防衛出動といふことでなしに、勝手に軍隊が日本の軍事基地から移動するといふ形態においてなされる場合もあると思ふのです。

さて、そういう問題も含めて極東有事研究といふことをいま進められてゐるわけですが、極東有事研究といふのは、日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の日米協力のあり方についてどういふふうに対処するか、あらかじめ研究することを指して極東有事研究といふことになると思ふけれども、この点はいかがでございますか。そのように理解していいんでしよう。

○浅尾政府委員 ガイドラインの三項に明らかに書いてあるとおりでございます。日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合に日本が米軍に対して行ふ便宜供与のあり方について研究するのが三項の規定でございます。

○土井委員 そうして、いまそのとおり極東有事研究を進めになつてゐるというふうに理解していいわけですね。そのとおりですね。

○浅尾政府委員 いま土井委員が極東有事といふに言われました。また、そういう言葉がしばしば使われておりますが、このガイドラインに書いてあるのは、正確に言えば私が先ほど申し述べたことでございます。

その研究をしてゐるのではないか、こういうことでございますが、一月の二十一日に初会合を開いたといふことでございます。

○土井委員 そういふコメントは必要だと思ふのです。これはちゃんとガイドラインの中にも書いてある。「日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の日米間の協力」といふのが三項でテーマになつてゐるわけですから、このことに対しての研究をいま日米間で進められてゐるということなんですよ。そのとおりでしよう。

○浅尾政府委員 そのとおりでございます。

○土井委員 さて、中東地域が有事になる、そしてその有事事態つまり紛争が、日本の安全または極東における国際的平和及び安全に重大な影響があるという場合、安保条約によつてももちろん米軍が出動するといふかっこうになるわけですね。そういうことになつてくると、この場合の中東有事の際、日本のとるべき行動といふのをどうするかといふことを研究することにもなると思ふけれども、いかがでございますか。

○浅尾政府委員 第三項の研究の、そのよつて起さる、日本に与える影響が起さる地域は特定してないといふことは事実でございます。しかしそこで述べてありますように、「極東における事態」といふことでございますので、おのずから地域といふものは制限されてくるのではないかと思ひます。

○土井委員 だから先ほど極東周辺についての質問をした意味があるのです。よろしゅうございませう。日本の安全または極東にその紛争が重大な

平和を脅かす、安全を脅かすという状況になれば、これをすなわち、やはり安保条約によって米軍が行動する、すなわちこれは極東周辺の対処の問題になつてくるというふうになるのだらうと思ふのです。したがってそういうことからすれば、いま研究対象にはなりませんと否定をされてないわけですから、しかもなおかつ、この日本以外の極東における範囲というものを限定してないという御答弁をなされたわけですから、当然これは有事研究の対象になつても無理はない、有事研究の対象にするということがあつても不思議はない、こう思われますが、そのとおりですね。

○浅尾政府委員 これからどういふことをあるいはどういふ地域を研究の対象にするかというお尋ねでございますが、いま、まさに研究に着手したばかりでございます、今後この研究・協議の内容とどういふものがどういふふうになつていくかというところをここで申し上げる段階にはまだないわけでございます。ただ、加えさせていただけば、ここで言っているのは極東における事態で日本の安全に影響があるということでございます、それは先ほど来の条約局長あるいは私の御答弁から、おのずからそこにおいて研究・協議の対象になる範囲というものは限られてくるであらう、こういうふうな考えでいるわけでございますが、これはまだいまの段階では、とにかく着手したばかりというところで、それ以上のことをここで申し上げるのはやや時期尚早であるというふうに考えております。

○土井委員 時期尚早とおっしゃいますが、そういうことに対しての研究をやり始めたときにはもう遅いのですよ。よろしゅうございませうか。有事研究と称しながら極東有事の問題に対してはどうかという研究をやるかというふうなことがはっきり限定をされ、国民にもわかるようにはっきり言われなければ困るのです。無限定であつて、どこまでもエスカレートするくらい危険な話はないのですよ。まだそれは言う段階でないなどとおっしゃるけれども、すでに研究はなさりつつある

わけです。したがっていまして、いまそういうことに對してお答えができないような研究なら初めからやめていただきたい、そのように私は言いたいと思ふのです。どうです、局長。

○浅尾政府委員 この六条自体の研究を含めてガイドラインの研究についてはいろいろな枠組みがございます。それは土井委員よく御承知のとおりでございます。まず第一に憲法については触れない、あるいは非核三原則についても触れない、こういうことでございまして、さらに便宜供与のあり方は安保条約、その関連取り決め、その他の日米間の関係取り決め及び日本の関係法令の範囲内において一般的に研究しようという趣旨がかけられておるわけでございます。さらに、ここで研究・協議されたものは日米両国政府の行政、予算、立法上の義務を拘束するものではないということでございます。

○土井委員 そういふことを言われますけれども、このシーレーンの問題にいたしまして、首相のプレス・クラブでの記者会見の席での御発言から後、アメリカ側では大統領自身が、アメリカのシーリング作戦に呼応して日本としてはシーレーンの防衛に對して役割分担というものを保持してもちろんであるという発言がございまして、したがって繰り返して局長はそういう御答弁をされようとしても、その辺はまことにあいまいなものでございまして、それ自身が玉虫色というよりも危険区域であると私は申し上げたいのです。アメリカ側のシーリング作戦に對して日本のできる範囲というものを研究することになるのであるか、ならないのであるか、この点はどうなのであるか。

○浅尾政府委員 まずここで研究・協議と言うものは、日本とアメリカが直接的に軍事的な協力関係に立つわけではないわけでございます。それから、アメリカ側から見れば、日本が極東の平和と安定のために役割分担の一つの機能を果たしておれば、それ自身はアメリカの軍事的、現在日本防衛に割いてはいる軍事的力をほかの地域に割けると

いうことは事実でございます。

○土井委員 そうすると、いまの御発言からすると、アメリカ側のシーリング作戦に對して日本がどういふふうなことが出来るかという範囲も研究する対象に当然なつてくるというふうになつてまいります。そのように理解いたしますよ。よろしゅうございませうね。

○浅尾政府委員 いま土井委員の言われたことと、いわゆるガイドライン三項の研究とはおのずから性格が違ふものでございまして、ガイドライン三項の研究というものは、あくまでも安保条約その他の関連取り決めの枠内で便宜供与のあり方、それは日米が直接軍事的協力に立たない便宜供与のあり方を研究するものでございまして、他方、土井委員の言われているシーリング作戦と日本との関係、これはわが方の自衛力の整備の結果としてアメリカ側が余力を持つというところにならうというのが先ほどの私のお答えでございます。

○土井委員 そうすると、いまの有事研究の行われている中身はあくまでもガイドラインの三項という便宜供与に限定をした研究であつて、それとは全く別に、日本の自衛力の整備の上で米軍のシーリング作戦に呼応してどういふふうなことをなし得るかというところは別個研究されていくというふうな理解してよろしゅうございませうか。

○浅尾政府委員 別個に研究しているかどうかという問題でなくて、私が申し上げたい点は、アメリカの防衛力あるいはアメリカの軍事的力が手薄になつていくところを、日本としては、日本の周辺の自衛力の整備の結果として、そういうことになるというところでございます。

○土井委員 そうすると、これは結果としてそうなるというところを大要力説されるのですが、首相は昨年の五月にプレス・クラブで日本の庭先を守ると言われているのです。日本のために庭先を守るといふことは、同時に、いまの御発言からすると、アメリカ側のシーリング作戦のためにシーレーンを守るという意味にもなつてくると思ふのですが、これは論理の帰結からすると当然そうなると思ふのです。どうですか、その点は。

後ろで首を横に振る人、やめなさい、あなた。

○浅尾政府委員 まず私から最初御答弁して、あと防衛の問題があれば防衛局長から答弁していただきますが、私の考えているところは、わが方の自衛力整備というものは、従来から国会でたびたび御答弁しておりますように、わが国の防衛のために行つておるわけでございます。その結果として、防衛力が整備されれば、それは現在薄くなつていゝるアメリカの抑止力をより向上させるであらう、そういうことを言いたいわけでありませう。

○土井委員 ここにある文書があるのですが、幾ら局長がそういうことをおっしゃつても、この中身で言っていることは非常に問題が多いと思ふのです。

第二次大戦終了時約九百隻もの駆逐艦を有していたアメリカの海軍がいまどれくらいに減つて四十隻近くにしかすぎない。これでは現在持っている十三隻の空母の護衛や本土沿岸のパトロールだけで手いっぱい。アメリカの海軍が直接護衛できるのは、アメリカ本土とヨーロッパの間、アメリカ本土とハワイの間、そしてアメリカ本土とアラスカの間、それだけだ。アメリカ海軍は多数の空母を持つていなければならない、全般的な制海権というものは確保してないと一応理屈の上で言えても、とても日本商船の護衛までは手が回らない。これが現実の姿だと言われているのです。

そうして昨日来これは新聞報道でも出てくるわけでありませうけれども、来年の、八三年度のアメリカの予算の分析報告書の中で、かつて国防総省の顧問として国防報告書をまとめてくれたカウフマン教授が、同盟国の協力を前提とした対ソ戦略が考えられているというのを強く示唆して、「第七艦隊や航路帯を守るのが目的で、その実施のために日本の協力が要請されている。」こうなつていゝるのです。航路帯のみならず第七艦隊を守るといふ目的で日本の協力が要請されている。したがつ

て、それからすると従来対潜哨戒機P3Cや護衛艦の増強を日本に対して要求してきたばかりでなく、今度はF15などの迎撃戦闘機などの大幅強化というものがいよいよ必要だということをご述べていただければ要請をするというわけになります。アメリカの世界戦略に日本はどう対処するかというのをいま問題にし、自然、それほど別枠であるということをおっしゃるわけでも、有事研究の中身としてこのことを研究せざるを得ない状況になつてきていると思われ、わけでありまして、どうですか。

○塩田政府委員 いまお述べになりましたアメリカの海軍力でもってどの程度の海上防衛ができるかとか、いまのカウフマン教授の最近の発言等新聞報道等は私も承知いたしておりますが、同時にアメリカの今度の公聴会における政府側証人の発言にもあるいはまた八三年の米海軍軍事態勢報告にもアメリカ海軍の基本的な任務としまして自由諸国のための海上防衛ということをおっしゃいますし、また公聴会の証言ではインド洋、南太平洋等のシーレーンの防衛というのはアメリカの役割制であるということをおっしゃり、私もアメリカの考え方がそういう点で変わつておるとは思つておりません。アメリカは同盟国である日本のみならずヨーロッパの同盟国に対しても同じでしようけれども、アメリカとしては同盟国に對しては確かにいろいろ役割制分担を求めています。それは事実でございますが、それに対する受けとめ方としまして、日本がかねてから言つておられますところの日本の周辺数百海里、航路帯を設ける場合にあっては約一千海里はみずから守れるように防衛力を整備していくということ、去年総理もおっしゃったこと、それをアメリカはまさに日本に對して期待しておるわけでございます。それは先生のお言葉によればアメリカの戦略体制の中に入れたのじゃないかというように御意見も聞くわけですが、そうではなくて、日本自身がかねてから日本の防衛のために考え、か

つ言つておることでございます。そういう意味で私も従来から日本の立場は何か変わつていないというふうにお考えしておるわけでありまして、

○土井委員 日本がみずから自国防衛のために従来から考えている線というのを、おっしゃいますけれども、日本が受け持つ防空作戦の中にアメリカの艦隊の艦艇をバックファイアから守るというふうな構想は含まれているのですか、どうなんですか。これは役割制分担ということと同盟国に對してアメリカ側からの要求があることは事実である。そのとおりなんです。アメリカからすると同盟国たる日本に對して要求を持つてこられる中身としてこれは具体化されているであらうと私は思ひますけれども、どうなんですか。

○塩田政府委員 私どもが従来からアメリカの国防省関係者といろいろディスカッションをしてまいつておられますけれども、私も承知する限りにおきまして、先ほど申し上げました日本の防衛目標、防衛力整備目標についてアメリカは理解を示しておるということでございます。具体的にはアメリカの艦隊を守つてくれとかそういうようなことはアメリカは言つておるわけではございません。その点について私も何らアメリカの方針がかわつたとかそういうようなことは聞いておりませんし、私も従来から日本の立場を繰り返して述べておるわけでありまして、

○土井委員 従来から日本の立場は変わらなかつたとおっしゃいますけれども、防衛庁長官の発言が最近怪しいです。防衛大綱ではもうとてもシーレーンは守り切れなかつたとか周辺海域を守るわけにいかないとか、そうしてやがてはそれを守ることのために日本の法制度を改変しなければならぬとか、場合によつたらこれは安保条約に對して交換公文を新たに出さなければならぬとかそういう発言するわけでありまして、これはどういふわけですか。

○塩田政府委員 防衛庁長官が最近の国会のお答えの中で、「防衛計画の大綱」が達成したとした場合にシーレーンの防衛ができるのか、こういう御

質問に對しまして、それが一〇〇%できるのかというお尋ねであるとすればそれは必ずしもかといふ意味のことを、そういう趣旨のことをお答えしたことは事実であります。これは私もかねてからいろいろの機会に申し上げておるわけでございますが、そのシーレーンの防衛ということをおっしゃいます。海上自衛隊が整備されてきたに反して「防衛計画の大綱」の水準に到達したとした場合でも一体一〇〇%守れるのかという意味においてお尋ねであるとすれば、つまりわが国の船は一隻も沈まずにすべて相手方の潜水艦をやつておられるというように意味で完璧に守れるのかというお尋ねであるとすれば、それは困難なことであらうといふことはかねてからお答えをいたしておりました。また、逆にわが国の船がどんどん沈められて相手方に対し一矢も報いることができないかと言われれば、それはそんなこともないだらう。したがっていまして、結局そういうことは一体一〇〇%とあるいは何十%とかというふうな数字的にあらわすことはできないことであらう。そこで私たちが言えまことは、現在の自衛隊の能力でもある程度のことはもちろんできます。しかし、それが「防衛計画の大綱」の線に到達すれば大幅に能力が向上するといふことが言えるであらう、かつそれを期待して私も整備に努めておるというのを申し上げておるわけでありまして、そういう趣旨で防衛庁長官もおっしゃつたわけでございます。

○土井委員 それはシーレーンを完全に守ろうなんて、どれほど防衛を持つたとしてもできることではないと思ふのです。だからいまの御答弁というのにはある意味じゃナンセンスな御答弁です。時間の方も気になりますから、それじゃ、この夏に事務レベルの会議が日米間で行われますね。予定されているはずであります。防衛庁長官が夏に行かれるのか秋に行かれるのか、その点は九月という線も出ています。どういふことか。問題は、その事務レベルの段階でどういふことが話し合われるのかというのには実は大変大きなことにな

つてくると思ふのです。すでにアメリカ側から具体的にこのシーレーンに對して日本の役割分担や海域に對しての役割分担というものが線ではなくて面に及ぶ、そしてわけても第七艦隊をむしろ守るために日本の役割分担にあるのであるという方向で要求が出てくるということは必ずだといふふうな報道もなされております。日本側としてはこの事務レベル会議にどういふ姿勢で臨まれますか。

○塩田政府委員 例年やつておりますハワイにおきます事務レベル協議は、いまのところこの夏に行われるだらうと思つておりますが、それは何回も申し上げておることでございまして、元來この協議はあくまでも事務レベルの協議でございまして、議題を決めて特定のことを決めていくという性質のものではなくて、いわば日米の関係者が集まつてフリーディスカッションをしようということが主眼でございます。したがっていまして、そこでどういふことを決めるかというのではございせん。また現在のところ、そこでどういふことが話になるかといふようなこともまだ決めておりません。そういう意味では、いまお尋ねの点につきましてはどういふことが議論になりどういふうな話し合いになるだらうかということをまだ申し上げられる段階ではございせんが、この前ワインバーガー長官がお見えになったときに、一般的な期待表明をされたときに、いざハワイのときにはもつと具体的な話をしましよという趣旨の話があつたことは事実でございます。まあディスカッションの中でアメリカとしてはアメリカのいろいろ考へておることを言うだらうと思ひます。それに対して日本のわれわれのスタンスはどういふことかでございますが、これはもうかねてから申し上げておりますように「防衛計画の大綱」の線に早く到達したいというわれわれの現在の防衛力整備の努力を表明しておるわけでございますが、これを繰り返して強調するというのが私たちの基本的なスタンスでございます。いづれにしましても、フリーディスカッション

でございますからどういふことが議論になるか、
そういうことはまだわかりませんけれども、デ
イスカッション自体は大いにやってみようとい
思いますが、基本的スタンスはそういうことで
ございます。

○土井委員 なおかつこの問題については大事な
問題をお尋ねしたいと思うのですが、差し迫つた
事柄について二、三さらに日韓経済協力の問題で
お尋ねをしたいんです。

報道によりますと、外務省、大蔵省間で四十億
ドル韓国に提示するということが合意されたとい
う旨があるのですが、これは事実ですか。

○木内政府委員 そのような事実はございませ
ん、現在も大蔵省、通産省、経企庁、それに外務
省の四省庁で相談中でございます。

○土井委員 そうすると、またこれは憶測記事と
いうかデマ記事である趣旨を局長は言われている
わけでありまして、大蔵省御出席いたされている
わけでありまして、財政当局としての大蔵省とし
ては基本方針を持ってこの問題に臨まれている
と思うのですけれども、どういふ基本方針をお持
ちになつていらつしやいますか。そうして外務省
との間で調整をどういふふうになつていま

か。

○朝比奈説明員 私ども非常に厳しい財政を担
当しておりますので、韓国に対する経済協力につ
きましてもわが国の経済協力の基本方針のもと
にできる範囲内で協力を行つていくということで
検討しております。

先生の御質問のそのほかどういふ基本原則か
といふことでございますが、財政事情のほかに、
私どもといたしましては他の円借対象国とのバ
ランスとかODAが低所得国を中心に供与され
るという原則とか、あるいはよく新聞でも報道
されておりますが、年次ベースで具体的プロ
ジェクトの積み上げにより協力するといふよう
なことを考へておるわけでございます。また韓
国側からいろいろプロジェクトの要請がござ
いますけれども、そういったものにつきましても
収益性の高いものに

つきましては輸銀の資金とか民間資金とか、
そういったものをもつてやらしていただくとい
ふことが原則かと考へております。いづれに
いたしましても、隣国の困難な経済事情を助
けるためにできるだけ早く私どもとしては結
論が出るように努力したいと思つております。

○土井委員 ところで、かつて大蔵大臣は
ODA倍増といふなら過去五年間の対韓経済協力実績を
もとに計算したら八億ドルが上限だと言われ
たんですね。それが十億ドルになり、今回は
報道によると十三億ドルを認めたといふこと
に大蔵省としてはなるわけなんです。対外
援助といふのは総枠で問題にすることは本
来できないんでしょ。積み上げ方式でな
きやならないんじゃないですか。まず総
枠を提示して、それから後でどうい
うことが中身を考へようなんといふことは
許され

ないはずであると思ひますが、いかが
ですか。

○朝比奈説明員 先生のおっしゃるのと
おりでございます。いまして、私どもと
いたしましては年次ベースでありかつ積
み上げであるといふ原則は崩さないとい
ふことで考へております。

○土井委員 この辺外務省としては、何
だか総枠を提示することに躍起になつて
いらつしやる感じがなきにしもあらず
です。それが非常にはつきりしてきて
いるといふふうになつてゐるわけであ
ります。

先日私が質問した当日に玉虫色答弁を
アジャ局長はされて、その日のうちに、
後に中間回答と称せられるものを韓
国側に提示された。ところが、これは
韓国側もこれを拒否するといふ回答を持
つてこられて、またいま韓国側の拒
否回答を受けてもう一度再検討するとい
ふことがどうも事象を運ばれてゐる段
階であるといふわけは承知してゐるわけ
です。そうなりますと、この中間回答とい
ふのは第一次案、第二次案、第三次案、
第四次案、ずつとあるのですか。これか
ら何回でもこういふことを繰り返して
繰り返して繰り返して向こうに提示し
ても、韓国側は不満と申す。じゃもう一
回考へ直して、もう、六十億ドルに近
づける努力をしよう、また提

示する、また不満と申される、また六十
億ドルに近づける努力をしよう、こうい
ふことでは進むと考へていいのですか。
こんなむづかしい話はありませんよ、
どうですか。

○木内政府委員 わが国の経済協力の
規模といふものにはおのづから限界があ
るわけでございます。先ほど大蔵省の方
からも御答弁がござりましたとおり、
各国とのバランスといふような面も考
へて慎重に対応しなければならぬとい
ふことと、際限なく交渉がエスカレー
トするといふことはどういふ考へられ
ないと思ひます。

○土井委員 そうすると、今回何だか
関係省庁と取りまじめを急いでおられ
るようでありまして、新聞によると四十
億ドルといふのは、まだそんなことは
考へていないといふ先ほど来の御答
弁でした。このことをまとめて、いづ
れの形にしろ韓国側に提示されるので
ありましようが、これはまだ韓国側が
気に入らないと言はれるのです。これ
で、これでこの問題は打ち切りになる
のですか、際限なくしないとおっしゃ
るのですから。どういふことな

のです。

○木内政府委員 数字的に申し上げ
ますと先ほど御答弁申し上げたとおり、
際限なくこれが続いていく交渉である
といふふうには私ども考へておりませ
ん。ただ私どもとしては、できるだけ誠
意を持って努力を重ねていくことかと
存じます。

○土井委員 それは大体この経済協
力と申しましても、貸す側は日本なん
です。借りる側は韓国側です。これを
お互いが歩み寄るというの、どうも本
来お話し合ひな話なんですね。貸す側
が貸してくださいといふ側に対しては
いろいろ遠慮をしつて色をつける、さ
らに色をつける。これでよろしうござ
いますか、これでよろしうございま
すか。この問題だと思ひます。これに
対しては際限なくやらない、常識的な
線だと思ひます。それをどの辺に目安
をつけてやろうといふお考

えかを承つて、最後に大事なことが一つ
ございまして、この質問をして私はき
きょうは終えたいと思ひます。その目
安を言つてくださいよ。

○木内政府委員 できるだけ早く決
着させたいと思つております。

○土井委員 まあアジャ局長はさ
ういふ答弁で済むと思ひになつていたら、
そうはいかないであらうと思ひます。
対韓借款の問題、これは非常に重大な
段階だと言わなければならぬので
すが、常に韓国との間は緊密な関係
にあるとか、隣国であるから特に配
慮しなければならぬといふことを繰
り返し繰り返して外務省はおっしゃ
るのです。そういう友好関係を築く
意味での経済援助といふことになる、や
はりお互いの国民が理解し合ひ、す
なわち人権といふことに対して大
切にする、人権問題についてこの取
扱ひを大事にしていくといふのがその
前提条件になると思ひます。

そこで、外務大臣よく聞いてくだ
さい。これはいままでずっといきさつ
がありまして、徐俊植、徐俊植とい
ふ二人のきょうだいが一九七一年に、
当時は朴政権下でございましたが、陸
軍保安司令部によつて逮捕されて、兄
の方の徐俊植は無期懲役、弟の方の徐
俊植は懲役七年の刑罰を満了したにもか
かわらず現在も拘束され続けているとい
ふことなつてゐる。このことについては
御承知でしょうか、これをまずお尋ね
します。

○木内政府委員 徐きょうだいが依
然として韓国内にどめ置かれておる
といふことは私ども承知いたしてござ
います。

○土井委員 さて外務大臣、いままで
この外務委員会におきまして、昭和五
十三年五月段階では十日と二十六日の
二回、六月に入つて十四日、五月十五
日とたびたびこの件を取り上げて問題
にしてきたのです。その都度園田外務大
臣、大来外務大臣、各外務大臣から、
これは人道上の問題だ、内政干渉に
わたらない範囲でこの二人のきょうだ
いの処

遇の善処方を韓国に対して申し入れたい、そしてこちらの関心を相手に伝えたい、在日韓国人についてはこれは永住権を持つていらつしやる方々ですから、したがって日本社会と密接な関係が現在にあるので、日本政府としてもその処遇について無関心でおられないというをはっきり答へられてゐるのです。とりわけ弟さんの方の徐俊植氏は一九七八年にすでに刑期が満了しておりまして、それにもかかわらず社会安全法の保安監護処分を適用を受けて現在なお監護所に拘束されてゐるわけでありまして、これは実質的には懲役刑と大差がないのです。この処分は二年ごとに更新されることになっておりまして、目の前の五月二十七日にまたしても処分が更新されるのではないかと、やがてそのときがやってくるわけでございますから、更新されるかされないかということに非常に関心する声が日本国内でもあちこちで上がつてゐるのです。先日は、このきょうだいがかつて住まわれ、家族の方々が住んでおられる京都の市議會で徐きようだいの釈放の意見書が採択されるというところでもございまして、また有識者の人たちがアピールを出されるということでもございまして、国会の衆参両院がこれに対して百名をはるかに上回る数多くの署名をされてゐるという実態もございまして。

そこで外務大臣に申し上げたいのは、過去に七年の刑を宣告された人が今日まですでに十一年にもわたつて身柄を拘束されてゐるわけでございますから、五月二十七日に処分が更新されればさらに二年延びて十三年の拘束ということになるのです。韓国の国内法の問題もあらうとは思いますが、この問題については、純然たる人道上の問題として政府としても韓国に対しての申し入れを一層やっていたきたいと思うわけでありまして、大臣いかがでございますか。

○櫻内閣務大臣 本委員会におきましてもしばしば御質問を受け、その都度善処方を申し上げておるのでありますが、いま改めて五月二十七日を控へての日本政府の姿勢を問われておるわけござい

ます。私といたしましては、この経緯にかんがみまして、日本政府としてやり得ることにつきましてはできる限り努力をしてみたい。お話しのように韓国の国内関係としてどういうことになつておるのか私に判断がつかまじせんけれども、しばしば問題になつておることでございますので、私としてもできるだけのことをいたしたい、こう思ひます。

○土井委員 これで質問を終わりますが、最後にアジア局長。先ほど、日韓経済援助の問題は自分の目安は何ですかと言つたら、できる限り早期に解決したい、こういう話でしたが、できる限り早期というのはいづれを指しておつしやつてゐるのですか。

○木内政府委員 わが方内部の問題としてしましては関係省庁との調整も要するわけでございますが、また先方との考えの開きというものが非常にあるわけでございますので、その辺の調整にも時間を要するわけでございますが、これを着実にやりまして、その上でできるだけ早くという希望でございます。

○土井委員 そうすると調整ができない場合はどうなるのです。相手方の要求は相変わらず六十億ドル、日本側はともすればできないとしてしまふまで苦勞に苦勞を重ねてこられたアジア局長であるろつと私は思うのですが、調整ができて早期に解決というのを言われる。そんなのは外務省の方なら恐らくだれでもが考えることで、私は考えませんが、この調整ができた場合はどうなるのです。

○木内政府委員 わが方としましては調整に手間取つておりますが、調整を図ることは十分可能だと信じております。問題は相手方との関係でございますが、この点につきましては交渉の現段階でどのような進展になるか、これはお答えを差し控へさせていただきますかと思ひます。

○土井委員 いつでもそういう答弁をしながらその日のうちに国会答弁に反してさきと事実を先行されるというのが常套手段でありまして、私はこれくらい疑惑に富んだ問題はないと思うので

す。国民の目をごまかし過ぎますよ。
午後からもこの問題に關係する質問が續行しますから、午前中の質問はひとまずこれで終えたいと思ひます。

○中山委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。
午後一時十八分休憩

午後一時五十分開議
休憩前に引き続き會議を開きます。

○中山委員長 私は初めに、午前中土井委員から大臣に御質問いたしました日韓の經濟協力、このことを付随的にひとつお尋ねをして、それからまた別なテーマに移つてまいりたいと思ひますが、よろしいですか。アジア局長いませんな。――では、その問題は後にしましう。

外務大臣も御承知かと思ひますが、きのう、きょう、あしたと三日間、東京で日ソ円卓會議というものが開かれております。私もその円卓會議に参加する一員ということで実は参加いたしておるわけですが、この問題についてまず大臣に、この日ソ円卓會議というものを政府として外務大臣としてどういうふうな評価されておるかというところをお尋ねしたいと思ひます。

この円卓會議の日本側のいわば會議を準備した各団体、またその代表の人たちは、これはいづれも民間ベースの人たちということになっております。また相手のソ連側の方も一応政府代表ではないです。それに見合う民間代表というふうな形で来てゐるわけですが、そのねらいとしては、いまの日ソ間のいろいろな懸案事項を前へ進めるには、もちろん政府間のベースでやらなければならぬといふことが最終的な結論になるわけですが、それを進めるために民間のレベルでできるだけの努力をしよう。それが最終的には政府間のそういう

話し合いや協定に実を結んでいくようにしたい、こういう考えを持つてやつてゐるわけでありまして、このことについての大臣の御認識をまずお尋ねをしたいと思ひます。

○櫻内閣務大臣 日ソ円卓會議が昭和五十四年の十二月に持たれて以来、今回は三回目と承つております。ソ日協会のグジエンコ会長、いま閣僚の地位にあられる方でありまして、その会長に見合つて日本側では五団体、いづれも有力な皆様が会長になつておられまして、こういう顔ぶれで兩國間で、民間レベルとは申しながらも非常に有力なこういう會議を持たれる。私はそれなりに非常に有益、有効なものである、このように感じておる次第でございます。この會議を通じて、高沢委員の言われましたような經濟面またそのほかの面で、兩國間の相互理解を深める上にこの會議が成果ある進行を遂げられることを期待してゐるわけでございます。

○高沢委員 大臣のその前向きな認識ということはおわかりました。
そういたしますと、こういうことは大臣、いかがでしょう。あしたこの円卓會議が終わります。何か声明なりステートメントなり、そういうものを發表して終わると思ひますが、この會議を主催いたしました、たとえば日ソ親善協會、この会長さんは自民党の赤城宗徳先生であります。あるいは日ソ議員連盟、この会長さん同じく自民党の石田博英先生であります。その他、対外文化協會の松前重義先生とか、あるいは日ソ貿易協會の横川正市会長等々、こうした自民党の方も含めて、そうであるという方々が今回の會議を主催したわけでありまして、會議が終わつた後、これらの日本側代表の方と大臣が時間をとつて會見をされて、その會議の成果を踏まえて、どういふふうな問題を進めようかということについてお話をなさる、そういうお考えがございませうか。私は、ぜひそうやつていただきたい、こう思うわけでありまして、いかがでしょう。

果を期待するわけにはいかなないのであります。さういふところから、恐らくさういふ準備が整つて実現、こういふところになるのであらうと思つてあります。さういふことが行われることにさういふ意味合いから

しませんが、日本のためにソビエトに接近を望んでおられる。ソビエト代表団長のグジェンコ氏に、ソビエト代表団長のグジェンコ氏に出ているわけであり、きくうからの日ソ円卓会議の中でも、ソビエト代表団長のグジェンコ氏

うであればなおさら、いま日本の国内でも非常な勢いで核軍縮、そして戦争反対、こういう動きが拡大しておる。このことは一党一派が何々という立場を越えたそういう全国民的な運動として拡大

た。それは、三原貝の問題にしても、日本の国民の圧倒的な、核兵器は持つては困る、つくつては困る、持ち込まれては困るという世論や運動があつて、結局それが国会の決議にも実つた。政府もこれを国是として、これは政府の不動の方針で

あるところまでこれを受けとめてきているわけであって、したがって、そういう国民の世論や運動というものは結局最終的には政府の方針に受けとめられるということによってこれが国際政治の中で実現性を持つてくるということになるわけで、この点の大臣の認識はもう一歩前に進めていただきたいと思います。

それでは角度を変えて、仮にソビエトの側から外交レベルで日本に対して核攻撃はしない、そのかわり日本は非核三原則を堅持していく、この点において日ソ両政府間の協議あるいは協定をやりましょうというようなことがもし提起されたというふうになる場合、日本政府としてはこれにいかになるように対応されますか、お尋ねしたいと思います。

○門田(省)政府委員 高沢委員御承知の通りおると存じますが、ジュネーブにございます四十カ国軍縮委員会におきまして核を持たない国の安全保障、つまり核保有国は核を持たない国の安全保障を保障する、核攻撃を行ったり核の脅威を行ったりしないということにつきまして作業部会を設けまして検討していただいております。これまた御承知の通りでございます。第一回特総の際に核保有国はそれぞれの立場において一方的宣言をいたしておるのでございますが、その際の宣言の内容が必ずしも一致したものでない、ばらばらである面がある。そこで、このような重要な問題を国際的な場から統一した形で合意を遂げようという試みがあるわけでございまして、仰せられましたような点を考える場合にはこのような軍縮委員会での動きを十分考えていく必要がある、う、かように思うのでございます。

○高沢委員 いまのお答えは、要するに国際的に全部そういうことができた日本も乗りましようというふうなことではないかと思ひますが、これは日本の安全の問題ですよ、日本の国民の生死の問題ですよ。そういうふうな考えに、ジュネーブはジュネーブでもちろん成功するようにしなければいけません。しかし同時に、それに先ん

じて——いま皆さんの言うところによれば日本に核攻撃をかける危険性があるのはソ連である、皆さんいつもそう言っているわけですよ。それならその危険のある相手と、核攻撃をしないという協定を日ソ二国間で取りつけることが、なぜ一体国際的なものを持たないかぬのか。私は逆に、そういうものが日ソ間でできる、ほかの二国でもどういふことでくるということになるときにジュネーブの国際的な包括的なものもまた実ってくるというふうなことではないかと思ひますが、この点大臣いかがでしょうか。いまの点についての大臣の御所見をお伺いします。

○櫻内国務大臣 ただいまの問題は問題として非常に重要であることは言うまでもございせん。また同時に、日ソ間におきまして政府レベルの話し合いをしようというときには非常に懸案事項のあることも御承知である次第でございますが、昨年の九月、国連総会の折に事務レベルの会議をしよう、こういうことで、これは本年の一月に実現を見ておるわけであります。また、外相会議を持つというふうなことにございまして、これは実務者会議の折にも先方にそのことを重ねて申し上げておる次第でございますから、幸いそういう外相会議でも持たれるということになりますれば、そういう際に腹藏のない意見交換をいたしたいと思ひます。

○高沢委員 そういたしますと、いまグロムイコ外相が日本へ来るかどうか、向こうはいま検討中というふうなことでございまして、向こうはいつ段階と思ひますが、来ましようと思ひが、そして外相会議が開かれる、その外相会議でいまの核攻撃をしません、そのかわり日本は非核三原則堅持、こういう話し合いの問題が出たらこれはお断りする、こういう問題ではないですね。当然その話の協議の場に入っていくことになるかと思ひますが、いかがでしょうか。そのときはお断りになるのですか、いかがでしょうか。

○櫻内国務大臣 先ほど申し上げましたように会議で腹藏のない意見交換をするということがまず

第一だと思ふのであります。この種会議を持たれるときには、議題等の整理も事務レベルでまずやるということが普通の会議のおせん立てであると思ひますが、きょうお話しした点はよく検討して、そしてそういう会議の実現というときには私もそのことを念頭に置いておきたいと思ひます。

○高沢委員 この問題はなお今後へも残しておいてまた議論いたしたい、こう思ひます。

そこで、ここで一つお尋ねしたいのですが、きょうお聞きした情報によれば、けさ早く朝鮮半島で何か戦況状態が発生したというふうなことをお聞きしたわけですが、そういう状況があるのかどうか、ニュースをどういふふうにかつちされてるか、お尋ねしたいと思います。

○木内政府委員 けさの午前二時から七時にかけて朝鮮半島の軍事境界線におきまして撃ち合いがあったという報道はございまして、これの詳報について現在確認をしておる段階でございますが、時たま起こることでございまして、撃ち合いが発生するケースが昨年もあったわけでございまして、けさのも恐らくそういう性格の撃ち合いではないかというふうな考えておりますが、なお詳細確認を求めている段階でございます。

○高沢委員 聞きようによつてはよくあるケースだから、大して心配することはないというふうなお答えのような感じがいたしました。しかし、私は、こういうものがどういふ突発的な危機に拡大していくかというところはまさに予断できない、こう思ふわけですね。そういう点において、朝鮮半島における南北の分断そして対立、そしていつ戦況状態が起るかかわからぬという危険性、これを解消させるためにわれわれは対朝鮮政策を繰り返して主張してきていることをここで一度大臣にはひとつ十分想起していただきたい、こう思ふわけでございます。

さて、それに関連するもう一つ朝鮮半島の危険な状態のときに、その片側に対して日本が特別の肩入れをする、援助する、それが仮に軍事的なものでないといつても、そういうふうなことをやる

ことがまた一体どういふ朝鮮半島の緊張激化につながるかわからぬ、こういう立場から、私たちはいま進行している対韓国の経済援助問題を非常に憂慮している。きょう午前中は土井委員からもその立場でいろいろ御質問いたしました。それを踏まえて私、一つだけお尋ねをしたいと思ひます。

この対韓援助四十億ドル、こういうふうな伝えられておるわけですが、私の考えでは、繰り返し言つてまいりましたそういう総枠方式はとてはならぬ、積み上げ方式でなければいかぬということにも違反してきている、こういう動きではないかと思ひますが、午前中の土井委員の御質問に対しては、その辺は何かまだ検討中であるとか、まだ決定されていないというふうなことを言われたようでありまして、しかし、いまの総理のほうでこの辺で決断しなければというふうな声が出ておるといふことからすれば、こうした総枠方式というものは、金大中氏のケースを見ても、常に一種のこういう政治的決着というものでつづけることを積み重ねてきて、そのことがどんなに日韓関係を害してきたかというこの反省がまだないかというところを私は強く抗議し、そして警告もしなければならぬと思ひます。そういう上立つて、この四十億ドルというものが出されてくるときに、その中の各プロジェクトごとに、このプロジェクトは幾らの金額、このプロジェクトは幾らの金額というふうなプロジェクトごとの金額、そしてこれに対しては金利は幾ら、こういうふうなことを全部示されて、そして全体としていま言われるこの六%にこういう計算でなるんだ、この辺のところをわれわれにも十分わかるようにぜひお示しをいただかなければ、私たちとしてもこの国会審議の責任を果たすことはできない、こう思ふわけでありまして、この点についての大臣またアジア局長の御所見、いかがでしょうか。ぜひ責任を持って明らかにしていただきたいと思います。

○木内政府委員 けさも御答弁申し上げましたとおり、私どもとしては、総枠提示という方式はとらないつもりでございます。個々のプロジェクトにつきましては、一層のフィジビリティ調査等々を加えまして、妥当な結論が出ました場合には、これを両国の交換公文によって合意するわけでございまして、その際には金額それから金利等の条件もすべて明らかにするわけでございます。

○高沢委員 私はいまのそのお答えもずいぶん人食ったお答えだと思えます。総枠方式はとらぬということをお願いしあなたはこの委員会で見られる。しかしその委員会のあつた翌日の新聞を見れば、三十五か、いや四十か、こういうふうなことが外務省、大蔵省で議論されて、そして今度は鈴木総理の決断として四十で行け、こうなってきた。これは一体総枠方式でなくて何ですか。また円借款にしても十五だ、十だという議論をしてきて、結局足して二で割るで十三だ、こういうふうなこともこれは一体総枠方式でなくて何ですか。

そういうふうに国会の答弁は繰り返して繰り返して人食ったように、総枠方式はとりませんと言いつつ、現実の進行は一日一日総枠方式で進んでいるやありませんか。そして五月には外務大臣を訪問してこれにもう政治的な決断で決着をつける、この決断というのは何ですか。いわゆる政治決着じゃないですか。こういうことが総理の指導で行われているという人をばかにした外務委員会の運営というものを、大臣、私はこれは強く抗議をしなければいかぬと思えます。こういうことで今後も進むならば、われわれはこの委員会における条約審議にも責任が持たないということも出てくることを私は申し上げなければいかぬ。

そうでなければこの人をばかにしたやり方はとめようがない。どこで歯止めをかけるか。われわれには適当なことを言つて、事はどんどん進んでおる。五月に入つたら行きます、行つたらもう決着です、これではわれわれは国民を代表して国会で

この危険なことに歯止めをかけるということをごやるかという責任のとりようがありません。そうしなければ、やりたくはないけれども、そういうことが進む以上はわれわれは今度は、関係はないけれどもいま国会に提案をされている条約審議はできませんというふうな立場も出てくることをひとつ御承知いただきたいと思うのです。そういうことで大臣、ひとつ御見解をお聞きしたいと思います。いかがでしょう。

○櫻内閣務大臣 私は機会あるごとに誠心誠意詳しく申し上げてきておるつもりです。それは先方から六十億ドルの経済協力の要請のあつたことは事実ですね。しかしそういうことではないということから実務者レベルの協議をしていただきまして、日本の経済協力の方針あるいは積み上げ方式というものについての説明もして、一体その内容はどうなんですか、こういうことになって、韓国の方も十一のプロジェクトを示し、そして六十億ドルと申しますが、二十五億ドルは商品借款でお願いしたいし、三十五億ドルについては経済援助をお願いしたい、こういうことでこの十一のプロジェクトにつきましてもどういうことかというところを全部検討してみた結果、中には収益性もあるからこれを協力基金でいくわけにはいかない、こういうことで輸銀にふさわしいものはこういうものではないか、基金の方でいけるものはこういうものではないか、それから商品借款については日本としては考えられない、こういうようなことを中間回答としてしたわけです。

しかし、それについて韓国側は、韓国のいまの経済状況などから商品借款を再度考えてもらいたい、それから基金だ輸銀だという振り分けをしたが、先方ではできるだけソフトローンのものにしてもらいたい、こう言つてきて、それをさらに今度検討をしておる。

しばしば総枠がどうのこうのと、それはその十一のプロジェクトを合計してみたらこうなるとかいろいろ推定の方法はあると思うのですよ。しかしながら、現在どれどれをやることに決めたとい

うことを言つておるのでもなければ、その振り分けについて同意をしたわけでもないのですから、だから大変恐縮ではございますが、新聞ではいろいろ書いても私どもはそういう話はしておらない。

それで、今後どういうふうに取り進めるのかといへば、いよいよ大体の合意ができて、それじやこのプロジェクトについてはさらに検討して、初年度はどれぐらい必要であるか、こういうことになってくると、日本の方としては単年度、単年度方式ですから、だから恐らく推定で幾らということは出ても、いよいよ合意するときには、ことしの分はこういうことで合意しましたということ以外にないと思ふのですよ。

だから、きょうは高沢さんに何か大変おしかりを受けたようなわけですが、私はいま言ったとおり一遍もお答えは変えていないと思ふのですよ。しかし、両国の関係から、そして昨年来の懸案であるから、誠意をもって韓国にもたえるし、それから日本の方の処理にしても妥当な線であることを何とかすることが、これが両国のためにいいのではないかと。

そして、最近新聞等があれこれ書いておるとは私なりに何が原因か。それは鈴木総理も、いろいろやりとりをしながらこまできておるが、余り長引くのもどうか、まあ話をつけられるものであれば常識的に言われているところで君も考えてみたらどうか、そういうことを言われたのは事実なんです。だからそれがやはり今度の連休のあたりには何か話し合いがつきそうだというふうな観測である。また私も、その時期以降は私のいろいろな日程が、韓国の方で二、三日とるといふものなかなかわずかしい情勢でありますから、できればそういう時期に話が落ちつくならばこれはいいのではないかと、こう思つておるところでございます。

○高沢委員 もう井上委員が来ておられまして、私は時間超過は大変心苦しいのですが、いま大臣のお答えの中で一言だけ再確認したいと思ひます。

ます。

単年度方式だ、だからことは幾らだ、こういうことは出すけれども、五年間まとめて幾らだといふことはない、こういまおっしゃいましたね。そのことをそのように確認してよろしいですか。

私は確かにそうなければいかぬ、こう思ひます。

○櫻内閣務大臣 これにはもう一つ私が申し上げることを、余り時間をとつてもと思つて言つておるんですが、この韓国の今度の要請というのは、韓国の持つておる五カ年計画の中で、いまの韓国の経済状況あるいは民生の安定の状況等から、日本としてできるこの範囲をやつてもらいたい、応援してくれ、こう言うのだから、だからその提示されているものは五カ年計画か六カ年計画、まあ五カ年でやれなければ六カ年というものだと思うのですよ。だから、単年度でいくけれども、こう見ると五カ年の中の五カ年だ。それは私は否定はできないと思ふのです。その点は御了解願つて、単年度主義ということとは間違ひございませ

ん。

○高沢委員 確かに予算に組むのは単年度でしようが、いまの御説明では、結局五年先まで総枠でこれだけだという約束をするということをお大臣は述べられたわけで、それはまさに単年度主義と違ふのですよというのをきょうは指摘をしておきたいと思ひます。

もうすでに井上委員がおいでですから、ここで私は終わりますが、大変大事な問題ですから、先ほどのあなたの方の出方によつては条約審議はどうなるかわかりませんよということをもう一度指摘をして、私は終わりたいと思ひます。

○中山委員長 次に、井上泉君。

○井上(泉)委員 いま日本じゅうを揺り動かしておる大きな問題に、日米の貿易摩擦解消の中で農産物の自由化を強く要求をされておる問題があるわけですが、この問題について農林省はどう対処しておるか、どうありたいのか、その点まず農林省から説明を受けたいと思ひます。

○副島説明員 アメリカからは、三月初めの日米

貿易小委員会におきまして、日本の残存輸入制限品目、農産物で二十二品目ありますが、これの撤廃を要求するという事で、具体的にその話し合いを進めるための作業部会を設置したいという要請がございまして、これにつきましては、私どもも日本の農業の事情等を十分説明するいい機会であるという事で、これに応じたわけでございまして、それで、先般ワシントンで第一回の日米作業部会という会議をやつてまいりました。

ここでは、相変わらずといいますが、アメリカ側は日本の残存輸入制限はガットの規定に反しておるといふことで、日本側のガット上の合法性に対する見解を聞きたいという事で議論を合してきただけでございます。私どもは、まずこれに説明をさせていただきますが、結論からいいますと、日本側の説明には必ずしも納得しないという事で、あくまでガットに違反する残存輸入制限は完全撤廃をしてもらいたいという要求を強く繰り返してきていただいております。そして、完全撤廃ができなければ、ガットの場に持ち込んで再度話し合うほかはないというのがアメリカ側の態度でございました。

そこで、私どもとしては、この二十二品目全部の完全撤廃などという事はとうていできかねるわけでございますので、ガットに行くというのであればガット上の討議も受けて立つて、引き続き米国側と話し合っていくという事にしておるわけでございます。

○井上(泉)委員 生産者も消費者も、いまの農産物の自由化を要求することに日本が応じたら、これは日本の胃袋がアメリカに支配をされるということになるし、それで日本農業が崩壊するということとは、日本民族の重大な危機になるという事で、これは消費者も生産者も各地で大会を開いて反対をしておるわけですが、農林省としては、要約するところは、そういう残存品目を解除せよ、自由化をせよということとは日本としては受け入れることができない、こういう考え方に立っておるといふことを確認をして間違いないですか。そ

れだけ簡単に答えてくれませんか。

○副島説明員 日本農業の現状からして、自由化は困難であるという立場に変わりございません。○井上(泉)委員 そこで、前に農林大臣をやられた櫻内外相ですが、優秀な外務官僚とは違ひまして、何ば外務官僚が優秀だといひましても、農政のことに關してはあなたに及びもつかぬでしよう。外交はあなたがなくてはならない、こう言っておりますけれども、事農政に關してはあなたが先覚者である、一番わかつている。それで、いまの農林省の言われておる、これ以上農産物の自由化を認めるということになると日本の農業の崩壊につながる問題であるといふことから考えて、外務省としては、大臣としては、これこそ毅然とした態度で、アメリカのこういうむちやぐちやな要求を拒否すべきである、私はこういうふうに思うわけですが、大臣の決意を承りたい。

○櫻内内務大臣 日米貿易小委員会の決定に基づいて作業部会が行われて、そして日本側としては率直な意見を申し上げ、その結果物別れとなり、アメリカ側がガット提議というようなことを言っておるわけでありますが、その後二十二品目の個別についての意見を言っておるという事実も申し上げなければいかぬと思うのです。この辺は考えられないかとどうにかいうことを言っておくと思うのです。これは二十二品目ずつとごらんいただきます、この基本としては井上委員のおっしゃったとおり、私も日本農業の事情その他、向こうに行つたときには農林大臣当時のことから全部さらけ出して言つたのですが、相手側もそれはノーコメントで、それこそ何もよう言わなかったのです。しかしいまそういう物別れになつた後に、また個別にいろいろ意見を言つておる。これをてんから、作業部会がああで、そういうことはもう一切開けぬよという事でガットへ持つていってしまうのがいいのかどうかということにいま問題が残っております。

○井上(泉)委員 いま問題が残つておるといふことと、それからいまの外務大臣の説明の中には、十二品目において、これはこれだけ入れてもいいじゃないか、これはこういうのでもいいじゃないか、こういうふうなことが言外に、心にありはしないか。つまり、二十二品目は全部だめでも、これはよくないか、これはこれだけの量をふやしたらいいじゃないか、こういうふうな姿勢がうかがわれるわけですが、そういうふうなことではなしに、これは交渉の過程の中でどうなるかもわからぬけれども、やはり基本として、あくまでも日本の農業を守るために日本外交の方針としても、これ以上日本に対して農産物の自由化を要求して、これは無理でございますよ、それは私どもどうして受け入れることはできませんよ、それぐらいのことをきちんと言ひ切つて、その上に立つて行動してもらいたい、私はこういうふうに思うわけです。その点は大変、自由化は困難であるとか、ガットの場で話し合いが行われると、あるいはサミットでは協議はされないであろう、こういういろいろなことを言われておるわけですが、これも、やはり大臣としては、これ以上農産物の自由化を要求してきても、貿易摩擦の解消には、せいぜい全部やつたところで十億にも足らぬ金だし、こんなことは問題でない。十億に足らぬ金で日本の農業が崩壊するやうな、日本の国民がアメリカの食糧に支配されるやうな状態をつくり上げるといふことは断じてまかりならぬと言ひだけの決意を持った外交方針というものを要求するわけですから、その点についてひとつ大臣の決意をはつきりと答えてください。

○櫻内内務大臣 物別れですから、それから私はガットでいい、表現が悪いのですが、そこでやり合ふと申しますか、いいと思うのです。しかしそのことがガット違反といふことであるわけではしやう。国際的な約束と違ひやないか、そこが痛い。だからガット違反に持ち込まれてオー・オア・ナッシングのやうなことがいいのかどうか。先方も物別れになつてみたが自分の方の言ふことも無理かもしれぬが、この辺は考えられな

いかときているものですから、それはここで一概に全然取り合はぬと言ひ切るわけにもいいかない要素が若干あるのです。これは正直に言つておかないといひけないと思うのです。しかし基本としては日本の農業をもうこれ以上痛めつけられたのではかなわぬ。個々の物資にしても地域農業の振興の上に必要なのだ、また各国でもなお日本を責めるけれども、君らの方にもあるじやないか、それはもう大いにやり合つておるわけだが、さあこの物別れ後の扱いというのがなかなかむずかしいといふことも問題としてあることを申し上げておきます。

○井上(泉)委員 終わります。

○中山委員 次に、玉城栄一君。

○玉城委員 大臣、私もちよつと話を逆戻りさせて恐縮でございますけれども、日韓援助問題につきまして午前中から質疑が交わされておりました、また本委員会でもずっと論議が交わされておるわけですが、私たちが聞いておつてよくわからぬわけですが、私ども会議録を日韓援助問題に限らずよく読みましたのですが、わからぬ面が多々あるわけでございまして、それで、たとえば大臣御自身、この前は、訪韓される、いや、私はそういう考えはいまのところありませんとか、しかしちゃんと新聞にはそういうふうに書かれておるわけですね。委員会ではお話とわれわれ新聞で読むのと、全然理解できない面が多々あるわけですね。そこで、いまの三十億ドルか四十億ドルかわかりませんが、いづれにしても多額の援助を大体詰めておられるというやうなことであります。然しこれはバランスも考えなければならぬというやうな意味の御答弁もあつたわけですね。具体的に四十億なのか三十億なのか、その辺がどうなるかよくわかりませんが、それは今後、わが国は各国に援助をしていくわけですが、そういうところのバランスはそれでいいというふうに理解していいのかどうか。その辺、いかがでしようか。

○櫻内内務大臣 玉城委員のおっしゃるやうに、

これは相手があつてのこと、だからはっきりいろいろ書かれるということが、本当は私にもどうしてこういふことが出るかとわからないぐらいで、交渉事ですから本言えはわからないのが一番本当だと思ふのです。しかしここでだんだん申し上げるうちに、いろいろ交渉の焦点というかそういうものが出てきておるといふことははっきりしておるので、その辺は先ほど来御説明を申し上げておるところでございます。

○玉城委員　ですから、たとえば仮に四十億ということになりますと、それは他の援助諸国とのバランス上はやはり均衡はとれていふというふうに理解すればいいのですか。それともそういうレベルでこれからほかの諸国へも援助されるということになるわけですか。

○櫻内閣務大臣　経済協力の基本の方針として、五年で過去の実績の倍に持つていこう、これは一つの大きな枠ですね。それからかねてよく言われるように、積み上げ方式、これも一つの枠だと思ふのです。ただし、大枠の倍増と言つてもその倍増の中身がアジアに重点を置いておる、これも事実です。だから、いままでやつてきたそういう実績も踏まえながら、基本の方針というものに基いて経済協力の問題を処理していく、こういうことです。

○玉城委員　私はほかの質問がありますので質問を変えますが、先ほど例のけさ朝鮮半島休戦ライン両軍、北南衝突があつたという、さりとよくあることであるという事だつたんですが、これは朝鮮半島のそういう事態というものは、わが国にとつて、そういう感じだけではこれは非常にまづいと思ふのです。大臣、いかがですか。

○櫻内閣務大臣　三十八度線で百万からの軍隊が対峙をしておる、そして昨年、一昨年あたりの紛争の状況を考えてみますと、われわれは朝鮮半島の統一、安定ということを望んでおるわけでありますが、現実にはなかなかそのトラブルがある。そして本末明の事件が起きておる、こういうことでありまから、質問者によれば、そういうこと

がきつかけで予想のできない事態もまき起こるころがあるんじゃないかという御指摘もあつたように聞き取りましたが、私は、ただ単純に三十八度線のトラブルがあつたんだということじゃなく、やはりこの問題については、朝鮮半島の平和、安定ということから、そのような事態が起らないように、北朝鮮、韓国ともに考えてもらいたい。従来全斗煥大統領あるいは北朝鮮側、いろいろな形で統一の提案があるが、それがすれ違ひになつておることを非常に遺憾に思ふのです。それから、三十八度線を挟んで軍事演習でもやるべきには、お互いに視察団、その視察団という言葉は当てはまるかどうかは知りませんが、視察をするためのそれぞれ軍隊の人が来てもいいじゃないかというふうなこともあつて、そういうことも進めば空気がずいぶん違うんじゃないかと、いろいろと配慮をしておりますけれども、なかなかそれが進まない状況のもとに今回の紛争である、こういうことで、私はそれなりに心配をしておるところでございます。

○玉城委員　時間がございませんで、私は国連海洋法会議について、この間もお伺いしたのですが、ちよつとまたそれが大分経過してまいりました、その後の状況をちよつと詳しく御説明いただきたいと思ふのですが、そのときこの会議の見通しはどうかというふうな意味について、全然見通し立たないというふうなことであつたのですが、しかしその後大分情勢は好転して、妥結の方向に向かいつつあるやにも聞いておるわけですが、その辺ちよつと詳しく御説明いただきたいと思ふのです。

○栗山政府委員　お答え申し上げます。ただいまニューヨークで行つております海洋法会議におきまして、最大の問題は、深海底底開発の關係の現行条約草案に盛り込まれております規定をどのように最終的に取りまとめるかということが一つと、それから条約が発効しますまでの間に、おきまして、そういう技術を持つておる国の企業等におきましては、やはり深海底底資源の探査活動が続けていかなければならないという要請がござい

ますので、その場合のいわば国際的なルールをどういうふうにしていくかということ、この二点が現在会議での焦点になつておるわけでござい

ます。それで、これらの問題につきましては、当初米國がかなり大幅な条約草案の修正というものを要求いたしました、これに對します發展途上國の反対というものがあつたがために、會議の帰趨がどうなるかというところにつきまして予断を許さないという状況でございまして、その後、わが國

その他各國の働きかけ等もございまして、アメリカもかなり柔軟な態度をとるようになり、かつまた發展途上國の方も交渉に際するということになりました。現在議長を中心とした

しまして、發展途上國側、先進國側あるいは社会主義の國の側集まりまして鋭意舞台裏の折衝が中心でございまして、円満妥結のための最後の努力が行われておる。いま現在の時点におきまして非常に樂觀的な見通しを申し上げるというわけにはまいりませんが、各國とも妥結のための非常に真剣な努力が行われておつて、私もたいしたしましては、その結果といたしまして國際的に受け入れられるような条約ができるということを強く期待しておる、こういう状況でござい

ます。○玉城委員　ところで、いまお話のありましたアメリカは修正案を出しましたね。わが國も独自の修正案を出していますね。その日米間の修正案の違い、それをちよつと説明していただけますか。

○栗山政府委員　これは非常に技術的な点にわたるわけでございまして、具体的には深海底底開発を行つてまいります場合に、探査のために探査主体に對しまして認められる鉱区の範圍、この広さがどの程度であるべきかということにつきまして、アメリカその他の西歐諸國とわが國との間に若干意見の相違がございまして、ごく大ざっぱに申し上げますと、アメリカその他はかなり広目の方によい、こういう意見であるのに対して、わが國の方は、マンガン団塊の賦存状況その他か

ら申しまして、鉱区は若干小さ目にとつた方がより多くの國あるいは深海底底開發の活動主体に機會を与えることになるから、やや狭い方がいいのではないかと、こういう観点からわが國は独自の修正案を出しておる、こういう状況でござい

ます。○玉城委員　そこでわが國、われわれ含めてなんです、その深海底底開發に關する法案を議員立法でつくろうではないかという動きがあるわけですが、その点について、外務省としてはどのようにお考えになつておられますか。

○栗山政府委員　深海底底開發のための国内法の整備を行う必要があるということにつきましては、政府としてもつとにそういう認識を持つておたわけでございますが、他方におきまして、海洋法會議におきまして全体の条約草案が妥結に至らない前におきまして一部の先進國がそういう国内法をつくりまして、どんどん深海底底開發を進めていくという姿勢に對しまして、發展途上國側からかねてより非常に強い反発がございまして、そういうことも勸告しないといけません。それからまた實際問題といたしまして、海洋法會議におきまして深海底底開發の制度というものがどういふふうな固まつていくかということを見きわめずして国内法をつくるというところは、これはなかなか困難でござい

ます。つくりましても、直ちにまたこれを條約に合致するように修正しなければいけない、こういう問題も出てきますので、タイミングといたしましては、政府としては、いま現在ニューヨークで行われております海洋法會議のある程度は準備を整え、こつちで国内法の体制を整備すべきである、こういうふうな考えでまいつた次第でござい

ます。したがって、ただいま、先ほど御答弁申し上げましたような状況になりまして、まあ全体の空気が何となく會議がまとまるのではないかと、そういう傾向が出てまいりましたものでござい

ますので、そういう状況に照らせば、やはりこの際、わが國といたしまして国内法の体制を早急に整備すべき時期にいま来ておるといふふうに私も認識しておる次第でござい

したがいます、先ほど玉城先生が御言及になりましたように、国会の方におかれて国内法制定のイニシアチブをとられるという動きがあるというふうには承知しておりますので、政府といたしましては、そういう国会側のイニシアチブというものを対しましては十分御協力をさせていただくようにお願いしたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○玉城委員 そこで、当初大分憂慮されていましたが、国連海洋法会議、何とかまとまるのではないかと、各国、鋭意妥結に努力しているということで大分明るい方向にあるようですが、ただ、アメリカ側も柔軟になり、それから途上国側も話し合いに乗り出す、いまいろいろ経過の御説明がありましたね。やはりこれは最終的にコンセンサス方式で、しかし、また事情によつては多数決で採決というふうなことで、それに対してはアメリカ側がどう出るのかというふうな、そこまでの詰めはこれからでしようけれども、どんなふうに見えておられますか。

○栗山政府委員 基本的には先ほど私から御答弁申し上げましたことの繰り返しになります。若干補足させていただきますと、目下のところ折衝の焦点は、条約が発効するまでの間の深海底開発のルールをどういうふうにするかということに焦点が置かれておりまして、これがまとまりますればその次の段階として、今度はいよいよ条約本体の深海底開発関係の規定をどの程度手直しをするか、現在の草案をどの程度手直しをするか、こういうことに手順としてはなります。その段階がいわば過去九年にわたつて交渉を続けてきました海洋法会議の正念場ということになろうかと思ひますので、現在の段階で日本も含めまして各国とも何とかコンセンサスで条約を採択するというところに持っていきたいということで鋭意努力をしておるところでございますので、多数決で押し切るとか、あるいはそれによつてアメリカが会議から離脱するとか、そういうような状況はいまのところはどの国も考えておらない、みんな全力を挙げて

そういうコンセンサスの方向でまとめるというところに努力をしておる、こういう状況でございます。○玉城委員 では、そういうことになりましたとまると、この条約が発効しますね、実際に動き出すの期間はどのくらいかかるのですか。

○栗山政府委員 これはなかなかむずかしい問題でございます。仮に予定どおりまいりますれば、ことしの九月にカラカスで条約採択会議が持たれるということになっております。そこで採択されまして、あとは各国のいわば国内的な批准手続という段階に移るわけでありまして、具体的に何年くらいかかるかということについては見通しを立てることはきわめて困難でございます。が、いままで一般に言われておりますのは、やはり条約が発効するまでには少なくとも五、六年はかかるであろう、こういうのが大方の観測でございます。

○玉城委員 そこで、わが国は海洋国家として国連海洋法条約にも当然加盟していくわけですね。そこで、加盟していった場合、この条約に言ういわゆる経済水域というものは当然日本海にも及ぶということですね。その辺はいかがですか。

○栗山政府委員 先生の御質問の御趣旨、私必ずしも正確に理解したかどうかかわかりませんが、いまの現行条約の草案が採択されれば、各国とも二百海里までの排他的な経済水域を持つ権利が認められる、こういうことでございまして、現実には必ず二百海里まで線を引かなければならない、こういうことではございません。

○玉城委員 そうしますと、いまおっしゃるように二百海里経済水域設定は、わが国としてはこの条約が発効しましてどのように考えていらっしゃるのですか。

○栗山政府委員 現在は、先生御承知のように漁業水域に關します暫定措置法によりまして二百海里までの漁業専管水域を設定できるという体制に国内法上なっております。御承知のように、太平洋側におきましては二百海里まで漁業水域を設定しておりますが、日本海側につきましては、御承

知のような事情でそのようなことを行うに至っておりません。

将来、条約に加入し、条約を批准することになりまして、二百海里までの排他的な経済水域を設定できるということになった場合に、具体的にどのような線引きをするかということにつきまして、その時期になりましてから改めて政府部内において慎重に検討が行われるだろうというふうには私は予想いたしますが、現在の段階におきまして日本海側がどういうふうな線引きになるかということにつきましては、私はいまの段階ではちよつと御答弁できかねる次第でございます。

○玉城委員 国際海峡、領海三海里、それで公海部分をいまあけて、あらゆる国の船舶を自由に通航させているわけですが、この条約に加盟した後、この国際海峡についてもいろいろ規定がございしますね、それはどんなふうにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○栗山政府委員 国際海峡につきましては、御承知のようにいまの条約草案におきましては、従来の伝統的な国際法において認められております無害通航よりもより強い、いわゆる通過通航制度というものが規定されております。恐らくそのような形のままで条約がまとまる場合には、その通過通航制度というものがそのまま採用されるということになろうと思ひます。

他方におきまして、領海は十二海里までが認められる、こういうことになりまして、条約加入、条約批准の場合に、現在わが国が特定海峡においてとつております領海三海里凍結という制度をその後も維持するかどうか、あるいは十二海里まで広げまして、広げた部分につきまして、条約の規定に従ひまして通過通航制度を認めるかということ、これは将来の問題でございしますので、現在のところ、政府としてこうするといふ確たる方針は有しておりません。

○玉城委員 そこで、この条約に規定している、おっしゃる通過通航制度を採用していく場合、よく言われます三海峡の封鎖、海上封鎖だとか機雷

の敷設とか、そういう通過通航制度でそこをあける、公海上についてもやはりそういうことはできるのですか。

○栗山政府委員 お答え申し上げます。

現在の既存の海洋法関係の条約もそうでございますが、今度採択される新海洋法条約も同様でございますが、これは基本的にはいわゆる平時におきます海洋法秩序というものを定めたものでございまして、通過通航制度が適用されたものでございまして、法律的には、沿岸国が自衛権行使のために必要限度において、いわゆる有事の場合に船舶の通航を必要最小限度阻止するという、そういう国際法上の権利は新海洋法条約においても認められるところであらうと考えております。

○玉城委員 いまおっしゃるいわゆる有事の場合です。たとえば中東有事の場合はどうなんですか。海峡封鎖とか機雷敷設とか。

○栗山政府委員 先ほど申し上げましたように、あくまでもそのような国際海峡におきます通航を阻止するということは、沿岸国の自衛権の行使の必要最小限度の範囲内でのみ認められることでございまして、これは現在において三海峡封鎖との関連で政府が常にお答え申し上げておるところでございます。わが国が武力攻撃を受けまして、わが国自身が自衛権を行使する、そのような場合を除きまして、わが国が実力をもって海峡を封鎖するといふようなことは認められない。また政府としてそのようなことを行うつもりはないということは、累次申し上げておるところでございます。

○玉城委員 そこで、これは午前中もちよつと質問がございましたけれども、極東有事研究の対象の中に、極東周辺の有事がわが国に非常に重大なかわりがあった場合、そういう極東周辺有事研究ということもこの極東有事研究の中に入るのか。それをされているのかどうか、いかがでしようか。

○淺尾政府委員 まず冒頭に申し上げておきたいのは、これから研究してまいりますので、その地

○玉城委員 この問題については私最後に念を押しておきたいわけですが、ACMIは、局長さん御存じのように沖繩周辺空域、現実には十六カ所の提供空域があるわけです。そこはもちろん民間航空機は入れないわけです。そのほかにも臨時で設定される場合もあるわけです。これは運輸省の管轄のようですが、そういう間隙を縫って民間航空機は那覇空港に離着陸しているわけです。たまたま今度米側の要求しているポジジョンは、それが集中している場所になっているわけです。それで運輸省は、民間航空の安全上非常に危険性がある、この場所は無理ですよということ、この間の御答弁では外務、防衛、運輸三省庁で場所については調整中である。しかし、その調整といいますが、あの米側の要求している場所を十数キロ移動しただけでは管制上危険が去るものではないということを行っているわけです。同時に、この

問題はさつき申し上げたように民間航空機に非常な危険を及ぼすというふうないろいろな問題もありまして、新たにこういう空域を設定されることについてはもちろん地元では猛反対です。事務レベル協議ではそういう個別の話はされないといいことですが、それも含めて、外務省とさえてはそういうことをやっては困るということ強く言っていた方がいいわけですね。これは大臣から最後にお答えいただきたいのです。

○浅尾政府委員 まず私から御答弁いたしますけれども、この前の委員会で申し上げましたように、外務省としても運輸省及び防衛施設庁と主要協議をしております。玉城委員が提案されたように民間航空の安全の妨げになるような空域の設定は困るというのが基本的な立場でございます。しかしながら、このACMIの訓練空域の設定それ自体も全くやめるということとは安保条約を結んでいる立場からアメリカ側に言えない、こういう立場でございます。

○玉城委員 大臣にいまの件でさらにお伺いしておきたいのですが、そういうことであの空域に設定するということは、技術的、物理的に非常に危険性がある。ですから、強いては断れないというのであれば、完全に危険を伴わないような遠い空域でそういう訓練はやってもらう。米側の要求は嘉手納基地に非常に近いところという要求もあるわけですが、これは向こうさんの都合であって、そういうことは許されなと思うのです。それで運輸大臣も、民間航空機の安全上この空域周辺は非常に問題がありますからできませんというところをおっしゃって、予算委員会でもちゃんとそのことをおっしゃっているわけですね。外務大臣としてはどうですか。

○櫻内閣務大臣 玉城委員から何遍かこの問題で御熱心に御心配の向きを承っておりますのでございまして、先ほど北米局長がお答え申しましたとおり、この問題について関係省庁で相談をする折に玉城委員の御所見もよく踏まえて善処してまいりたいと思っております。

○中山委員長 以上です。

○林(保)委員 次に、林保夫君。

○林(保)委員 国際情勢一般の質疑でございますので、三点にしばりましてお伺いしたいと思っております。

その一つは、世界的にいろいろな問題が出ております中で欧州に対する日本の外交が大事なものになってきていると思っております。そういう観点から、先般せっかくミッテラン・フランス大統領が参りましたのでこれの成果と、これからの対欧州、対E.C.外交の基本についてお伺いしたいのでございます。

まず第一は、実際に来られていろいろな報道、さらには大統領演説を私もじかに聞かせていただいたので、多くの困難な問題がありながらもなお先を見ようという御提議もあつたかと思われまします。欧亜局長、それらの大統領訪日の成果を日仏関係あるいは日欧関係にどういうふうに取り入れていかれるのか、まず評価を伺いたいと思っております。

○加藤(吉)政府委員 今回のミッテラン大統領の訪日は、フランスの元首、大統領として史上初の訪日であつたという点にまず第一の意義が認められるかと思ひます。また第二点といたしまして、西ヨーロッパの中で従来比較的日本とは縁遠い、あるいは相互理解が欠如していた日本とフランスとの間に今後二国間の相互理解を深めようという合意ができたこと、これも非常に大きな成果だつたと思ひます。第三点に、日仏間にはいろいろな経済問題もございますけれども、そういうものを乗り越えて、現在の世界が直面している大問題、たとえば南北問題あるいは東西関係等について忌憚ない意見の交換をし、かつ日仏相互の考え方があつたこと、こういう点は非常に有意義なことだつたと考えております。

特に第三の分野にかかわりますが、科学技術の面において日仏の協力を今後進めていこうというふうな結論を得たことは大変な進展であつた、か

ように考えております。

○林(保)委員 その科学技術の交流でございますが、向こう側から提案してきたもの、こちら側から出したもの、大変何か実りあるような感じで受けておりますが、具体的にどういふものがあるのか明確にひとつお答えいただきたいと思ひます。

○宇川政府委員 お答えいたします。話題になりましたものを中心に拾ひ上げていただきたいと思います。かなりいろいろな科学技術協力というのは非常に特定、専門化された分野がございまして、わりと広い形でお答えさせていただきます。

話題になりましたのは、ライフサイエンス、新材料の開発、海洋生物資源の開発、より具体的に日本海溝における共同調査、同時に話題になりました航空機、鉄道等でございます。あわせて科学情報相互交換の可能性についても話題になったと承知しております。

以上に加えて、原子力の平和利用の分野での協力というものについて、今後さらに事務、専門レベルで詰めていこうということで両首脳間に一般的な意見の一致を見たこと承知いたしております。

○林(保)委員 いまおっしゃつた中で、たとえば日本海溝の共同調査あるいは開発ですか、いろいろ問題がある点もございまして、そういう問題に対して、日本側はどの範囲で受け入れられるようなお話をされたのでございまして、

○宇川政府委員 お答えいたします。

私の承知いたします限りでは、こういう分野では協力の可能性があるのではないかと、その他の分野もあるにしても、双方の力点の置き方、それからかなり得意の分野である、あるいは協力していただける分野であるというところで話題になった。恐らくはこのそれぞれの分野につきまして、さらに細目につきましてフランス側とも打ち合わせる機会を今後早急に持ちたいと思っておりますが、その

中からかなり具体化ができるものが少なくないと考えております。

○林(保)委員 報道によりますと、日仏間の文化交流について、こつちの鈴木総理が東京とパリに日仏文化会館を建設するよう提案した、このようないふことが出ておりましたが、どういふ提案をされたのでございまして、

○加藤説明員 四月十五日の日仏首脳会談におきまして、鈴木総理より相互理解促進のために日仏間の文化交流を促進したいということ、それからミッテラン大統領訪日を記念するという意味で、文化会館を東京とパリに建設するということを提案されました。この点につきまして両首脳間に原則的合意が得られたわけでございます。

○林(保)委員 その日仏文化会館、向こう側は何かセーヌ川河畔に建設してはどうかというふうな積極的な姿勢を示したなどありますが、大体どの程度の規模でどういふ内容のものをやるかというのでございまして、事務的な検討の結果をひとつ御報告願ひます。

○加藤説明員 両首脳間の合意につきましては、原則的な合意ということでございます。その後具体的にどういふものを建設していくか等につきまして、土地の問題を含めましてこれから両政府間で意見交換をし、協議をし、そして所要の調査をいたすということになるかと存じます。

○林(保)委員 貿易摩擦の問題は後で具体的に承ることといたしますが、なお今度のベルサイユ・サミットを控へまして、ミッテランさんと総理の間あるいは大臣との間でお話があつたやに聞いております。そこでは、日本を、何と言ふんですか、被告席に立たせるようなことはせぬけれども、なお議題として貿易摩擦問題を取り上げる、こういうふうなことであつたと思ひますが、その詳細について御報告願ひます。

○深田政府委員 お答え申し上げます。先生御指摘のように、フランス側といたしましても、特定の国を特に取り上げてこれを非難するといふようなことは考えていないということござい

ざいます。他方、貿易の問題はサミット主要国にとつて大変大切な時期に来ておりますので、協力という、お互いに意見を交換して将来の事態の改善を探索しようというような観点から貿易の問題も取り上げるということでございまして、この点については日仏間に意見の一致があるわけでございします。

○林(保)委員 そのほかアメリカの高金利の問題とかいろいろあったんではないかと思ひますが、なおミッテランが来られていろいろの問題として出てきた中で、大変軍縮の問題についての見解がどうも日本の総理や皆さんのおっしゃる話と、それからミッテランの方はむしろ大変厳しく見ている、軍縮総会にもわが国の総理は行かれるの、ございまいしやうが、大統領は行かないという、これは立場の違いからそうかもしれないが、事務的にはこの大統領の発言、そのほかを、軍縮に關してあるいは欧州の軍事バランスについてどういふうに把握され、認識しておられますか。

○加藤(吉)政府委員 鈴木総理の方からは特に来るべき国連の軍縮総会に焦点を当てられて、できる限り低いレベルで均衡を達成する、そういう目標から、この来るべき軍縮総会にみずから出席されるということをおっしゃられたわけでございします。ミッテランさんの方の回答は、どちらかと申しますと、いまのヨーロッパの東西の均衡が非常に大きくソ連の方に傾いておる。通常兵器の面でもしかり。特に最近核兵器の面でも非常にソ連の方が優勢になってきておる。したがってまず必要なことは、西側としてこの均衡を回復することである。この点に重点を置いて発言しておられましたが、同時に、個人的かつフランス社会党の信念、原則という形で、平和は均衡の中にしか存在しないということを繰り返して強調しておられました。

○林(保)委員 そのようなやりとりがあったんだらうと思ひますが、なおもう一つこの点で聞いておきたいのは、六月の軍縮特別総会が宣伝の場になるのは避けるべきだというような合意があったのか、あるいは一方的にどちらかが言ったのかと

思ひますが、どういふ意味でございまいしやうか。

○門田(省)政府委員 ミッテラン大統領がおっしゃられました趣旨は、来る第二回国連軍縮特別総会には非常に重要な会議である、したがって、その場では実行可能性のある具体的な軍縮措置が実行ある形で討議されるべきである、こういう趣旨でおっしゃられたものと了解いたしております。

○林(保)委員 時間がありませんので、結論を急ぎたいと思ひますが、私はやはり今日のように世界情勢がこういうふうに複雑になつてまいり、危機感も一面で高まるような情勢である、とすれば、欧州あるいはECとの外交関係をもう一度見直さなければならぬ時期に来ているのじゃないだらうか。このことは、昨年の五月でございしましたか、鈴木総理がアメリカから帰られて、アメリカとの間に日本は同盟関係、状態は余り変わらないのに言葉だけかもしれないけれども、実体もだんだんと変わつていくのでしやう、というのをつくられた。そうするとどうも、地球上から見ますと、アメリカとの関係がより深くなつて、ほかの国と落差が出てくるというような感じもしたくもございしませんので、ECをどう規定するのだ、こういう御質問を大臣にいたしたこともございします。そういう経緯も踏まえて、これからECとの関係をどのように深めていけるのか、対応されていけるのか。ECを同盟と呼びたいと思ひますけれども、どういふ心組んで取り組まれていけるのか、これはひとつ大臣に、これからの櫻内外交の一つのポイントにもなるうかと思ひますので、御所見をお伺いできたらと思ひます。

○櫻内閣内務大臣 ECはわが国と自由と民主主義の価値観を同じくしておるわけでございします。また、ECが東西対立の中できつて重要な地理的關係にあるということ、そういうことからいいますと、かねがね日米欧という表現で、世界の中の三つの柱の日米欧がうまくやつていく、そのことが西側の全体としてきつて重要だ、こういうこと

でありますので、私もそのような考え方に立つて協力できるものはしていく。

また、西側全体のいまの経済的な沈滞というものを打破する上におきましてどのようにして再活性化を期するか、こういう問題がございしますが、こういう点については、今回のミッテラン大統領の訪日から、余り過去を考えずにもう一つ前へ向かつて進んでいこうじゃないか、そういうことで科学技術の協力というようなところを志向したところ、に新しさがあると思ひますが、日欧間においても同様な見地に立つて、特に今度のフランスとのこの関連を重視しながら臨んでいきたいと思ひます。

○林(保)委員 外交辞令だけかもしれませんが、けれども、いま大臣がおっしゃいましたようにミッテランさん大変前向きに、世界経済の再活性化のために縮小でなく拡大でいこうじゃないか、競争でなく協力でいこうじゃないか、これは総理も言われておると思ひますが、そういう方向が一つ出ておると思ひます。それからまた、向こうから来ておりましたアメリカのマクドナルド通商代表部の次席でございしますか、私もお目にかかりましたし、ECの閣僚理事会の議長のカンデマンさん、この人にもじかにお目にかかつていろいろ承りました。それから、アメリカから、上下両院の対日親善でございしますか、あるいは貿易交渉で来たのかわかりませんが、たびたび来られました。私もお目にかかりましたけれども、皆さんのコンセンサスがそういうところに一致していると思ひます。縮小でなく拡大でいこうじゃないか。現に物の足りぬ国はいっぱいある。アフリカから東南アジア、発展途上国は、幾らでも、お米も要れば機械も要るし自動車も要る、こういうことでございしました。大臣、今度のベルサイユ・サミットが一つの大きな開門になると思ひます。各国の期待もそこにあると思ひますが、日本はなおほつきりと自由化するものは門戸をあけていかなければ対応できないと思ひますし、なおその先を考えますと、そういう大きな長い目で見てのコンセン

サスが必要だと思ひますが、大臣はベルサイユ・サミットに對してどのような考えを持っておられますか、御決意のほどをまず聞いておきたいと思ひます。

○櫻内閣内務大臣 先般訪米をいたしましたときに、当面の問題としていわゆる経済摩擦がございします。これはこれで対応していかなければならぬ。一言で言うならば日本に市場開放が強く求められておるわけでありますから、サミットに臨むに当たりましては、そのことについての十分な対策の必要があると思ひます。

しかしながら、サミットといたしましては、むしろそれよりも、先ほど申し上げた、特にミッテランさんが今度議長を務められるわけであります。議長国がもとと将来を考え、前向きに行こう、こういうことからたえば技術協力であるとか経済協力であるとか第三国への協力といううなこともサミットで大事な課題ではないかと思ひます。

サミットに臨むに当たって、今回どういふ問題を取り上げるかということにつきましては、近々第三回目的準備会が持たれ、もう一回持たれて、そして課題が決まらると思ひますが、先ほどから出ておるような問題が多分課題に上つてくるのではないかと。エネルギーの問題もありましよう、貿易の問題もありましよう。軍縮の問題が取り上げられるのかどうか。この再活性化の問題、それから科学技術の協力といううな、またまた日仏会談でいろいろ出てきたような問題が現在の国際政治、経済の中での問題点ではなからうか。ただ、サミットの課題、議題というものは、最終的な詰めは準備会議でもう少しかかるのではないと思ひます。

○林(保)委員 ぜひそういう線で御努力いただきたいと思ひますが、一番生臭い問題としては、やはり日米間の経済摩擦があらうかと思ひます。言うならば、昨年、いわゆる劇的措置というところから始まりまして、選挙もあるというところであれば、ことしの暮れがその時期でございま

おるわけでございます。

○林(保)委員 それと関連しまして、くどいようですがもう一つ。向こうはこうやってくれと言う。それでは日本側からこうやってくれというものは何か出しておられるのでしょうか、何も出していないのでしょうか。こういうことを問題にしておる人もおりますので承っておきたいと思ひます。

○深田政府委員 先ほども申しました日米の貿易小委員会の機会等にも私どもの方から申し出ておりますことは、日本側がこうやっていろいろ努力をしている一方においてアメリカ側が保護主義的な

法律をつくるのか、そのようなことではどうい日本側として甘受し得ないということでございますとか、あるいは州を中心にしたしめてのバイアメリカンの動きでございますとか、細かくはユニタリタックスとかそういうこともございます。またアラスカの石油についてアメリカの考え方はどうなんであるかというように、いろいろ含めましてアメリカに対する注文も多数出しているのが現状でございます。

○林(保)委員 アメリカの高金利政策、そしてまたアメリカの産業構造そのほかからいって、もう日米間のあれだけの貿易のアンバランスはとも解消されるようなものではないという意見すらやはり専門家の間にはあると思います。そしてな今日、アメリカがバターやクリームなど自由化義務免除の十三品目を抱えておる、ECの域内においても農業保護のための課徴金などで輸入障壁などを設けている、こういう状況が世界にいつぱいあると思います。ならば日本も何か大きな提案をしてばさつと一挙一時に解決するようなものはないだろうか、これがいわゆる国民の期待でもあろうかと思ひます。

つきましては、大臣にそういった点を含めまして、日本だけがやらなければならぬということじやなくて、こういう際ですからもう少し総理の声明ぐらゐ出したらどうだというように意見も、これはプロの専門家が私に外務省にこう言ってくれ、こういうようなことでも来ておりますが、大臣、その辺を政治の問題あるいは外交の問題として大きな視点からいかにお考えになっておられますか、ひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○櫻内閣内務大臣 ただいま深田局長からお答えをいたしましたように、いま残存制限品目について日本がいろいろ言われる、その場合におきましては、アメリカのウエーパ品目はどうである、あるいはヨーロッパにおける農業産品に対する課徴金はどうである、これは当然日本としては主張すべきところだと思ひます。それから、日本とアメリカとの間の貿易の不均衡を言われる

場合に、貿易の不均衡は不均衡ではあるが、一体アメリカの經常収支はどうなっておるのか。經常収支は黒字であるわけですね。であるとするとならば、ただ単に日米間の貿易のみを問題とするのもこれは当を得ないことであるわけですから、それはそれでわれわれは主張していく。また、ただいま高金利の話が出ましたが、それが日本の内需喚起の上に支障がある、あるいは貿易収支の上におきましては、円安ということ、これが十円、二十円と改善されれば、すぐ何十億ドルという収支の改善になるということは言うまでもないわけでございます。

それから、米側がこの不均衡を改善するために努力をしようとするならば、アラスカ石油あるいは西部炭、やはりアメリカとしての努力をすべき点もございしますから、表面には、日本に対する市場開放とか、日本がヨーロッパ、アメリカに対して集中豪雨の輸出で、片や百億ドル、片や百八十億ドルの不均衡だということでございますが、他面いままやうな問題があることは、これはもう堂々と日本が主張していいと思ひます。そして最も大事なことは、経済全般が沈滞化しておる、これを改善するというによつてこの不均衡問題にも寄与していくわけでありまして、どうして経済の活性化ということが大事な課題でありますから、これは昨年のオタワ・サミット以来、大体サミット参加国の間では合意されておるところでございますが、今度のベルサイユ・サミットにおきまして、こういう点からも主張すべきことはすべきではないか、こう思ひしております。

○林(保)委員 そのとおり賛成でございます。事務当局の皆さんは大変苦労しておられて、板挟みになっておられて大変だろうと思ひます。でございますが、言うところははっきり言つてもらつて、しかも、物事は詰めれば詰めるほど縮小してしまふので、縮小均衡になつてしまふということではなくて、何とか開けるような形で收拾をせよお願い申し上げたいと思ひます。

それから、時間がございせんが、最後に軍縮の問題について聞かせていただきたいのです。いま日ソ円卓会議も開かれておりまして、この件についていろいろ聞きたいのでございますが、これはいまちやうど会議をやつておる最中でございしますし、国益を踏まえましてやりませんが、なおそれらを含めて承りたいのでございます。国連の軍縮総会は六月でございますが、今日それへ向けて、各政府、各国民あるいは団体、組織、機関がいろいろな対応をしております。それで、一体どういう成果がそこで出てくるのだろうか、やはりわれわれとしては、幾ら署名を集めましても、中に入つてやる人がどうやるかということと決まつてしまひますので、国連局長はどのよう御判断されておられるか、率直なところをお聞かせしたいと思ひます。

○門田(省)政府委員 お答え申し上げます。ジュネーブでの軍縮委員会が約四週間来作業を続けております。今明日をもつて委員会の作業を了するわけでございますが、その報告がニューヨークの国連軍縮委員会においてさらに検討されて、最終的に第二回特総に上がつてまいるわけでございます。報告の内容をまだ受けておりませんので、この場で、何がどのように報告されるか申し上げる立場にはございせん。

ただ、この場で申し上げられることは、今度の第二回特総に對しましては、世界的に非常に緊迫感が盛り上がつてゐる、主要国からも最高首脳部が御出席になられましてそれぞれの立場を明らかにされる、わが国からは鈴木総理大臣みずから御出席ということが明らかにされてゐるところでございます。このような事柄がいたしまして、軍縮問題は非常にむずかしい内容をはらんでおりますけれども、にもかかわらず、最善の努力が払われるもの、また、そうでなければ各国の皆様の熱意にこたえられないのではないかと、かように考へております。

○林(保)委員 局長もごらんになられたと思ひますが、過日、十八日でございましたか、新聞報道によりますと、大川氏がジュネーブ軍縮委員会議長を務める日本大使というところで出ておりました、もう大変悲観的な、むしろそれが本当ではないだろうか、言われることもまた、軍縮の性質から言つて当然だと私は思ひます。前には進んでいられるけれども氷河の流れのようだというふうには、もう大失態は投げておるのかというふうな感じでございますが、現在までの軍縮がどのような形で――ここで結論だけ読んでみますと、「国際関係の悪化、米ソの信頼関係の欠如などの結果、第二次米ソ戦略兵器制限交渉(SALT II)が棚上げとなり、いゝんな米ソ間交渉が全部ストップしている。昨年十一月の終わりになつて、やつと中距離核戦力(INF)制限交渉が始まつた。これが、いま唯一の明るい材料だ」とあつて、明るいと思ひます。と書いておられるのはこだけですね。あとはもうほとんどむずかしい、むずかしい、こういうことで、過去のことをとらまへながらお言つておられますが、実際にそれを担当され指揮されておる局長としては、やはりそういう御認識でございます。どうか、率直にお答えいただきたいと思ひます。

○門田(省)政府委員 軍縮の問題は、ただいま御指摘がございましたように、非常にむずかしい内容を持っておりますだけに、一足飛びに結論を得るというわけにはまいりません。

ただ、大川大使がインタビューをされたというふうな報ぜられております内容をいかにか解するかという点につきましては、一言申し上げさせていただきます。それは、大川代表は非常に熱心に軍縮の問題に取り組んでおる方でございます。特に、今月、議長という非常に重要な職務にございまして、第二回特総に提出する報告をまとめるという重要な任務を持っております。できるだけあれもこれもまとまつた形で何とかまとめたという熱意の余りに、御自身の期待に必ずしも沿つていないような現状であるということでも申していただきたいと思います。

まして、軍縮特許に対する期待が薄いと、そういうことではないと思います。

たとえば、実験の禁止問題につきましても、最近におきまして米國及び英國が、検証及び遵守という点に限るという条件つきではございますけれども、核実験の全面禁止というのを前進させるために、作業部会の設置に同意するという進展もござります。これが最終的にどういうふうになるか、まだ報告を受けていないのでござります。何とか前進があるように、こういう期待を持っているのでござります。

○林(保)委員 総理の新聞に出ております談話を見てみますと、この総会で軍縮問題を主張するに当たっては東西両陣営の軍事バランスを保ちつつ低いレベルに持っていき、こういうのを基本方針にして、軍縮による余力を第三世界に向けるべきだ、日本は援助をやる、こういうこと。さらには、日本は広島あるいは長崎の体験がござりますので、日本しかできない発言をやるというようにもとれるのでござります。大体どういう基調で総会で主張なさるのか、まずその辺をひとつ局長から御説明いただきたいと思ひます。

○門田(省)政府委員 総理が総会に臨まれるに当たりましてどのような御方針で対処されるかという点につきましては、今後総理の御意向を十分承りまして事務的に固めてまいりたい、かように考えておるのでござります。

○林(保)委員 大臣、ああいうことでございまして、これからやっても間に合うことは間に合いますけれども、なおやはり基本姿勢が非常に大事だと思ひます。先ほどお話しになったように、期待が大きければ大きいほど裏切られたような感じになる、あるいは努力すればするほど何かむなしさを感じるというのが軍縮交渉の現実の実態かもしれない。そこあたりを突破口を切り開くのがやはり政治的な力であればならぬと思ひますが、大臣、それらを踏まえられまして軍縮総会でのような主張を日本はやるべきだと思ひになつておられますか、またそうした努力についてもお聞

かせいたいただきたいと思ひます。

○櫻内閣務大臣 現実の東西勢力の状況からいいますと、低いレベルの均衡に何となくも持たせている。この不均衡ということがやると非常に危険である。これはこれで現実政策として置いておいて、やはり軍縮総会の場合にきましている、ある程度の理想を持ちながら、しかし同時にこの軍縮特別総会でみんなの合意のできる方向へ持っていく、こういうところに今度の軍縮特別総会の重要性があるのではないかと。日本としては核実験をやめてもらおう。これが核の問題の一番諸悪の根源です。この実験でもやらないということになればそれなりに効果があると思ひます。あるいは核拡散防止という条約にみんながこぞって参加して、そしてこれを普遍的なものにしていく、これも必要なことではないか。また今後考えられるべき兵器などについてそういうものはもうやらないということも、われわれとしてはぜひそういう何かの決議でも条約でも実現したい。この軍縮の問題についていろいろ意見が出ておりますが、それらのものがぜひ実効の上がることをやるようにしむけていく、この必要があると思ひます。

今度の場合もう一つ、現に反核運動の各国における相当盛んな点がござります。これが前回の軍縮総会の最終文書のような、この本場の意味における世界世論の喚起というふうな方向へ持っていく。一部反核は反米だというふうなことが言われておる、そういう意図的なものであつてはいかないと思ひます。しかしニューヨークの第二回軍縮総会を機に、そういう正常な国際世論の喚起が行われるということは、私は大変好ましいことだと思ひます。

○林(保)委員 わが党は中道四党一結になりまして、国民の本当の声を伝えるべく、目下懸命に準備をいたしております。そういう姿勢でまいりたいと思ひますし、大臣御指摘のようないろいろむずかしい点があると思ひますが、やはりやる以上は両陣営でやってもいいと思ひます、本場の安定平

和は来ないと思ひますので、ひとつせつかくの御努力をくれぐれもお願ひを申し上げまして、質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○中山委員長 次に、野間友一君。

○野間委員 軍縮特別総会の点について先ほどからいろいろ話がありましたが、きょうの新聞によりますと、国民運動推進連絡会議、この発表で反核署名千三百万、これを突破したという報道が出ております。事このように、核廃絶を求める国民の声というものは、一億一千万の国民からして、これは未成年ももちろん含まれるわけですが、千三百万といつたら、相当な数なんです。それだけ核の廃絶に向けての期待、要求が強いということでありまして、こういう切実な国民の声をきくやらなければならぬ責務は非常に大きいじゃないか、こういうふうなことを踏まえた上で、質問をいたします。

前回、国連の十六回総会、このときの核兵器使用禁止の宣言ですね、決議一六五三、この点についての質問をいたしたわけでありまして、残念ながら、そのときには答弁の準備が十分で、この宣言の賛否についての逐条審議、それに対するわが国の対応、これについては準備して、こなかった。そこから聞き出したわけですが、これは逐条審議をやつたというこの確認と、それにわが国はどうか対応したのか。これをまず明らかにしたいと思ひます。

○門田(省)政府委員 お尋ねのございました決議は、第三十六回総会、昨年の秋の総会に提出されまして、いまだ核不拡散条約というふうな了解をいただいております。

○野間委員 いえ、違います。一九六一年の十六回総会の一六五三決議ですよ、いま言ったのは。

○門田(省)政府委員 逐条につき、賛否を求めております。

○野間委員 その逐条審議、そして採決の際に、

これは前文、それから主文一項、二項あるわけですが、これに対してどういう態度をとつたのか、ちよつと簡単に。

○門田(省)政府委員 主文一項、それから前文、決議全体に対しては賛成、主文第二項につきましては棄権という投票をいたしております。

○野間委員 そこで伺ひますが、主文の一項(a)ですね。これはどういう中身になっておりますか。

○門田(省)政府委員 一項(a)は、核兵器の使用は、国連の精神、文言及び目的に違反するものと、国連憲章に対する直接の侵犯であること。

○野間委員 侵犯あるいは違反という文言も、これは外務省の資料に、もつた中にあるわけですが、これには「直接の違反である」という文言になっております。これは間違ひありません。

○門田(省)政府委員 そのとおりでござります。○野間委員 紛らわしいことを言わないでください。正確に、あなたの方からもつた宣言に基づいて私は聞いているわけですから。

それから主文の一項(b)ですが、これもその使用について「国際法の諸規則及び人道法に反するものである」ということが宣言の中に明らかにされております。

○門田(省)政府委員 b項におきましては、核兵器の使用は戦争の範囲を逸脱し、人類とその文明に惨禍と破壊をもたらすものとして国際法の原則及び自然法に違反するものであることということでございます。

○野間委員 多少文言が、表現がいまの読まれたのと違ふわけなんです、同じことで「国際法の諸規則及び人道法に反する」ということについて、の文言があるわけ、いまの局長の話によりまして、あとたくさんありますけれども、それはそれとして主文の一項の(a)及び(b)、これについてわが国は採決の際に賛成の態度をとつてきたということですね。

○門田(省)政府委員 賛成いたしております。

○野間委員 そうしますと、これは議論の余地なく核兵器の使用については国連憲章の直接の違反であるし、また国際法の諸規則及び人道法に反するということを明確にわが国は意思表示をしたわけ、私はこの点については大変評価をするわけです。国連の場で国連憲章と核兵器の使用についての評価判断をなされたのはこれが恐らく初めてではなからうか、こういうふうに思いますけれども、この点どうですか。

○門田(省)政府委員 いわゆる核不使用決議が国連総会に提出されましたのは一九六一年第十六回総会、これが初めてでございます。内容的にもまずこの関係で出てまいったという意味におきましては、最初のことだったと思います。

○野間委員 もしいまの時期にいま申し上げた主文一項の(a)及び(b)、とにかく(a)なら(a)でも結構ですが、これが出てきた場合、従前の六一年の当時の対応、つまり賛成、この態度を当然おとりになると思うのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○門田(省)政府委員 お尋ねのございました点につきましましては、このような考え方が具体的にどのような案文のコンテキストで出てまいるかという点も十分考えなければならぬと存じます。第十六回総会の際には核の惨禍を二度と繰り返してはならない、核兵器が使用されるようなことがあってはならないという強い希望、強い願望というものがこの決議案の中に反映され織り込まれたということでございます。その趣旨においてわが国は賛成の態度を明らかにしたものと存じます。したがって、そのような関係であるというところであれば、いまなお私も核兵器の惨禍は二度と繰り返してはならないという確信には変わりないと存じます。

○野間委員 ですから、これはいまの主文の一項(a)、核の使用は、国連の精神、それから字義及び目的に反するものであり、したがって、国際連合憲章の直接の違反だ、こういう立場、これは核兵器を使うということに対して国連憲章というそ

ういう憲章から見た一つの評価、判断が、これだけのごでなされておるわけですね。それについていまもそのまま国連憲章違反というものは維持するということなんですか。多少何かいまいいなことがありましたので、確認しておきたいと思ひます。

○門田(省)政府委員 核兵器を使用することが国連憲章に法的な意味合いにおいて違反するかどうかという点につきましては、別途の機会に責任ある担当者より御説明いたしておるところでございます。

ただ、ただいま申し上げたいことは、第十六回総会、いま御引用になつておられます決議が出た場合に、わが国が国連憲章との関係あるいは自然法あるいは人道という観点についての規定にその態度を明らかにしたその趣旨は、核の惨禍を二度と繰り返さない、核兵器が使われるようなことがあつては国連が目指す趣旨、目的に沿わない、まさにその点はわが方も共鳴し得るということで賛成をいたしましたということでございます。この点はただいまも変わらないということでございます。

○野間委員 ですから、いまでも憲章に違反するという点については変わらない、いまいろいろ背景等について説明をされましたけれども、それはそれとしてもそういうことでいいですか。

そうしますと、私お聞きしたいのは、当時、これについてイギリスが反対をするし、イタリアが修正案を出しましたね。核の使用について国連憲章に違反するということについては、そういうふうな自衛のために核の使用だつて許されておるんだという立場からイギリスは反対し、イタリアが修正案を出し、アメリカがイタリアの修正案に賛成する。そういう国連憲章に核兵器の使用が違反するかどうかということが修正案が出て、大変な議論をされて、その上で日本政府はこの主文の一項の(a)、これについて賛成の態度を意思表示をしたという経過が実はあるわけでありま

その点からしますと、国連憲章に違反するというわが国の態度、これはもうきつとここで明確に出ておりますし、それはいま依然として維持されるということになるわけですが、そうしますと、これについて言いますと、核兵器については三原則、つまり、持たず、持ち込ませず、使われず、核の抑止力と、核兵器そのものはいかなる場合であれ国連憲章に違反するということは矛盾するわけですね。この点についてどうなんですか。

(委員長退席、愛知委員長代理着席)

○栗山政府委員 先ほど国連局長の方から御答弁申し上げましたが、国際法、国連憲章を含みます実定国際法の問題として核兵器の使用が違法であるかという点につきましては、先般私から野間先生に御答弁申し上げたとおりでございます。従来から政府は、核兵器の使用というのは、国際法のベースにございまして人道主義というものがあつて人道主義には反する。しかしながら、厳密に言つて、いままさに先生が言われましたような自衛権の行使の一環としての核兵器の使用というものであつて実定国際法が禁じているというところは、この認識については現在も政府の認識は変わっておりません。

○野間委員 それがおかしいのですよ。局長、いま申し上げたように、このときにすでに出ておるわけですよ。じゃ、そこを確認しますけれども、イギリスがあらゆる場合の核兵器の使用を制限することはおかしいとクレームをつけた。イタリアがそれに即してどういふふうに変えたかといふと、憲章に違反する核兵器の使用はとわざわざつけまして、憲章に違反する場合と違反しない場合があり得るという修正案を出したんですね。アメリカはこれに乗つたという経過があるわけでしょう。この経過だけひとつ確認してください。

○門田(省)政府委員 お答え申し上げます。イタリア修正案には賛成いたしておりません。

○野間委員 率直に言つてください。すぐ皆こ

まかすんだよ。だから、六一年当時は、やはり国連憲章に違反するということを明確に認めておるわけですよ。しかも、これに対して修正案が出され、いろいろな議論があつて、修正案に対して賛成せず原案に対して賛成をしておる。いまも国連局長の話がありましたが、そういう態度ですね。だから、そのことは明確に核の抑止力とは合わない、矛盾するわけです。この立場をいまも堅持して、国連の場で軍縮特別総会に向けて、唯一の被爆国でありますから、当然力を入れてやるべきである。ところが、その後、国連でいろいろな諸決議を見てみますと、棄権から反対に変わつておられますね。棄権になつたのは六七年、二十二回。それから、明確に反対になつたのは三十五回、八〇年十二月でありました。八〇年とい

ますと、この十二月ちようどレーガン政権が誕生したとき、当選した後なんですね。ですから、このころからうんと百八十度転換して反対に回つてくる。ここにも対米追随の姿勢が明らかに出てくるわけですね。この三十五回総会の際には逐条審議、逐条採決は私はなかつたというふうにいふまでもなく振りました。そうですね。だから、国連憲章に違反するかどうかの日本の意思表示は明確にされておりました。それをやったのは六一年のときだけだと思ふのですが、そういうふうな神聖な国連で一たん明確な意思表示をしたがらあいまいにずつと後退して棄権し、そして反対に回する、しかも自身そのものは国連憲章に核兵器を使用することが違反するかどうかだけの問題ですね。法律上の判断だけが求められてゐる。私は政治的な背景とか、だれがどういふ背景でこれを提案したかといふことは一切言つておりません。そういうこと自体に対する政府の対応が六一年当時は非常に明確であつたのが、棄権になり、反対になり、しかもいまの栗山局長の話によると、これは非常にあいまいで、従前から変わらないという答弁。そういう態度は二枚舌だ。そういう態度をとり続ける限り軍縮に向けての日本政府の役割りは十分に果たすことができない、このことを私は

強調して、あと二十七日、二十八日あるいはその後軍縮に向けての質疑をやりますので、そのときにまた続けたいと思います。

次に、巡航ミサイルの点についてお伺いします。

いわゆる藤山・マッカーサーの口頭了解第二項ですが、ここでは「核弾頭及び中・長距離ミサイルの持込み並びにそれらの基地の建設」これが事前協議の対象となるということになっておりますが、ここで言う「中・長距離ミサイルの持込み」が事前協議の対象とされておる理由について、一言簡単に説明してください。

○栗山政府委員 御承知のようにこれは一九六〇年の安保改定の際に、核兵器の持ち込みについてはわが国の意思に反してこれが行われることがないようにということで事前協議制度というものができて、その事前協議において「装備における重要な変更」という形で核兵器の持ち込みを事前協議制度のもとに置いたということでございます。そして、その「装備における重要な変更」とは何かということでは藤山・マッカーサー口頭了解におきまして「核弾頭及び中・長距離ミサイルの持込み並びにそれらの基地の建設」、それが「装備における重要な変更」の意味であるということで日米間に了解されたということでございます。

○野間委員 三十五年の四月の衆議院の安保特で、これは防衛局長ですか加藤さんが、核兵器専用のものは運搬用具といえども事前協議の対象になる、こういうふうに答弁しております。これは間違いないですね、いまでも。

○栗山政府委員 従来から御答弁申し上げておりますように、中長距離ミサイルということでICBMとかIRBMとか、そのようなものは核弾頭と切り離してあっても当然核兵器の一部とみなされるということから、そういうような従来の政府の答弁があるというふうに承知しております。

○野間委員 そうしますと、いま栗山さんも言われましたけれども、核弾頭が装着されていなくても、中距離であれ長距離であれ、ミサイルの持ち

込みそのものが事前協議の対象になる、こういうことですね。

○栗山政府委員 それが核専用のミサイルということであれば、そういうことでございます。

○野間委員 この際お聞きしておきたいのは、この場合の中距離ミサイルですね。この中距離の射程というのは一体どのくらいなんですか。

○浅尾政府委員 ここで加藤政府委員が答弁しておりますのはIRBMということでございます。まして、IRBMについてはいろいろ種類がございます。したがって、この中で特定して何キロという答弁というものは私は承知してないわけでございます。

○野間委員 衆議院の外務委員会昭和五十年に丸山防衛局長が答えていますが、何と云っていますか。

○浅尾政府委員 ちよつといま議事録を見ますから、お許し願います。——たまたまここに資料を持ってきたりせんけれども、私の了解では、IRBMというのは大体二千から五千の間、最近長いのは五千ぐらいになっている、こういうことでございます。

○野間委員 巡航ミサイルについて聞くというふうに言っているわけですから、しかもプロでしよう、北米局長は、調べておいてくださいよ。丸山さんの話はいまのと当たらずといえども遠からずといえますか、ミリタリーバランスによりますと千五百ないし四千マイル、キロにしたら二千七百キロから七千ですか、これが局長の答弁なんです。

○野間委員 巡航ミサイルについて聞きたいのは、一九八四年以降レーガン政権がいわゆる攻撃型原潜に巡航ミサイルを配備するということが予定されておりますが、原潜から発射される対地トマホーク、この射程は一体どのくらいあるのか、お答えいただきたいと思

います。

が、ここには二千四百キロから三千二百キロ、こうなっていますね、対地用のトマホークですよ、どうですか。

○浅尾政府委員 私たちが持っておりますあれでは、トマホークというのは約千五百海里ということでございます。

○野間委員 次に伺いますが、この原潜から発射される対地トマホーク、これは対地攻撃用ですね、これはすべて核弾頭専用だというふうに思いますが、この点についてはどうでしょうか。

○浅尾政府委員 これは当委員会その他でもお答えいたしておりますが、このトマホークは核及び非核両用でございます。

○野間委員 いや、私が聞いておるのは、対地用の、対地専用ですよ。

○浅尾政府委員 対地用についても核と非核と両方あるというふうに私は理解しております。

○野間委員 恐らくあなたの言われるのは、あれじゃないですか、対地用の中距離ミサイル、それじゃなくて、それより足の少し短い八百キロですね、これが一つあるようですね、それを指して言われているんじゃないかと思うのですけれども、通常の弾頭、これは八百キロのやつが一つあるの、これは私が聞いておるのじゃないかと、対地用の足の長い中距離用のミサイルはすべて核弾頭を装着しておるということではなからうかという、これについての質問です。

○浅尾政府委員 繰り返しますけれども、通常の弾頭を載せた対地攻撃用についてもミサイルというのはあるわけでございます。ただ、距離は通常の場合と核弾頭搭載の場合によつては、その到達の距離というのは若干変わってくるということではあるかと思ひます。

○野間委員 だから、私が聞いておるのは、中距離ミサイルで対地用のものはすべて核弾頭を装着するものというのではないか、ということでございます。

○浅尾政府委員 いま委員がお尋ねのは、その中距離あるいはIRBMというものはどういうふう

に定義するかによつて変わってくるわけでございますが、通常の弾頭は、先ほど申し上げましたように、若干距離が短くなり、核の場合は長くなるというのが、弾頭の大きさあるいは重さによつて変わってくるのではないかと思ひます。

○野間委員 私が聞いておるのは、対地用のトマホークですね、巡航ミサイル、これについて聞いておるわけですね。これは大変不勉強のようですけれども、グリフィス海軍作戦部副部長の七八年二月二十一日の米上院軍事委員会での証言がありますけれども、これは御存じでしょうか。（それはどうなっているのですか。そんな頼りない答弁じやしないが、委員長と呼ぶ者あり）

○浅尾政府委員 グリフィス証言は、トマホークをどういうふうに艦用に載せるかということを含めて書いてあるというのがグリフィス証言の主な内容でございます。

○野間委員 それには、地対地、艦対地それから潜水艦対地、これはどうなっていますか、弾頭は。

○浅尾政府委員 まず、地上攻撃用巡航ミサイル、これは地上目標を攻撃するために設計されている、米戦術兵器、核装備である、しかし通常弾頭のオプションの可能性もあるということと述べているわけでございます。そして、地上攻撃のクルーズミサイルとして、その後で、タクティカルウェポンあるいはニュークリアアームド等を述べているわけでございます。それからもう一つは、対艦攻撃用の巡航ミサイル、これも核装備のオプションを排除しているわけがないが、通常弾頭装備の戦術兵器であるということを次に述べております。最後に、このトマホークが搭載される艦級、艦のクラスについて、このグリフィス証言が証言しているというのが、グリフィス証言の主な内容でございます。

○野間委員 ようわかりませぬね。これは書いてあることを事実を聞いていくわけで、地対地の場合には弾頭は核、核だけでしょう。一つずつ確認し

ます。

○浅尾政府委員 それも先ほど申し上げましたけれども、核装備であるけれども通常弾頭のオブションの可能性もあるというのを書いてございまして、やはり両用というふうに理解できると思っています。

○野間委員 そんなことないですよ。これはちゃんと核だけ書いてありますよ。艦対地もそうですよ。潜水艦対地もそうですよ。これは書いてあることは事実ですからね、事実について私は聞いているわけですよ。整理してください。質問できませんよ。

○浅尾政府委員 いま私が申し上げたのはその日本語として申し上げたので、地上攻撃用巡航ミサイルは、地上目標を攻撃するために設計されているものであって、戦術兵器、核装備である。しかし、通常弾頭のオブションの可能性もある、というふうにこれは書いてあるわけでありまして。

○野間委員 それじゃ、また宿題にしておいて、これを整理しておいてください。その点については、次回にまた聞きたいと思えます。いずれにしても、この巡航ミサイル・トマホーク、これはいま申し上げた対地用は、あなたはすべてじゃないというふうに言いました。私も八百キロ程度のものは、これはブルッキングス研究所の書き物、報告書を見ますと、通常の弾頭をつけたものもあり得るというふうにありますけれども、少なくとも中距離用のミサイルについては、対地用のものはそのすべてが核弾頭というものが、紛れもない事実なんです。これはちゃんと整理しておいてください。

○野間委員 いや、だから核弾頭専用の中距離ミサイルの持ち込みについて聞いておるわけですよ。浅尾政府委員 その運搬手段が、経済性等の理由から核をつけないければ意味がないというものであれば、これは当然藤山・マッカーサー口頭了解の対象になる事前協議の対象というふうにわれわれは考えておるわけです。

○野間委員 巡航ミサイルはそうなっているわけですよ。これはまた続けてお聞きしたいと思えます。

最後に、日韓経済協力についてお伺いします。きよりの朝刊によりますと、鈴木総理が記者

も、いま申し上げたように、これが対地用のものであれば核弾頭を装備する。専用だという場合であれば、これは事前協議の対象に当然なる、核弾頭が装着されてなくてもですね。そういうふうに事前協議から論理的に出てくると私は思うのですけれども、その点について確認したいと思えます。

〔愛知委員長代理退席、委員長着席〕

○浅尾政府委員 先ほど条約局長からも答弁してございますように、そこで言っている中距離弾道弾、これは弾頭とそれから運搬手段が離せないものというところでございまして。したがって、トマホークのように核・非核両用の搭載であれば、これは搭載する弾頭とそれから運搬手段とは切り離せるということ、地上配備のものとは概念として違うというふうには考えられるのじゃないかと思えます。

○野間委員 しかし、それは事前協議の口頭了解の中にどんなに書いてあります。核弾頭及び中距離ミサイル、それだけでしよう、違いますが。だから、先ほど栗山さんが言いましたけれども、核弾頭専用であれば、核弾頭を装備してなくても、いま言われたようにこの持ち込みは事前協議の対象になる。これは事前協議そのものの中から当然そうなるわけでしょう。また確認ですよ。

○浅尾政府委員 核弾頭そのものは事前協議の対象になる、これは明白でございまして。

○野間委員 いや、だから核弾頭専用の中距離ミサイルの持ち込みについて聞いておるわけですよ。浅尾政府委員 その運搬手段が、経済性等の理由から核をつけないければ意味がないというものであれば、これは当然藤山・マッカーサー口頭了解の対象になる事前協議の対象というふうにわれわれは考えておるわけです。

最後に、日韓経済協力についてお伺いします。きよりの朝刊によりますと、鈴木総理が記者

団に対して、五月じゅうに決着をつける、すでに政治決断をしておるということを確認に述べておられますが、この点については、外務大臣、間違いないと思えますが、いかがでしょうか。

○櫻内閣務大臣 先ほどもお答え申し上げましたが、私には、各省庁をよく調整して、なるべく早くこの問題に結論をつける方がいいのではないかと、そういうことで、特に内容等には触れておらず、いま申し上げたような趣旨の御指示でございました。

○野間委員 そうしますと、当然のことながら、五月じゅうには何とか決着をつけたいということ、で作業を進めておられるということなんではないかと。

○櫻内閣務大臣 おおよそその見当でございまして、いままでにも非常に難航をしておりますが、果たしてそういう見通しになるかどうかは別として、できれば結論を得たい。いい、悪いは別ですが、結論を得たい。

○野間委員 新聞報道を幾つかずつと見てみますと、金額的にはほとんど合っているわけですね。四十億ドルのことが何度か言われておりますが、円借款、それから輸銀、市中銀行等々、金利も含めて、ほとんどの報道が合っているわけですね。それによりまして、四十億ドルの大枠、それから円借款が十三億ドル、これはどうやら大蔵省あるいは外務省、いずれからも出ておるようですね。これも、あとは金利とか経済協力の条件、こういうものの事務的な話だけはまだ残っております。しかし、大まかと申しますと、それらの金額等々については、すでに政府内では決まっておるのだというのが大方の報道なんですね。その点についてはどうなんですか。

○木内政府委員 けさも御答弁申し上げましたとおり、現在関係省庁で鋭意調整中でございます。韓国側の希望されておるような状況にはなかなかいかないという意味で、調整が難航いたしております。

○野間委員 調整が難航しておりますことは、

大蔵省と外務省との間で金額的に食い違いがあるということなのか、対韓国との関係で言っておられるのか。

○木内政府委員 一つは関係省庁間、それから今後の問題としては、韓国との間に難航することが予想されるわけでございます。

○野間委員 いずれにしても、その六十億ドルないしは四十億ドルにしても、額が非常に大き過ぎる。大蔵省の考え方でも、これは倍増計画で計算して五年間八億ドル、こう言われておる。ところが、十五億ドルになるのか十三億ドルになるのか、新聞報道等々にも出ておりますけれども、これは異常な突出としか考えられないわけですね。そこで、対韓援助の方針、姿勢について最後に

お聞きしておきたいと思えますが、西側社会の総合安全保障戦略を効果的に行うために経済協力を強化するのだということを、オタワ・サミットのときに鈴木総理が言われております。そういう基本方針、つまり経済協力は総合安保戦略の観点から行うということが明らかなようですが、対韓援助についても、こういう方針でやっておられるわけでしょうか。

○木内政府委員 韓国の民生安定のために協力するというのが基本方針でございます。

○野間委員 オタワ・サミットの際の鈴木総理の発言、これが基本的な指針のようですね。けれども、これに基づいてやっておられるのじゃないのですか。

○木内政府委員 先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。

○野間委員 それがわからぬから聞いておるんだ。オタワ・サミットで言っておるでしょう。西側社会の総合安全保障戦略を効果的に行うために行うのだと、総理は言っておるでしょう。こういう基本方針に基づいてやっておるのかどうかと聞いておるのです。

○野間委員 わけのわからぬことをぐずぐず言わぬと、はっきり答弁しないよ。時間がたつてしようがないじゃないですか。

結局、いろいろなことをごまかすけれども、われわれが見る限り、こういう金額一つとってみましても、総合安保戦略から実施しておるといふうにとる以外にはないと思うのです。そういう対韓援助というものは、いわゆる安保絡みかどうかというところが再三論議されましたけれども、いまの答弁からしても非常に遠慮しいしい、ごまかしながら言われまじけれども、この金額からしても、やっぱり安保絡みとしか考えられないと思うのです。

もう一つ、最後にお聞きしたいのは商品借金の問題ですが、これについても、新聞報道等々では、これは行わない、これはいたしませんというところが報道されております。この点については、中間の問題等々含めて論議がされましたけれども、この商品借金については、これはしないという方針はもうすでに確定しておるかどうか、この点について伺いたいと思います。

○本内府委員 韓国側にはすでに、商品援助の困難なことは通じてございまして、この基本的な方針というものは容易に変えがたいというふうな考えでおります。

○野間委員 終わります。

○中山委員長 次に、投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求める件及び所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求める件並びに南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。湯山勇君。

○湯山委員 私は、ただいま議題になりました南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律案

について質問をいたします。

最初にどうしても申し上げなければならぬのは、この法律が今日まで日本政府によって処置されなかったということが諸外国に対して非常な不信感を与えている並びに大変な迷惑をかけている。と申しますのは、さきの南極条約協議国会議におきまして、南極地域における哺乳類、鳥類等の保護について合意がなされております。この合意は、十二でしかた十三でしかたの関係国全部が承認をしなければならぬ。日本の場合にはこういう立法措置によって承認ということになるのであって、すでに他の関係諸国は全部これを承認しております。日本だけがこれをおくれている。しかも、この合意措置がなされたのは一九六四年でございまして、もう十八年も前です。早い国は、南アフリカは六四年にやっております。それから、ソ連、アルゼンチン、ノルウェー、六五年にやっております。ところが、日本はようやく八二年というのですから、そういう任務といえますか責任を負ってから十八年かかっている。他の諸国が全部終わっているのに、日本がおくれたために、まだこの措置は効力を発揮していない。はなはだ日本にとりましては不名誉なことであって、これは外務省の国連局科学課で出している資料で見ても「我が国の承認の遅れは、南極の自然環境保護について我が国が非協力的であるとの印象を他の協議国に与えており、我が国の対外関係上極めて望ましくない」とあります。私どものところへも早くしてほしいという関係者の要望がしばしば入っております。それから日本はこういうことについて不熱心だということにつきましては、イギリスその他の動物愛護協会等からも日本の動物虐待というようなことで幾つかの抗議——このことじやなく抗議も来ております。それらの根底にいまのような不信感があるのであって、私は鯨の国際協議において日本はけしからぬという批判をしばしば受けるそのものもここにあるんじゃないかとさえ思われます。一体何でもこんなに外国に迷惑をかけて不信感を持たれるようなところまで

きなかつたのか。すでに他の国は全部やっておりますからサンプルもあるはずですよ。それからまた、どういう内容でやるかというの、すでにこれよりもはるかに詳しいものがいまの各協議国の合意によって文書になったものも出ております。一体なぜこんなにおくれたのか、このことについて釈明を願いたいと思います。

○遠藤説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおりこの措置が採択されましたのが昭和三十一年でございまして、それからもう十八年経過しているわけでございます。この間に日本がこの措置を承認できなかったこと、このようにおくれたことは全く申しわけないと思っております。すべて事情は先生御指摘のとおりでございますが、ただ、こういうふうにおくれた背景につきましては若干御説明をさせていただきます。

まず一つは、南極という日本の領域外の地域にあるということ、それからこの地域がきわめて特殊な地域でありまして、国内法の内容を担保するのが非常にむずかしい状況にあるということでございます。

第二点が、南極の動植物に関係してまいります。これはちよつと申しわけない言葉でございますけれども日本の各省関係で申し上げますと、たとえば南極のアザラシにつきましては農林水産省、それから南極の観測につきましては文部省、それからいわゆる環境保全という観点につきましては環境庁、もし違反しました場合に罰則をかけることにつきましては法務省、それからこういういたしたものときには大蔵省というようなことでございまして、所管官庁をどこにするかという点、それも一つの非常に大きな問題であつたわけでございます。

しかしながら、いまこの時点になりました南極条約に基づく国際協力というような観点からこの法律を外務省が主管しよう、外務省にとりましてはきわめて異例の国内法だと思ひますけれども、

外務省が所管しようということ、それからこういう特殊な地域でございましてけれども、何とか勧告の中身を担保できる、こういうようなことが整いまして、今国会に御審議をお願いするに至つたわけでございます。先生御指摘のとおりこのようにおくれたことにつきましては、国内的にもあるいは対外的にも非常にまずかつたと思つておりますが、何分にも今国会の御審議をいただきまして、一刻も早く承認という段階にこぎつたいたいと思つておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○湯山委員 大臣にお尋ねいたします。

大臣が農林大臣をしていらつしたのは何年前でございましたか。

○櫻内国務大臣 七年ぐらい前だと思ひます。

○湯山委員 そのころは日本は法律をつくつて承認しなければならぬという条件下にあつたわけでございますから、外務大臣にも幾らかの責任はおありになるのじやないかというようにも思ひます。

いま参事官の御答弁で見ますと、結局日本の国内体制が一番大きな原因になつてゐる。農林省あるいは文部省、環境庁、大蔵省、そこらのかにかく縄張り争いというのですか、無責任さというのですか、そういうことが今日こういう国際的な不信を招く大きな原因になつてゐるということについて、大臣はどうお考えでしょうか。

○櫻内国務大臣 ただいま御説明がありましたように、各省庁間の意見の一致を見ずに所要の法律案がおくれたということが国際的に迷惑を及ぼしておるといふことにつきましては、非常に責任を感じておりますが、今回外務省が主管となつてこの法律案を提案することができましたことは、それなりにおくればせながらまとまつたというところで、これが国会通過を早く図りたいと念願しております。

○湯山委員 おくればせでもどこにか間に合つたというのならいいのですけれども、間に合わないで日本が承認するのを待っている。発効までも

う二年にもなりません。それだけ全部の国が待たなければならぬ、非常に迷惑をかけている、これはおくれればせのうちに入らぬのではないかと意思します。

そこで、その根本ですが、これは日本の政府にどうか日本の国に国策として南極をどう考えるかという、その基本が確立していないためではないかということさえ私は感じますが、その点はいかがでしょうか。

○遠藤説明員 お答え申し上げます。

日本の南極に對します国策と申しますのは、基本的には昭和三十六年に発効いたしました南極条約、これは日本も締結国の一つであり協議国の一つであるわけでございまして、この南極条約に基づくかと思ひます。

南極条約の趣旨と申しますのは、先生も御承知のとおり、南極地域を平和的に利用する、それからこの地域の環境というものを人類の将来の世代のために保存しておくということ、それと同時にこの地域の科学的調査を国際協力によって進めていく、こういうことであるかと思ひておられます。日本もこの南極条約の先ほど申しました締結国の一つといたしまして、南極条約の趣旨というものを日本の南極に對します基本的な政策として考へておる次第でございまして。

○湯山委員 いまの方針でいかれることについては異議はございせんし、そうでなければならぬと思ひます。その中でいまいち心配なことがたくさんあるのです。基本的に平和目的のみに利用するということですが、例のフォークランドの問題、南極地域の領土権の問題でアルゼンチン、イギリス、チリが競合している。領有の問題でいろいろあるようです。特にイギリスとアルゼンチンはいまのような関係にある。

そこで、平和というものは常に強調していかなければならぬが、そのための努力をしていかなければならぬが、これに関連して一つだけお尋ねしたいのは、この南極条約の七条五項の(6)で、日本というよりも関係国は南極地域に送り込むための軍の要員または備品について他の締結国に通告を行うことになっておる。日本の場合は自衛隊の「ふじ」が参加しています。これはこの条項によって各国に通報、通告しておるのかどうか。

○都甲政府委員 お答え申し上げます。

南極条約七条五項の(6)には確かに南極地域に送り込むための軍の要員または備品については各国に通報することになっております。そこで、現在わが国の南極探險には御指摘のように海上自衛隊所属の砕氷船「ふじ」がこの目的のために協力しているわけでございまして、この南極条約で言う「軍の要員又は備品」というところにはわが国の自衛隊のように専守防衛を目的とするものも含めておるというふうに考えていいのではないかと思ひます。すなわち、国防目的のために武器等があるという組織を一般的に、この条約の目的の上からはこれも含めて解するということでは差し支えないと思ひますので、わが国といたしましては、この南極条約に基づきまして南極の活動につきましてわが国の計画を文書で各国に通報しておりますけれども、その際に砕氷船「ふじ」が自衛隊であること及びその乗組員が自衛隊員であることも含めて各国に通報している次第でございまして。

○湯山委員 いまのわが国の自衛隊あるいは自衛隊がこういうことに協力するのは差し支えないというふうな、こちらだけの解釈だと思ひますが、それではこれは自衛隊の海外派兵ということにはならないのでしょうか。

○都甲政府委員 従来いわゆる海外派兵という場合には、一般的に言つて武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣することであるというふうな定義をつけて御説明申し上げておるわけでございまして、そのような定義に関連して申し上げますと、「ふじ」の派遣というものは武力行使を目的としているものではないという点から海外派兵には当たらないという

ふうに解しております。また、国内法上も自衛隊法の第百条の四に特に規定してございまして、「自衛隊は、長官の命を受け、国が行なう南極地域における科学的調査について、政令で定める輸送その他の協力を行なう。」ことができるといふように自衛隊法の中にも根拠規定を置いてございまして、で、これに基づいて協力をするということは差し支えない、海外派兵には当たらない、こういうふうにしております。

○湯山委員 これは問題があると思ひます。と申しますのは、南極観測は海上自衛隊の固有の業務ではなくて、もともと海上保安庁がやっておった時代もあります。したがって自衛隊がやらなければならぬということでもありませんし、それからまた南極観測についての法律は日本で自衛隊法しかないのです。こういうことを考へてみますと、ここには疑義がありますけれども、これは専門家がいらつしやいますから適当なときにやつていただくことにして、この点は私は指摘だけにとどめます。

そこで法律についてですけれども、南極地域の定義、これは六十度以南とつきりしております。が、その地域における禁止事項、行為の制限、これが第三条でなされております。この第三条の行為に違反した場合には第九条によりまして一年以下の懲役または二十万円以下の罰金に処せられるというところになっておりますが、第三条の禁止規定の一項の一号で見ますと「南極哺乳類若しくは南極鳥類を捕獲し、殺し若しくは傷つけること又は南極鳥類の卵を採取し若しくは傷つけること。」こうあります。その「南極鳥類」「南極哺乳類」というのは何かと第二條で規定がしてあります。それで、その種類については、一体何と何とが南極鳥類であり何と何とが南極哺乳類であるかということとは「外務省令で定める」ということになっておりますが、この省令というものは種類をざつと書き並べるといふことになるのか。日本だけ別なものををつくるわけにはいかないと思ひますが、各国共通でなければならぬと思ひますが、

これはどういふふうに示されるのか伺いたいと思ひます。

○遠藤説明員 お答え申し上げます。

この法律を御承認いただきました晩には外務省令でこの哺乳類及び鳥類につきましては次のような名前を明示することを考へております。まず哺乳類についてでございますけれども、合計七種類を考へております。これは……(湯山委員「言わなくていいですか」と呼ぶ)七種類でございまして。それから南極鳥類の方でございましてけれども、これは二十二種類を明示することを考へております。

ちなみに、先生御質問の第二番目のほかの国の法令はどうかという点でございまして、たとえば私どもの調査しましたフランスでございましてけれども、フランスにつきましてはやはり同様に明示してございまして。ただ若干明示の範囲が違ふのでございまして、フランスの場合は、哺乳類は三種類それから鳥類は七種類を規定してございまして。それからアメリカにつきましては……(湯山委員「時間がありませんからいいです」と呼ぶ)というふうには明示している国もございまして。

○湯山委員 そこで、省令の原案があればひとつお見せ願ひたいと思ひますが、その七種類の中に鯨は入っておりますか。

○遠藤説明員 鯨は入っておりません。

○湯山委員 鯨も哺乳類であることは子供でも知つていますし、しかもこれが統括的なもので鯨の協定とか何とかというものはその部分的なものですから、今後の問題でございまして、協議国の会議でやはり入れるという方向で進めていくべきではないかというところを申し上げておきたいと思ひます。

次に、種名を七種類並べる。その中に、特に勸告措置によりまして、哺乳類では特別保護種というのがあります。これは特別に明示があるので、ないのですか。

○遠藤説明員 七種類の中には、先ほど申し上げました哺乳類七種類を明示する予定でございまして

れども、その中には、勸告措置の附屬書にございます特別保護種につきましては明示いたしてございます。

○湯山委員 特別保護種という明示はありませんか。

○遠藤説明員 今後検討し、作成を考えております外務省令の中には、特別保護種という名称は使っておりません。

○湯山委員 特別保護種というのは、他のものと違ひまして非常に厳しい規定がございます。たとえば、他のものであれば学術研究とか博物館資料とかいうものは適用から除外されますけれども、特別保護種はそういうのもオープンじゃありません。ことに博物館の資料などはだめである、ただやむを得ない学術上の目的のみという限定があるわけですから、これは明示すべきだと思うのです。何らかの形で明示しなければ、これだけの勸告措置にきつとあつて、各国とも守るものが日本で明示されていないという事はよくないことだと思ひますので、ぜひ御配慮を願ひたいと思ひます。

○遠藤説明員 先ほど答弁申し上げましたとおり、この特別保護種の二種類は——これは広い意味で三種類でございますけれども、三種類は外務省令の中には明示する予定でございまして、さらに先生御指摘のとおり、こういった特別保護種につきましてはこの法律の「適用除外」というのが第四条にございまして、そこで許可を与えますときには、これは非常に限定的に許可を与え、原則としてこれは許可しない、むしろきつめて例外的な場合にのみ許可を与えるという事で、省令あるいは法律の運用に当たりまして、先生御指摘のような特別な配慮を払っていききたい、こういうふうに考えております。

○湯山委員 それはやはりみんなに知らせる必要があるのです、この勸告措置も公示しておるわけですから、知らないことなで、何らかの形でいまいふに明示することをひとつ希望いたします。

その次に、しかも特別保護種でオットセイは二種類明記されております。アザラシは四種類ぐらゐです。五種類ぐらゐあつて、一種類だけ特別保護種になっております。これはどういふわけでしょう。

○遠藤説明員 先生御指摘の特別保護種として指定しておりますアザラシは、現在生存数が非常に少なくてかつ減少傾向にある種類である、こういうふうな承知しております。

○湯山委員 ロシアアザラシだけが減少傾向にあるのでしょうか。ほかのアザラシはそうでないのですか。

○遠藤説明員 私どもが関係の専門家から聴取したところによりますと、先生御指摘のロシアアザラシは確かにおっしゃるよう減少傾向にあるわけでございますけれども、その他の種類のアザラシ、カニクイアザラシとかあるいはウエッデルアザラシ等々につきましては、まだ必ずしも減少傾向にはないというふうな承知いたしております。

○湯山委員 それは必ずしも当たつておりません。どの程度正確かわかりませんが、現在の調査によればロシアアザラシは二十万頭ぐらゐいる。しかしいまおっしゃつたカニクイアザラシ、これはもう一千万以上いるのじゃないか。だから、これを除外するのはいいです。しかしウエッデルアザラシとかミナミゾウアザラシは、ロシアアザラシの二十万に対して六十万とか七十万程度であつて、これは当然保護すべきものだと思います。

そこで、私が申し上げたいのは、勸告措置そのものが完全ではありません。これだけ迷惑をかけておるのですから、日本は積極的な姿勢を示す必要がある。協議国会議のときに、次の機会にこの二種類はどうか入れるべきではないかというふうな提唱を日本はすべきだ、こう思ひますが、いかがですか。

○遠藤説明員 いま先生御指摘のアザラシでございますけれども、これはアメリカとかイギリスの観測隊の調査結果でございまして、ウエッデルアザラシは約百万ぐらゐと言われております。それからミナミゾウアザラシが約六十万ぐらゐ、それからヒョウアザラシが約五十万頭ぐらゐ。

そこで、いま先生御指摘の点はまさにそのとおりでございまして、今後専門家の意見等を聞きまして、もしこれが減少傾向にあるというふうなことでございまして、これはやはり勸告措置の附屬書の変更をして保護種をふやすということが必要かと思ひますので、これは専門家の意見等も徴しまして、もしそういうことであればしかるべき協議国会議においてこれを関係各国と相談してまいりたい、こういうふうな思つております。

○湯山委員 私の意見としては、やはり百万頭というのはいくつかの区切りになるかと思ひます。他は一千万頭もいるのですから、百万頭未満のものはやはり特別保護をするという事をぜひ提唱してもらいたいと思ひます。

その次です。三条の三によれば、特別保護地区に關して、これを採取したりあるいは傷つけてはならないというこの前提として立ち入ることを禁止してあります。立ち入らなければ採取もできないし傷つけることもできないのが原則であつて、何か二重規定のような感じがしますが、これはどうお考えですか。

○遠藤説明員 確かに湯山先生御指摘のとおり、常識的に申しますと、立ち入らなければ採取できないという事は全くそのとおりであると思ひます。しかしながら、他方、この特別保護地区というのは非常に貴重な地区でございまして、まあ特殊な場合以外はできれば本来の立ち入りもなるべく制限したい、こういうようなことから、採取をしないで立ち入るといふことも理屈としてはあり得るのでございまして、したがって両方を規制した、こういう趣旨でございまして。

○湯山委員 これによつて立ち入りは禁止してあるのですよね。だから、両方別々じゃなくて一体のものですか。二重にする必要はないんじゃないかという事を申し上げておるので、これは念には念を入れたというなら別ですけども、そうでなければこれはむだなことではないか。

○遠藤説明員 先生のおっしゃるとおり、全く念には念を入れたという趣旨でございまして。

○湯山委員 それだけ念には念を入れるべきものですから、さっきのアザラシの問題も念には念を入れてほしい。

次に、第三条二項についてです。ここでは、一般的に生息状況あるいは「生息環境に影響を及ぼすおそれのある行為をしてはならない」という規定がございまして、この規定について、前の勸告措置によれば相当嚴重に規定がしてあります。たとえば犬を放しておいてはいかぬ、それからヘリコプターあるいは車両の運転、鉄砲を撃つ、これらについては二百メートルとか三百メートル以内ではいけないという規定があるわけですが、ところがこの法律では、それらについて別に何で定めるとかそういったような規定が何にもないので、これは何らかのそういう条文による明示がなければいけないんじゃないかという感じを持ちますが、どうでしょう。

○遠藤説明員 先生御指摘の三条二項でございまして、三項によりまして南極地域においては哺乳類あるいは鳥類の生息環境に影響を及ぼすおそれのある行為はしてならないという事を規定してございまして、有害な干渉の防止という事をこの三条二項は規定しておるわけでございます。この有害な干渉の防止をどういふふうにして担保していくか、これは勸告措置の方にも合理的なところがある、できる限りのことをやるという規定が第七条にございまして、ここにいろいろ規定が書いてあるわけでございますが、こういう規定を今度の法律が御承認いただきまして、たつたには勸告措置とこの法律をあわせて南極航行者、主として南極航行者というものは——現在のところ種類がきつめて限られるわけでございますが、この南極航行者に対して周知徹底をすることにいたしまして、これらの担保というか防止を図っていききたい、こういうふうに考えております。

○湯山委員 これによつて立ち入りは禁止してあるのですよね。だから、両方別々じゃなくて一体のものですか。二重にする必要はないんじゃないかという事を申し上げておるので、これは念には念を入れたというなら別ですけども、そうでなければこれはむだなことではないか。

○遠藤説明員 先生のおっしゃるとおり、全く念には念を入れたという趣旨でございまして。

○湯山委員 それだけ念には念を入れるべきものですから、さっきのアザラシの問題も念には念を入れてほしい。

次に、第三条二項についてです。ここでは、一般的に生息状況あるいは「生息環境に影響を及ぼすおそれのある行為をしてはならない」という規定がございまして、この規定について、前の勸告措置によれば相当嚴重に規定がしてあります。たとえば犬を放しておいてはいかぬ、それからヘリコプターあるいは車両の運転、鉄砲を撃つ、これらについては二百メートルとか三百メートル以内ではいけないという規定があるわけですが、ところがこの法律では、それらについて別に何で定めるとかそういったような規定が何にもないので、これは何らかのそういう条文による明示がなければいけないんじゃないかという感じを持ちますが、どうでしょう。

○遠藤説明員 先生御指摘の三条二項でございまして、三項によりまして南極地域においては哺乳類あるいは鳥類の生息環境に影響を及ぼすおそれのある行為はしてならないという事を規定してございまして、有害な干渉の防止という事をこの三条二項は規定しておるわけでございます。この有害な干渉の防止をどういふふうにして担保していくか、これは勸告措置の方にも合理的なところがある、できる限りのことをやるという規定が第七条にございまして、ここにいろいろ規定が書いてあるわけでございますが、こういう規定を今度の法律が御承認いただきまして、たつたには勸告措置とこの法律をあわせて南極航行者、主として南極航行者というものは——現在のところ種類がきつめて限られるわけでございますが、この南極航行者に対して周知徹底をすることにいたしまして、これらの担保というか防止を図っていききたい、こういうふうに考えております。

○湯山委員 その内容は大体勧告措置に準ずるようなものにして、しかも文書にして出すというのと理解してよろしいですか。

○遠藤説明員 そのとおりでございます。

○湯山委員 次に、順序が前後しますけれども「適用除外」、四条についてお尋ねしますが、勧告措置ではこの法律にない項目がございます。それは許可証を出す発給目的として、人または犬に不可欠な食物を限られた数量で供給するということが許可される項目の中に含まれておりますけれども、この第四条にはそれが抜けておるわけです。日本人についてはその必要はないというようにお考えなのか。これは当然入れておくべきじゃないかということを感じますが、いかがですか。

○遠藤説明員 先生いま御指摘のとおり、この勧告措置にはこういうことは原則的というか例外的にいいと、こうなっております。他方日本の法案の方は一応禁止してあるわけでございます。しかしながら同時に、法案の第四条の第三号の規定によりまして、こういったような場合には例外的に外務大臣の許可を与えることができる、こういうふうにしては法案の方がやや厳しいかと思っておりますけれども、これはやはり勧告措置を受けておる法案でございますから、勧告措置の立法趣旨を体しましてこの例外的に許可を与えることはあろうかと思っております。

○湯山委員 そうではなくて、これは勧告措置もそうなっているわけですし、それから前に樺太大を連れていったというようなこともありまして、それから人だつてやはり街詰めやそういうものだけではやっていけないということもはつきりしておりますので、当然の措置として認められるべきものですから、これはやはり条文に明記するということが私は正しいと思います。それがまたこの勧告措置の趣旨でもあるというように考えますが、その点はいかが考えられますか。

○遠藤説明員 先生の御指摘は全くそのとおりであると思うのでございますけれども、この適用除

外の運用に当たりまして、同趣旨になるように運営していきたい、こういうふうに考えております。

○湯山委員 私が申し上げたいのは、運用のものが多くなるといふことは決していいことではないのです。そのためには感情も働かして、それからよい手数もかかると思いますが、やはりこういうものはできるだけはつきり明記して、だれにもわかるようにしておくことが望ましいので、ぜひひとつ次の機会に御検討願います。

それから、この第四条の、適用除外の許可申請があつた場合に外務大臣は「必要に応じて、文部大臣に協議する」とあります。これはどういうことが必要なことで、どういう協議をするのか、一体漠然としておつてわかりかねます。これはどういうことでしょうか。

○遠藤説明員 第四条の適用除外の運用に当たりましては、ここに書いてございますように文部大臣——文部大臣は先生御承知のとおり、南極観測隊の本部長を過去、ちょうど二十五年ぐらいたつて推進してきたわけでございますが、そういうようなことで非常に南極地域に對します豊富な経験と知識を持つておるといふことでございまして、たとえどいうふうな場合なら動植物を持ち込めるのか、あるいはどういふような場合なら、どういふような学術目的があれば、あるいは博物館あるいは科学研究のためであればどういふような採取ができるのかというのを私どもは文部大臣と御相談して、その知識をかりて、それに基づいて運営していきたい、こういうふうに思つておるわけでございます。

○湯山委員 もうひとつ具体的にいまの点。たとえどいうふうなものは文部大臣に協議するといふ、いまの二つの例ですね、それでどういふことになりまうか。

○遠藤説明員 たとえば学術研究と一つは博物館用といふのがございしますが、学術研究にどういふふうな量が、どういふふうな植物あるいは動物が必要か、こういう点。それから博物館につき

ましては、どのくらいの量がどういふ目的で必要とされるのか等、こういうことが文部大臣との協議事項の対象として考えられるかと思ひます。

○湯山委員 恐らく必要量の全部を賄うようなことにはならないと思ひます。むしろ文部大臣と協議すれば、文部大臣としては学術研究の立場といたうことから言へばできるだけ多い方がいいわけですが、必要なものは十分なものが必要。そうなる点、その点では外務大臣は文部大臣に必ずしも素直に合意できないという場合があると思ひますが、そうかといつて外務大臣が数量のチェックをするだけの——いまの繰内外務大臣は別として、他の外務大臣がそれをチェックするだけの機能をお持ちでしょうか。

○遠藤説明員 湯山先生御承知のとおり、率直に申し上げて確かに外務省はそういったような南極の動植物に対する細かい知識経験等は持つていないわけでございますが、外務省としましては文部大臣と協議する次第でございますけれども、他方、実質的には関係各国のたとえば情報であるとかあるいは環境保全という観点等々も踏まえて文部大臣と協議していきたい、こういうふうに思つております。

○湯山委員 「ふじ」が帰ってきますね。二十日ですか、もう数日で帰ると思ひますが、今度は相当の研究材料を持つて帰るはずですが、どれだけのものを持つて帰るかということはおわかりですか。

○遠藤説明員 私の承知しておりますのは、「ふじ」はたしかきょう帰つてくる予定でございます。いかなるものを持つて帰つてくるのかは現在承知していませんのでございすけれども、過去の観測隊がどういふふうな動植物を採集したかについでに記録は持つております。

○湯山委員 後でも申し上げますが、今度は相当持つて帰つておるはずですが、南極観測そのものの主管が文部省であるとの協議というのはいかなかなかむずかしい問題もあると思ひますので、この点は御注意だけ申し上げることにいたします。

す。と申しますのは、南極基地、昭和基地の付近でも相当植物もあるわけです。それらについても外務省が果たしてどれだけおわかりかというのはいかなかなか問題だと思ひます。

そこで、それは一応それとして、この法律で私が特に問題にしたい点は、後回しにしておりました第三条一項の二号です。南極地域に動物又は植物を持ち込むこと。これは禁止されております。この点では問題が二つあると思ひます。一つは、南極地域に動物または植物を持ち込んではいけないうといふけれども、持ち込まなければいけぬものもあるのじゃないですか。と申しますのは、勧告措置にもありますように、南極地域の固有種が紛れて区域外へ行つておるようなのは返してやらなければいけない。ところがそれをやるとこの法律では罰金、懲役になるでしょう。動物を持ち込むことが禁止されておりますから、けがをしてやるアザラシを外で見つけて南極地域へ戻してやる、そういうことをすればこの法律では罰金でしょう。

○遠藤説明員 いまの先生の御質問の点でございすけれども、勧告措置は固有動植物に限り持ち込みを禁じているわけでございますが、他方、法律におきましては、南極に固有な動植物であつても一たん外に出たものは規制する、持ち込みを認めない、こういうことになつてゐるわけでございます。

それでこの趣旨は、確かに先生のおっしゃいますように、一たん持ち出したものももとに返した方がいひのだという趣旨は一つあると思ひます。汚染とかあるいは感染を受けておる可能性もある、そういうようなことで勧告の趣旨が南極に固有な動植物の保全を図りたいといふことから、固有であつても一たん持ち出したらもう持ち込ませざにそれでもつて環境の保全を図りたい、そういう趣旨でこの法律の起草をしたわけでございます。

○湯山委員 それは大分違つておると思ひます。勧告措置では固有種以外のものちゃんと定義づけし

であるのです、固有種を戻すべきだ。だからいまのと違うのです。固有種以外は持ち込んでほらないという非常に厳重な規定がここにある。この法律はそれが抜けているのです。だから二号は、「南極地域に動物又は植物を持ち込むこと。」がいけないのではなくて、やはり固有種以外を持ち込んでほらないという規定にしないといけないのです。そうでしょう。

○遠藤説明員 生物の御専門の先生にこういうことを申し上げるのは私はきわめて恥ずかしいのでございませうけれども、固有種につきましても、先ほど申し上げましたように外に出たら非常に汚染されてくる可能性がある、それを固有種でももう一回持ち込んでいくと、いわゆるその現場にずっとあります固有種に対して汚染をする可能性が起ることから、一たん持ち出したものも含めて持ち込みはいいのだ、こういうふうな規定になっておるわけでございます。

○湯山委員 それはいまの勧告措置とは違いますね。

○遠藤説明員 その意味では、勧告措置より若干広く規定をしたいというふうに考えておるわけでございます。

○湯山委員 南極の動物、植物を保護するという大前提から言えば、汚染しておるものというのとはまた別でしょう。南極にいる鳥のキョクアジサシですか、ああいう南極と北極とを行き来しているようなものもあります。しかし、とにかく南極地域の固有種ですから、そんなに汚染地域へどんどん行くわけじゃありません。キョクアジサシなんか固有種とは言えないと思う。それはこの規定にはありません。ですから固有種というものはごく限られているもので、固有種というものの概念が不十分じゃないかと私は思うのです。

○遠藤説明員 私の先ほど申し上げました答弁は若干不足というか、あるいはわかりにくかったかと思ひますのでもう一度あれでございませうけれども、植物などで一たん南極から外に出ましても一回入りますとやはり汚染される可能性があるという

いうことから、こういうふうに勧告措置よりは若干広く規定したのでございませうけれども、確かに先生おっしゃる点もございませう、これは適用例外でもって、汚染されてないということがはつきりわかりますれば認めることができるというふうになっております。

○湯山委員 汚染されているかいないかをわからせるというのは容易ではありません。六十度よりも少し離れた、その境界に近いところにおれば当然戻してやるのが本当だと思ひますので、ひとつ心得ておいていただきたいと思ひます。

いよいよ最後というか、非常に重要なことを申し上げたいのは、いまの動植物の持ち込みというのはこれは人がやることです。意識してやることですけれども、動植物のうちには意識してやるだけではないで、無意識のうちに入ってくるものが非常に多いのです。こういうことについて私は何らかの規制が要すると思ひます。と申しますのは、この勧告措置でも、持ち込みを許されたものについても、管理された状態、そう言った後の処置についての細かく規定されておりますが、意識して持ち帰って入ったものは、管理された状態に置くこともできます、あるいはそれが不要となったときに安全に処分することもできますけれども、無意識のうちに入ってくるものが非常に多いのです。

これは植物の例で言えば、東京にあるタンポポ、いまだたくさん黄色いのがありますね。あれは日本種か外国種かわかりですか。

○遠藤説明員 申しわけございませうけれども、承知しております。

○湯山委員 ほとんど全部、九九%外国種でございませう。日本種はもう見られませんが、都内のタンポポでは、それくらい、知らず知らずのうちに入ってきた生物というものは、環境がよければ物すごい繁殖をする。その例でよく知っておられるのはセイタカアワダチソウ、これもそうです。新幹線でお通りになったら、恐らくセイタカアワダチソウの見えないところというのはほとんどありません。

せん。それくらい繁殖力が強くて、相当高い山の上までも、御存じのクロノバームも生えておれば、そのほかの植物もたくさん生えています。それから、動物だって同じです。蚊なんかも入ってくるおそれがあるし、その他南極の動物の中には、ユスリカというアカボウフラのようなものもあるのですから、入ったら繁殖は速いと思ひます。

そうすると、そういう人為的に持ち込むことについての規制はあっても、それが自然に入ってくるものへの注意がここには何もありません。私が驚いたのは、最近では、スペースシャトルに試験的に昆虫も入れておたのですが、外務大臣もよく御存じですけれども、あの中にいま問題になっているチチュウカイミバエが一匹入っていて、これもニュースになりました。こういうことで入るおそれのあるもの、ネズミなんかもうそういう心配が多分にあります。船で行く以上は、それに対する注意というものがぜひ必要だということを考えます。この法律ではそれが抜けているのです。その点はどうかございませんか。

○遠藤説明員 先生がまさに御指摘のとおり、確かにこの勧告措置自体あるいはそれを受けました法律自体というのは、意図的というか、ある行為でもって持ち込むあるいは持ち出すことを規定しておるわけでございます。いま申されましたような無意識的に持ち込まれます動植物については、何ら規定していません。

そこで、それではどうすればいいかという点でございませうけれども、一つは、とりあえずでございませうが、日本から南極地域に参ります観測隊員、それから旅行者が若干ございませうけれども、旅行者等、これらにつきましても、実際上どのくらいこれを守ってくれるかどうかという点は確かに問題でございませうが、いま御指摘のように極力注意するということ、これがまずとり得る措置かと私は思ひます。

しかしながら、これでは何らそれほどの効果が上がらぬと思ひますので、この問題は実態調査

を——これはやはり専門家の協力が非常に必要でございませうけれども、専門家の協力を得まして、もしそれが非常に大きな問題であるあるいは問題になり得ることとございませうれば、南極条約の協議国会議で各国の専門家に一度議論してもらいべきものではないか、こういうふうに私は思ひます。

○湯山委員 私も実はそれを申し上げようと思つたのですが、参事官の方からおっしゃいましたので……。

日本はこの法律をつくることがおくれたために、諸外国にずいぶん御迷惑をかけている。そこで、先ほどアララシでも申し上げましたが、それを含めていまのような点を日本はうんと強調して、諸外国がそれに対して同じように対応するように進めていく、そうすることが日本の信頼回復の道でもあるし、おくれたことへの罪滅ぼしでもあるというふうに思ひます。

そこで、いまのような点はなかなか一国だけでできることではありません。ひとつ諸外国に積極的に呼びかけて、そのような措置をとるように進めていく、そういうことを強く要望したいと思ひますが、もう一度答弁願ひます。

○遠藤説明員 そういふふうな諸外国への呼びかけ、諸外国との話し合いの前に、やはり本件は、専門的な調査といひますか検討が非常に必要なんじゃないかと私は思つておるわけでございます。したがって、先生が御趣旨は、私ども、全くそのとおりだと思ひますので、承認がおりますれば罪滅ぼしと言つてはあれでございませうけれども、今後、この南極条約あるいは勧告措置のより適切な実施のために努力してまいりたい、こういうふうに思つております。

○湯山委員 いま申し上げたのは、意識的に動植物を持ち込むこと、それから、無意識のうちについてそういう生物を持ち込むということによって南極の動植物相が損なわれるということに対する注意ですが、そういう生物がなくなると、もう一遍わ

れわれの周辺に立ち返って、人為的な汚染が南極地域でも進んでいるという事について申し上げたいわけですね。それらについても何の規定もございませんけれども、すでにPCBの汚染があるという事が、広島大学の医学部から、昭和五十四年一月に発表されております。

それによりまして、昭和基地南方の海上でウェッデルアザラシ一頭と、オンドルカルペンというところですか、そのあたりでアザラシペンギンの雛が死んだのを氷の上で拾った形で、それを持って帰って調べたところ、アザラシにはPCBは見られなかったけれども、ペンギンには相当の濃度のPCBが見られた。これは〇・〇〇五ないし〇・〇〇一ppmが通常であるのに、このペンギンからは、一つ零の少ない〇・〇七ppmのPCBが見つかった。こうなりますと、これは地球上の人為的な汚染がすでに南極にも及びつつあるということであって、ほうっておけない問題ではないかというように考えますが、いかがですか。

○遠藤説明員 いま先生の御指摘の第十七次南極観測隊の調査結果のほかに、実は昨年の十一月からことしの三月にかけてまして、東京水産大学の海鷹丸によりまして、これは大陸そのものではございませんけれども、南極海の調査が行われたわけでございます。この研究項目という調査項目の一つといたしまして、汚染物質の分布に関する研究も実は行われているわけでございます。

その調査の結果、確かに先生の御指摘のように、この南極海域において、BHCとかあるのはDDT、それからPCBが検出されておるということを私どもも承知いたしております。

人類にとつての、汚染されずに残されている最後の地域である南極地域が、いまのままで、汚染されないままでその環境が保全されることは私ども非常に重要なことだと考えておりますので、これにつきましても、先生の御指摘、私どもも全くそのとおりだと思いますので、やはりもう少し調査を進め、これは文部省等に御協力を仰ぐ必要が

あるわけでございますが、調査を進めて、それに基づきまして次の、どういうふうにしたらいかなというところを検討してまいりたい、こういうふう

に思っております。

○湯山委員 私どもの常識では、地球上で最も環境汚染物質が少ないのが南極だ、こういう理解をいたしております。ところが、いまの広島大学の発表もそうですけれども、愛媛大学の立川という教授とその助手がやはり海鷹丸で南極へ行つて、その大気あるいは海水等の汚染状況を調べて帰っております。それによれば、いまお話しのように、PCBそれからDDTそれからBHC、こういうものが相当見られる。その中でもPCBは少ない方だというのが、いま広島大学の報告では、相当量のPCB汚染を持ったペンギンが見つかった。特に多いのはDDTと言われている。これは、南半球で熱帯に近いところではマラリアが多いから、マラリア対策でDDTを使う、それが南極まで行っているんじゃないかという推測もできるわけですね。

いずれにしても、この人為的な汚染がここまで来ているということ、これは南極の基地もだんだん拡大してきます、それからまた、南極での人間活動も拡大してまいります、そういうことを考えますと、このまま放置しておいたならば、処女地である南極はたちまち汚染が拡大するし、また、その生物はそういうものにいままで抵抗力を持っていますから、すぐ絶滅する。南極の昭和基地周辺でも何種類かのコケと地衣類が数十種類ありますけれども、それらだつて、一ミリの太さの何年かかかるかというような成長しかしていませんから、一たん汚染が進んできたときには、きわめて脆弱なものであつて、絶滅のおそれが多分にある。そこで、これらの汚染からどう南極を守っていくか。いまのように、極以外の人間の住んでいるところで汚染が進めば、当然その被害も受けやすくなるわけで、その対策がきわめて必要ではないか。そう考えてまいりますと、このDDTなりPCBなり、そういうものの汚染から南

極を守るというのは、これはもはや地球全体、人類全体、国際的に全部の国が取り組まなければならぬ問題ではないか、こう考えます。

そこで、こういう問題を国際的に提起して、南極をこういう人為的な汚染から守るという課題を日本が積極的に果たしていくことをしなればならないと思ひますが、この点についていかがお考えでしょうか。

○遠藤説明員 このたび外務省がこの国内法律の主管官庁となつたわけでございますが、まず御指摘の、南極の汚染を極力最大限に防ぐというような観点から、先ほど申しましたように学術的な調査、つまりこれは文部省なり運輸省、あるいは極地研等々の意見、専門的な意見も聴取いたしました。それに基づいて南極条約の協議国会議、これはこういう問題も取り上げていくわけでございます。それから、しかるべき機会にぜひそういったような専門知識あるいは調査も踏まえまして、本件について話し合いを呼びかけたい、こういうふうに考えております。

○湯山委員 最後に大臣にお尋ねしたいと思ひます。

外務省がこの段階で非常にふなれた法律と取り組んでこういう作業をされたこと、そのこと自体については私も評価するにやぶさかではございません。しかし、いまお尋ねいたしましたように、今日まで日本の承認が遅延したことが、何しろ早い国と比べれば十八年もおくれであるわけですから、国際的な不信感につながり、それは単に学術だけの問題ではなくて、日本の外交全体へもそういうことが影響なしとはいえず私は感じしております。そうなりますと、おくれおくれ日本だけけれども、いよいよ日本が承認すればこのいまの勧告措置は効力を発揮いたします。その段階で、日本はもっとより積極的に、なるほど日本は本気でやっておりますということが見えるような努力が必要ではないか。また、法律自体にも、その点から見るとなお検討し直していい問題もなしと思ひます。

そこで、たまたま機内外務大臣がのときに御就任になっておられた、このことはまた非常に大きな意義のあることだと思ひますので、いま申し上げましたような意味において、この法律自体の、なお完備すべき点は完備していくのと同時に、南極の動植物、生物を保護するために、日本はうんと積極的に今後、この法律ができた機会に乗り出していくという決意を持っていただきたいと思ひますが、大臣のお考えを伺つて質問を終わりたいと思ひます。

○機内国務大臣 湯山委員から熱心な御質疑をちょうだいいたしまして、その間に、率直に申し上げましていろいろと勉強をさせられることがございました。

なお、十八年も遅延したことに對する御注意をいただき、まことに恐縮をしておる次第でございますが、せめてもその罪滅ぼしにも、この南極における動物相、植物相に對しての保護措置に万全を尽くすように、国内的措置はもとよりのこと、国際的にも日本が率先配慮するようにということでございますが、その御注意のとおりにより、せっかくこの法律の主務官庁に当たる外務省でございますので、せいぜい努力をいたしまして努力をしてみたいと思ひます。

○湯山委員 終わります。ありがとうございます。

○中山委員長 土井たか子君。

○土井委員 ただいまの湯山議員の御質問に關連をいたしまして、一部重複する点が出るかもしれませんが、五、六点質問をいたしたいと思ひます。

南極条約の協議国以外の南極条約の締約国は、この勧告措置が発効しなければ受諾できないというところになっております。この勧告措置は、日本が承認してないために、いまも質問と答弁がございまして発効してない。そのためにほかの諸国は受諾したくても受諾できない状況になつて、政府としては、この勧告を承認するためにい

体いつごろからいろいろな作業準備をお始めになったのであるかといういきさつを少し聞かせていただけないか。

○都甲府委員 本件につきましては、各国とも、この内容を国内法的にどのように措置するかというところでかなり苦労したという経緯がございます。その過程におきまして、私が記憶している限り、昭和五十年ごろ、日本政府といたしましても、当時まだ南極に行く国民がそれほど多くなかったというところ、あるいは南極に行く方法等が非常に限られていたということがございました。で、国家公務員に対しては規制が課せられるということを前提にいたしまして、これを行政指導というところで何とかできないかということで各国に打診をした経緯がございます。その当時、打診をいたしましたところ、ほとんどの国はそれでいいだろうということでごさいますけれども、一部の国が、そのような措置では不十分ではないかという意見を表明いたしましたので、その後、そういう方式による承認ということはどういうふうな検討を進める必要があるということになったと記憶しているわけでございます。

○土井委員 そうすると、いまの御答弁からすると、五十年ごろから日本としてはこの問題に対して国内措置の準備を始めていたというふうなことになるのですか。そうして改めて、国家公務員というところで、その資格については不十分であると外国から言われて、全面的にこれを考え直すというところ、また作業は振り出しに戻しているというところと、始められたというふうなところになったわけですか。

○都甲府委員 そのとおりでございます。

○土井委員 国家公務員であるということに対して外国からどういふような横やりが入ったのですか。もう少し詳しく、外国からのそれに対する批判の声の中身を聞かせてください。

○都甲府委員 具体的な照会国からの反応すべてについて記憶しているわけではございませんけれども、当時各国に照会いたしましたして、各国とも

さまざま国内的なやり方でこれを承認しているというところがわかりましたので、多くの国についてはこれでいいというところだったので、たしかオーストラリアが、そういう方式ではやはり完全にこの勧告の措置を守られない場合も出てくるのではないかとという点を指摘しまして反対をした、あるいは立場を留保したというふうな記憶しております。

○土井委員 それで、今回の法律案についての審議に当たりまして、国連局の科学課が珍しく自己批判めいた文書を出しておられますね。「南極の自然環境保護について我が国が非協力的であるとの印象を他の協議国に与えており、我が国の対外関係上極めて望ましくないもので、大急ぎでこれまた今回の国会に提出したという向きが書いてあるのです。

外国からいろいろ非協力的であるというこの印象があつて、わが国にそれが聞こえてきたからこういうことになったのだらうと思いますが、協議国間において、討議の席で日本は、一体どういふふうな批判、どういふふうなこれに対する意見というものをただいままで受けてきたのですか。具体的にどんな意見があり、どういう批判があつたのですか。

○遠藤説明員 協議国会議の席上で、公に日本を名指して批判を受けたことはございませんけれども、協議国会議の非公式の場等では、早くやれ、こういうふうなことを言われてきたわけでございます。

○土井委員 だけれども、遠藤さん、その程度のことではこれだけ殊勝なことを書きになるはずはないと私は実は思うのです。いろいろかなり手厳しい意見というものが出てきたに違いないと思うのです。

いま、この南極条約協議国以外の締約国で、この措置の効力発生を待っている国々にどういふ国があるか御承知おきになつていらっしゃいますか。

○遠藤説明員 南極条約の協議国会議は全部で十

四であるわけでございますけれども、そのほかにも、南極条約の加入国というものが全部で十一ございいます。それで、これらの加入国は、この勧告措置が発効すれば、もし希望すればこれを受諾し得る、こういう規定になっていて、これは御承知のとおりでございますけれども、これらの加入国自体、南極条約に基づきますいわゆる基地活動を行っていないわけでございますけれども、やはり南極の環境保全という観点から、そうでないにもかかわらずこの条約に加入しているのでございますから、当然にこれらの加入国というのはこの勧告措置の発効及び加入に期待しているものだと思います。

○土井委員 ということでよろしいですね。ですから、そういうことからすると、十一カ国がいまのところその加入に対して期待を持って、いままでも中には、十八年間待ち続けた国もあるというふうな考えておいてもいいのじゃないかと思ひます。

さて、この南極条約の原署名国の中で、領有権を主張している国がありますね。何カ国であり、国名はどういう国々でございますか。

○遠藤説明員 南極条約の協議国のうち、領有権を主張しております国が全部で七カ国ございいます。順番に申し上げますと、オーストラリア、フランス、ニュージーランド、ノルウェー、アルゼンチン、イギリス、チリ、以上でございます。

○土井委員 いま言われたとおり、七カ国、南極条約の原署名国の中に領有権を主張して譲らない国々があるわけなんです。これは、かつて当委員会におきまして南極条約を審議する節にも取り上げて問題にいたしましたけれども、南極条約からすると、領有権は主張できない地域なんです、お互い。いずれの国がこの南極というものをみずからの国の権原内におさめるかという、主権の及ぶ範囲として領有権というものを主張できないというところが特徴だと思ひますが、中には、領有権を主張して、しかもここに軍隊を送っている国もあるはずなんです。軍隊を送って、ここで基地をつくって、いろいろ南極の観測に従事している

というふうなところになっていて、国がある。それは御承知でしょうね。

○都甲府委員 条約上におきましては、第四条におきまして、特に領土権の主張の問題について包括的に規定しているわけではございませんけれども、その中におきましていわば領土権の凍結という状態になっておりますので、各国とも、領土権の主張は主張として有しながら、それをこの条約においては当面凍結するという仕組みになっているわけでございます。

また、南極条約の第一条におきましては、確かに、軍事基地、防備基地の設置等は禁止されておりますけれども、科学的研究のため又はその他の平和的目的のために、軍の要員又は備品を使用することを妨げるものではない。というところを一条の二項で規定してございまして、各国ともこの条約の規定は十分に遵守した上で、軍の要員をそういう平和的目的のためにあるいは科学研究のために送り込んでいる、このように理解いたしております。

○土井委員 正確に言うとう領有権の主張は事実関係としてはやっている、しかし主張は本来領有権は認められないために凍結されたかっこうになっている、こういうふうな表現するのが正確なんですね。

そこで、いま一条の問題に触れて、軍隊が平和目的でもっていろいろ調査研究に従事するということは妨げられないという趣旨のことをおっしゃられました、そうなりますと、先ほど湯山議員の御質問の中にもございましてけれども、日本の自衛隊法の第百条の四で「南極地域観測に対する協力」ということについて特にこれを決めている条項がございますが、この自衛隊の観測について、「南極地域における科学的調査について、政令で定める輸送その他の協力をを行う。」とございいます。「その他の協力」の中身というものはどういふことになっていきますか。

○遠藤説明員 自衛隊法の百条の四に「自衛隊は、長官の命を受け、国が行なう南極地域におけ

○都甲政府委員 要式行為といたしまして、軍隊の派遣等について通報する場合とその他の場合において違う要式をとっておるわけではございませんので、この計画を全般的に通報する際にその文書の中で、自衛艦である「ふじ」が参加するとい

万、こういうふうになっているわけでございますが、法律案に規定いたします罰則はその法律案がつくられますときのいわゆる社会常識等を勘案して決められたものでございまして、この法律案の罰則がそれ以前の比較的類似しておる法律におけ

尋ねたいのですが、先ほど自然環境保全法などの関連するところから、法務省とも御相談をなすって、この罰則についてこれではいかがかというのでこういうふうに設けたといういきさつについての御説明がございましたが、南極地域の海域においてアザラシを捕獲した場合は、二年以下の懲

○都甲政府委員　確かに捕獲される対象を考えてみますと同じアザラシということになるわけで、陸上と海域でなぜこれほど変える理由があるかということだと思っておりますけれども、ただ法律を実施する側面から考えますと、海域におけるアザラシの捕獲というのは、わが国の漁船にお

いてわが国が十分に船長の監督のもとに行われている漁業のもとで捕獲されるという意味で、その行為自体捕獲しやすという面があるのに反して、南極大陸におけるこの法律の実施については、いわば間接的な、直接に管轄権を行使し得る場合だけではないという意味において、この条約の実施上ややそういう意味では困難を伴う、そういう見地からつくられる法律については、体罰にについては一年が適当であるというのが法務省と協議いたしました結果の結論でございます。

ですから、法律の実体即して体罰というものが決められるので、確かに現象的には陸と海の同じアザラシをとるのになぜ体罰が変わるかという御疑問かと思えますけれども、この立法の背後にはそのような理由を考へまして法の運用の差の側面をとらえて、このように体罰の年限を変えたというように承知しております。

○土井委員 なかなかその辺はいわく微妙でありまして、船だつたら監督がよく行き届くけれども、陸域だとその点目が届かないからというふうにもいまの答弁聞かえるのですよ。そういうふうな理由だということにも聞かえるような御答弁なんです。どうもそういうことからすると、ちよつと憲法十四条から考へて「すべて國民は、法の下の平等であつて」という法の適用に対して平等性が問われる、立法に対しては平等性が問われる。そういうことからすると、いまの御答弁の御趣旨というのはもう一つちよつと釈然としませんね。ただ、陸域の方が目が届かないということも含めてそれならばちよつとお尋ねを最後にしたいのです。

この法律案を見ますと、日本の主権が及んでいない南極地域で日本人の行動を規制するということが必要になってくるのですね。その実効性をやほりはつきりさせなければならぬ。これは先ほどおっしゃつたとおりで、陸域ではよくその点の統制といひますか管理といひますか、それが行き届かないがごとくに御答弁されますから、それはまさに実効性を確保しようとする、日本人の行動

規制に対しては困難だということが一応は大前提として考へられていひのじやなかろうかと思ひますが、法律案の第七条を見ますと、南極地域に渡航する者について「この法律の要旨の周知を図るため、適当な措置をとる」ということになっていひのすね。どういふ措置をおとりになるつもりなんですか。七条の周知だけで十分であるとは言えないと思ひのすね。

○遠藤説明員 実はその点非常に困難をきわめました点でございます。いまのところ周知徹底につきましては次の措置を考へております。

まず一つは、南極に行きます人間といひますか、行く人の種類といひましては、一つは観光旅行者、もう一つは漁業関係の人、三番目がこれは順序不同でございますけれども、観測隊員、大体系三種類ぐらゐに分かれるのじやないかと思ひのすね。

そこで、観測隊員につきましては、これは文部大臣の管轄下にある観測隊でございますから、その観測隊員に対してこの勧告措置及び法律案の中身を周知徹底せしめるといふことでやつていひのすね。

それから一般旅行者でございますけれども、これは幾つかの方法がございまして、一つは旅券申請の段階、これは都道府県の窓口等々でこの勧告措置あるいは法律案をやさしく説明して周知徹底せしめる。それからもう一つは、実はいま南極旅行をやっております会社といひのは日本でエージェンツ一社でございます。アメリカで二社であるわけでございますが、この一社のエージェンツあるいはその他のエージェンツに対しまして、こういう措置ができた、こういう法律案ができたといふことを周知徹底せしめたい、こういうことを考へております。

それから漁業者につきましては、これも同様な措置が考へられるわけでございますが、現在の漁船団で南極の陸地に近づける耐氷構造を持った船は持っていないわけでございますが、しかしながら、いわゆる南極海に一般的な意味で出漁します

漁船には、多くの場合漁業監督官が乗っておることもございまして、これらにつきましては農水産省を通じて措置を担保していきたい。

最後に考へておりますのは、こういった動植物を殺してあるいはつかまえて持つて帰つてくる場合には、税関でもってこれを押さえる。

こういう以上申し上げたような幾つかの措置でもってこの実効性を図りたいと思ひております。

○土井委員 時間です。終わります。

○中山委員長 次に、玉城栄一君。

○玉城委員 時間も遅くなつてまいりましたので、大急ぎで質問をさせていただきますと思ひます。

最初に、日本・インドネシア租税協定についてお伺いをいたしますが、最近インドネシア政府が相次いでわが国への輸出入品に対し規制強化措置をとつて関連業界をあわてさせているわけですが、エビのトロール漁は来年一月一日から全面禁止、丸太の輸出も八五年まで、打ち切り、こういうようなことなんです。その辺の事情についてまず最初にちよつとお伺ひしておきたいのです。

○藤井(宏)政府委員 お答えいたします。

最近、たとえばエビトロール漁業につきましては、インドネシア政府は、一九八三年一月からインドネシアの全海域でトロール漁業を禁止する方針を決定いたしました。現在、わが方関係企業と話をいたしまして、インドネシア側に申し入れを行つております。

それからもう一つ、一九八二年の一月からインドネシア政府は、一定額以上のインドネシア政府調達を受注した外国企業は、これと等価の非石油産品を輸入する義務を負ひわゆるカウンタートプーチェスという制度を導入することを決定いたしました。これについてもインドネシア側と話をしております。

○玉城委員 この問題は後でまた、時間の関係もありまして、お伺ひします。

それで、まず、わが国とインドネシア関係の現状について伺つておきたいのですが、一つは日

本、インドネシア間の輸出、輸入額とその割合について二点目、インドネシアに対する投資額、進出企業数について、それから三番目に双方の人的交流、留学生あるいは研究者等について、三点まとめてお伺ひいたします。

○藤井(宏)政府委員 インドネシアとわが国との貿易でございますが、昭和五十六年のわが国の対インドネシア輸出は四十一・二億ドルでございまして、これはわが国の総輸出の二・七％を占めております。それから、同じくインドネシアからの輸入は百三十三億ドルに上りまして、これはわが国の総輸入の九・三％を占めております。

それから、インドネシアに対する投資額でございますけれども、これは昭和二十六年度から五十五年度までの累計で四十四億二千四百万ドルに上つております。それから、進出企業数は二百五社が合併でございます。そのほかに石油開発探査会社が十二社ございます。

それから人的交流でございますけれども、日本人のインドネシアへの渡航者数は五十五年は六万一千六百七十九人でございまして、五十六年には六万六千五百五十二人でございまして、一方、インドネシア人の日本への渡航者数は、五十五年は一万七千八百五十四人、五十六年は二万四千三百六十八人でございまして。

○玉城委員 次に、二重課税回避のための租税条約をわが国が締結した国はもうすでに三十二カ国ですか、三十四ですか、それはお答えではつきりおしやうございましたかと思ひますが、今回締結するインドネシアとの租税協定は、ASEAN諸国とわが国が結ぶ最後の租税協定になると思ひわけでありまして、わが国からの投資額や貿易額あるいは企業進出の多いインドネシアとの間の条約締結が一番最後になった理由について伺ひたいと思ひます。

○藤井(宏)政府委員 今回のインドネシアとの租税協定は三十三カ国目の租税協定になります。これがおくれた理由でございますけれども、一つはインドネシア側の事情がございまして、インド

たとえば一例を挙げますと、マレーシアはイギリスとの間に租税協定をすでに一九四九年に結んでおります。それから、シンガポールも英国との間に一九四九年に結んでおります。タイはスウェーデンとの間に一九六二年に結んでいゝ。フィリピンはスウェーデンとの間にやはり一九六六年に結んでおりますけれども、インドネシアが租税協定をオランダと結びましたのが一九七四年でございます。というように、インドネシア自体の政策といまして、租税協定を結ぶのが遅かったということが一つでございます。

それからもう一つは、日本とインドネシアとの交渉でございます。この交渉自体がいま申しましたインドネシアの事情から遅く始まったわけですが、これは一九七一年から交渉が始まりました。ちなみにシンガポール、タイ、マレーシアにつきましては六一年から、フィリピンについては六六年から交渉を開始しております。この七一年から約十年かかりまして妥結してわけでございますが、これは日本とインドネシアの租税協定における交渉の身中で若干意見の対立があったからでございます。その対立点は、一つはインドネシアの定義、それから国際運輸業の所得の取り扱い、それからみなし外国税額控除の範囲、この三点が特に対立いたしましたして交渉は延びたということになります。

○玉城委員 それから次に、租税条約未締結の現在、日本の進出企業や個人等についてインドネシア側でどういう租税及び税率が課税されているのか、また日本側では同一の法人、個人に対してどういう二重の課税がかけられているのか、お伺い

お答えいたします。

租税条約の対象税目にありますように、インドネシアでは法人税、所得税それから利子、配当、使用料税というのがわが国進出企業にかかってくる税金でございます。法人税の場合には段階的な税率になっておりまして、二〇%、三〇%、四五%と、それぞれ所得別に税率が違ふという税になっております。それから利子、配当、使用料というのは、これは別の税目になっておりまして、これに対しては二〇%の税金がかかるということでございます。それから個人につきましては、インドネシアに一年以上住むという個人は、インドネシアの居住者になりまして、インドネシアの税率でございます。これは現在のところ五%から五〇%の累進税率でございます。それによつてかけられる。それから外国人につきましては、インドネシアで得た所得だけが課税されることになります。インドネシアの居住者になりますと、その居住者がどこで稼ごうと全部の所得に対して課税されるというふうな、大体日本と同じような形態の税制になっております。

それからあと一点でございますが、日本で同一所得に対してどのような課税があるかという点に關しましては、日本の進出企業がたとえば支店の形態をとっている場合には、それは日本の法人でございいますから日本の法人税がかかるということでございます。そしてインドネシアでかけられた税金については、ある限度額を設けまして、そこまでは税額控除をするというシステムになっております。それから進出企業が現地法人になった場合には、これはもうインドネシア法人でございいますから、インドネシア法人としてインドネシアで課税され、日本で稼得する所得については日本の法人税がかかるということでございます。

○玉城委員　そこで、この条約が締結されますとわが国としてどういうメリットがあるのか、簡単に御説明いたしたいと思ひます。

○河原説明員 国内法的には一方面的に税額控除制度があるわけでございますが、向こうの税金がたとえは二〇%ということになりますが、その分が日本の税金から引けるかどうかという問題が起ってきます。これはどういふことかといふことです、二〇%というのは、そのグロスの金額に二〇%とかかるものですから、いわゆるネット課税じやない關係上、経費を引いておりませんので、たとえば経費が九〇%かかるといふことになりまして、二〇%のグロスの課税、これが引き切れないといふ事態が起きます。

それから、租税条約上はそういった税額控除の制度だけではなくて、いろいろな各種の規定がありまして、たとえば文化交流を促進するとか、人的交流を促進するとかといった規定を設けております。

それからもう一点は、租税当局間の協議とか情報交換とか、こういった規定も設けておりまして、税金の問題が非常に向こうの当局とフランクに話ができるという基盤が与えられるものと思われまふ。

○玉城委員　そこで、この協定は租税に関する脱税の防止も対象にしているわけですが、第二十六条の規定からして、単なる情報交換だけでは企業の脱税行為の防止に効果がかかるかどうか、少し疑問に思うのですが、このインドネシアも含めて、海外進出企業の脱税に関する調査とか、そういうことについて現在どのようにしてやっていますしやるのか、お伺いいたします。

○西崎説明員　お答え申し上げます。

まず最初に、海外取引に關する課税關係、国税庁でどのように処理しているかという点について若干御説明申し上げますと、御承知のとおり、海外取引というのは、わが国にあります法人等が海外といふんな形で取引をするというものでございますが、その際に価格を操作するとか、経費を操作するとか、そういうようなことで所得を圧縮するといふような行為がまま見られるわけでございます。それからさらに、海外に置いております支

店あるいは子会社、こういうところではんな操作をやりまして、それで全般的に税の負担を軽くする、こういうようなことを企業はやっている場合がございます。したがいまして、私どもが調査をいたします際に、こういう面につきましては特に重点的によく見るということをやっているわけでございますが、しかしながら、海外取引というのは御案内のように非常に複雑であるという面に加えて、われわれが税務調査をやる場合に、これは非常にわれわれ部内の言葉で恐縮なんですが、取引の相手先に当たって調べる、こういうやり方をやるわけでございますが、海外とやっている場合には、いろいろ主権の問題等ございまして、こういう調査手法が大きく制約されるというふうなことがございます。これでわれわれも悩んでいるわけでございますが、各国の税務当局すべてこれに悩んでおるわけでございます。

の情報交換の規定というのは、ある意味ではこの問題を解決するための一つの方法になるわけですが、いま上っております、これは非常にすでに全世界的に効果もある限りでは、この制度をもっと活用して、いろいろ税務行政の推進を図ろうという機運が全世界的にあると承知いたしております。それからまた、これは余分なことでございますが、こういう規定があるということ自体がある程度牽制効果を持ちまして、企業の方で自粛するというようなこともあるようにございます。

ところで、わが国でございますが、わが國も、すでに情報交換の規定を持っている國がたくさんございます。こういう國との間でこの規定を活用いたしまして、すでにかんがりの成果を上げておるわけでございますが、今後とも外国政府と話し合ひまして、一層その量あるいは質、この両方の面でこの制度の活用を拡充いたしまして、それで税務調査の充実を期したい、このように考えておる次第でございます。

○玉城委員 しっかりやっていたかと思ひます。

そこで、この協定はOECDモデル条約に沿って作成されたものでありますが、特にOECDモデル条約と異なっているところがあるのか、この協定、異なっているところがありましたら、ちよつと御説明いただきたいと思ひます。

また、他のASEAN諸国との租税条約と比較をして特に異なっている点があるのか、重立った点で結構ですから、概略御説明いただきたいと思ひます。

○河原説明員 お答えいたします。

わが国の租税条約締結方針といふのは、できる限りOECDモデルによりたいといふことでございまして、何分にも先進国間のモデルとして作成された関係がありまして、開発途上国は源泉地国課税といふ点で、そこで生まれた所得についてできるだけ課税したいという希望を持っております。そこで、条約交渉ではその点が問題になりました。今度のインドネシアとの租税条約においてもそういった問題が話し合われたわけであります。

結果的に言いますと、OECDモデルに比べて、若干恒久的施設といふかの定義が広くなっております。これはOECDモデルの場合には、できるだけ根拠がしっかりしているところから課税を始めようといふことなんですけれども、たとえば在庫保有代理人だとかそれからコンサルタントサービスを行う者については、それは恒久的施設とみなすという規定が入っております。

それから投資所得につきましても、税率的にいきますと、OECDモデルの場合にはたとえば使用料については〇%ということになっておりますけれども、この条約では一〇%ということになっております。これは日本の租税条約方針も一〇%ということになってございまして、そこからは乖離しておらない。

それからOECDモデルにない条項を持つております。これは教授条項とかそれから政府間交流

計画に基づく芸能活動からの所得、そういったものについて免税措置を講じておりまして、文化交流を促進させたいというそういったあれがあります。

それからもう一つは、インドネシアが行う投資促進措置を日本側として側面から支援するという意味で、みなし税額控除という制度をこの条約は持つております。

それから他のASEAN諸国との租税条約との比較でございまして、内容的にいきますと、投資所得の税率が若干違つたところがございます。ただ、全体的には大体同じような感じが出ておると思ひます。先ほど説明しましたように、みなし税額控除につきましても、他のASEAN諸国との間でもその制度を導入しております。大体バランスがとれているんじゃないかというふうに考えております。

○玉城委員 そこで、一九八〇年の国連経済社会理事會では、先進国対発展途上国のモデル条約を作成しているわけですが、最近になって特に国連で発展途上国モデル条約に取り組んだ趣旨や両方のモデル条約の主たる相違点についても伺ひしておきたいと思ひます。

○河原説明員 お答えします。

OECDモデル条約は六三年に作成されておりました。一九七七年に改定されて、新OECDモデル条約ができ上がっております。

〔委員長退席、愛知委員長代理着席〕

これにつきましては、発展途上国の方から先進国寄りであるという批判がありまして、それでは先進国と発展途上国とのモデル条約というものをつくつてみようじゃないかという話が一九六八年ごろから起りまして、国連の中に専門家グループというのをつくつて、ずいぶん長く検討が行われてまして、一九七九年に完成されております。

国連モデル条約とそれから新OECDモデル条約との相違点でございまして、これは先ほど説明しましたように、たとえば恒久的施設の範囲が若干広くなつておるとかそれから国際運輸業所得に

ついては、OECDモデルの場合には相互免税といふ考え方になっておりますが、国連モデルでは二つの選択肢を設けておりまして、航空機については、これは相互免税といふことで両方同じなんですけれども、海運所得については課税権を留保することもできるといった内容となっております。それから、先ほどの投資所得の制限税率でございまして、これは国連モデルではパーセントが入つておりません。これは二国間の交渉マターであるといふふうになっております。違いは大体そういったところでございます。

○玉城委員 そこで、今後わが国が発展途上国との租税条約を締結する際に、あるいは改定する際にこの国連モデル条約を取り入れようといふ考えでいらつしやるのか、いかがですか。

○河原説明員 わが国の租税条約締結方針は、OECDモデルに準拠して交渉を開始するといふことでございまして、先方の意向によりまして適宜国連モデルを導入するといふことでないと思ひます。妥結しないといふこともあります。したがいまし

て、そういったことも従来とも行つてはいるわけですが、今後そういった交渉の中で取り入れられるものは取り入れていきたいといふのが基本的な方針でございます。

○玉城委員 そこで、現在わが国は、東欧諸国との租税条約についてはルーマニア、チェコスロバキア、ハンガリーと締結しているわけですが、昭和五十五年二月に署名をし、四月に国会で承認されたポーランドとの租税条約がいまだ発効してないことについて、その理由をお伺ひいたします。

○都甲政府委員 先生御指摘のように、ポーランドとの租税条約につきましては昭和五十五年二月に署名されたわけで、四月に国会の御承認をいただいたわけでございますけれども、その後、日本側としては手続を済まして直ちにポーランド側に批准書交換を申し入れたわけでございまして、ただ、先方がその時点におきまして国内的な事情があつたので、現在まで批准書交換が行われな

参りました。本年の三月になりましてポーランド側から、国内手続を了したので批准書交換の日程について相談したいといふことを言つてまいりましたので、現在その日程について検討中というところでございまして。

○玉城委員 そこで、ソ連、中国とわが国の租税条約が締結されていないのですが、それはどういう状況にあるのですか。ちよつと御説明いただきたいのです。

○都甲政府委員 両国とも目下租税条約の交渉中でございます。

○玉城委員 交渉中といふことですが、たとえばソ連の場合、交渉はいまどういふ段階にあるのか、どういふところが問題点になつてゐるのか、そしてその締結されるめどはいつごろなのか、それは中国も含めてですが、その辺どうなつてゐるか。

○都甲政府委員 中国の方につきましてはアジア局の方から御説明をさせたいと思ひます。ソ連との租税条約につきましては、五十五年の十月の三日間モスクワにおいて第一回交渉が行われております。第一回交渉におきましては、相手側の租税に関するいろいろな制度について意見交換を行うといふこと、それから基本的な枠組みにつきまして話し合いを行ったというわけでございまして、第二回の交渉の時期等につきましては外交チャンネルを通じて相談しようといふことになつておりまして、種々の情報交換は外交チャンネルを通じて現在も行われております。

以上のような状況でございまして、まだ交渉妥結のめどを立てるまでには至つておりません。○玉城委員 ソ連の方から租税条約について中断してきた、いろいろな理由があるのではありませんか、それはいいのですが……それはわが国の方から早くやろうじゃないかといふことなのか、あるいはソ連側の方からそういう締結についての申し入れがあつたのか。もしそうであるならば、ソ連側の考えはどういうことか、そういう申し入れがあつたのか、その辺もちよつと説明をしていた

だきたいと思うのです。

○都甲府委員 本件につきましては、最近のモスクワあるいは日本における双方の経済活動がかなり行われているということに、日ソ双方からその必要性を認め、交渉が行われているということでございます。

○玉城委員 わが国としてはどういう姿勢で対応しているのでしょうか、その交渉は。余り積極的でないとか消極的でないとか、こちら側の対応はどうなんですか。

○都甲府委員 本件につきましては、ソ連側のいろいろな租税制度等複雑な面もございますので、そういう点を十分に意見交換をした上で協定の妥結に持ち込むということでございますけれども、基本的には積極的な姿勢で臨んでおります。

○玉城委員 調印についてはめどが立たないということをおっしゃってはおられたと思うのです。ゆつくりやろう——いま積極的とおっしゃいましたね。大体いつごろというめどもないでただだらだら交渉というわけでもないでしょう。その辺はどうですか。

○都甲府委員 御承知のようにソ連は社会主義国として特異な体制をとっておるものでございまして、そういう意味でソ連の税制面についていろいろと確認をする必要がある面がかなり多いというふうに承知しております。ですから、そういう面を具体的に詰めた上で条約の内容を固めていくという作業がまず必要でございますので、現在、第一回交渉においてもそれが行われましたし、外交チャンネルを通じて先方の関係当局とこのような具体的な内容について意見交換を進めるといふ形で進捗しているわけでございます。こういう具体的な枠組みと租税の内容等を十分確認した上で条約の交渉を進めていくという段階にございます。ですから、基本的に積極的ではありますけれども、そういう実務的な面ではやはり詰めるところは詰めるべきではない。特にソ連の社会主義体制の特異性というものがございまして、そういう点から若干時間がかかっているとい

うことでございます。

○玉城委員 これはインドネシアとの租税条約です。ただ、聞くところによりますと、年内、早期妥結を希望している。それは、いま御存じのとおり日ソ関係いろいろぐちゃぐちゃしている中で、これが一つ役割りを果たすというふうな見方もあるわけですが、それは年内ですか、そういうことでもないわけですか。

○都甲府委員 本件につきましては、きわめて実務的な条約でございますので、一般的な日ソ間の政治的な関係というものは関係なく交渉は進められているわけでございます。いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたような先方の複雑な体制を解明していくという必要がございますので、年内に妥結の見通しが立つかどうか、ちょっと現在ではその自信がございません。

○玉城委員 実務的はよくわかりますが、やはり租税条約は政治的問題と関係ないとも言えないと思うのです。まあひとつそういうことで日ソ関係の改善の一助にもなるということであれば、やはりわが国としても積極的に対応していただくことを希望いたします。

今度是中国の方ですね。○藤井(宏)政府委員 中国との間では、昨年の一月に第一回の交渉を北京でいたしまして、昨年の六月に東京で第二回をいたしまして、三回目を二十日から北京で現在交渉中でございます。これは中国にとりまして最初の租税協定でございます。なれという面では若干あれでございますけれども、先方も当方も非常に熱意を持って早期に妥結したいということで、現在北京で交渉中でございます。

○玉城委員 この協定三条の用語の定義の規定の中で「インドネシア」とは、インドネシア共和国の法令において定義する領域並びに大陸棚及び隣接水域の一部であつて、国際法に基づきインドネシア共和国が主権、主権の権利又は他の権利を有するものをいう」と書いてあるわけですが、群島水域はここに言うインドネシアの中に入るのかどうか、その辺を御説明いただきたいのです。○都甲府委員 この定義条項につきましては、先ほど御説明申し上げました中に含まれておりまして、交渉の大きな問題点の一つでございます。またたけれども、この定義の中にインドネシア側が主張しております群島水域に当たる水域、これは含まれていないというふうに解しております。ただ、これを若干敷衍して御説明申し上げますと、群島水域自体については日本側はこれを政治的には支持するということを以前しておりまして、それは昭和五十四年にスハルト大統領が訪日したときに新聞共同発表で、わが国は、群島国家原則としての重要性を理解し、インドネシアが海洋法会議の海洋法条約草案にのつた群島水域制度を自国に適用するという政策をとるのであればこれを支持するということを表明いたしました。政治的にはこれを支持するという立場は表明したわけでございますけれども、法的に見ますと、まだ群島水域というのは国際法上確立していない制度であるというふうに考えているわけでございます。ですから、法的にいわれるインドネシアが主張している群島水域がこのインドネシアの法令に基づく領域に含まれるというふうに解するわけにはいかないわけでございますけれども、この条項をこらんにいたしますとわかります。ようには、「国際法に基づきインドネシア共和国が主権、主権の権利」を有するもの、たとえば大陸棚及び隣接水域の一部というものであれば、これはそういう概念にはインドネシアの主張している区域は含まれると解して差し支えないと考えております。これは、たとえば二百海里水域の漁業水域は現在もうすでに国際法上確立した概念でございますし、それから大陸棚について沿岸国が主権の権利を行使し得るといふのも国際法上確立した概念であると考えられます。そのような両方の観点からいいますと、このインドネシアの主張する群島水域に当たる水域がこの全般的な定義のインドネシアの中に含まれるというふうに解するこ

とは実態上何ら問題がない、このように解しております。

○玉城委員 このインドネシア側の主張する群島水域というものが国際法上まだ確立されていないという御説明があったのですが、そういう確立されていないという状態にあるのですが、そういう状態でありながら二国間でこういう租税条約を結んでおくという事は、後で問題にはならないというふうに理解しておいていいわけですか。

○都甲府委員 その点は先ほど御説明したところでございますけれども、国際法に基づきインドネシアが主権を主張する水域というものをここでは定義しているわけでございますから、その国際法上確立していると日本側が認めない群島水域というのは、法的にこの条約で認めたということになつてないというふうに私は考えております。ですから、この大陸棚及び隣接水域という概念の中にそれが含まれるということは国際法上何ら差し支えないわけでございますので、租税を徴収するという目的のこの協定の運用上、そのような水域がインドネシアという領域に含まれるというところで運用されても、これは日本の群島水域についての法的立場に影響を与えるようなことは一切ない、このように考えております。

○藤井(宏)政府委員 インドネシアは昭和五十年四月の国防治安大臣の決定を根拠といたしまして、インドネシアの群島水域を通航する漁船の通航路としてロンボク、マカッサル海峡を通る一本の航路しか認めておりません。これに對しまして、自來わが国はさまざまな機会にインドネシア側に対して、わが国としては伝統的に太平洋とインド洋の漁場の間を移動するために同水路のいろいろなルートを通航してきたわけでございますが、それを認めるよう交渉してきておりますが、

現在までのところ、インドネシア側は国内治安問題等を理由といたしましてこれに応じていないというのが現状でございます。

○玉城委員 そこで、最初冒頭にも伺いましたのですけれども、向こうの政府がわが国への輸出入品に対する規制強化等、業界もいまだ大変あわてているという言い方で申し上げたのですが、すでに日系合併企業の船は締め出されたり、丸太の輸出禁止は八六年というようなことで、関係者の方からエビ漁のように操業許可期限内に当初の条件を根本的に変えられてしまうのでは日本企業は安心して投資ができないというような声もあるわけですか。これは政府も含めて対応が非常におくれではないかというようにあるのですが、その辺については外務省としてはどのようにお考えになりますか。

○藤井(宏)政府委員 インドネシア政府は最近もいろいろな措置をとっておりますし、本件の漁船の通航路にいたしましても、必ずしも日本の意に沿うような政策をとっていないということが間々見られることは御指摘のとおりでございます。これに對しまして日本の対応がはかばかしくおくれということではございませんで、対応はそれぞれ迅速に、かつきわめて高いレベルでインドネシア側と話し合いをしておるわけでございます。たとえばたまたまの漁船の通航ルートの問題にいたしましては、一九七六年以降福田総理、それから大平総理、鈴木総理、昨年は鈴木総理のインドネシア御訪問の際等々、歴代の総理のレベルあるいは外務大臣レベル等でインドネシア側と話をしておるわけです。たとえば七九年にスハルト大統領が訪日いたしました際の共同新聞発表におきましても、「双方は、また、日本漁船のインドネシアの群島水域内の通航問題を討議することで意見の一致を見た」というようなことも合意しております。わが国といたしましては、インドネシア側に対してあらゆる機会にわが方の立場というものを述べておるわけでございますが、先方の理解を得ていくように従来から十全の努力をしておりますし、今後と

も努力を重ねたいと考えておる次第でございます。す。

○玉城委員 次に、日本・スリランカ投資保護協定について伺います。

わが国日本が初めてこういう投資保護協定を締結した相手国はエジプトであったとも承知しておるわけですが、これは昭和五十二年ですね。この投資保護協定の運用状況は現在うまくいっているのか。いかがですか。

○藤井(宏)政府委員 日本とエジプトの投資保護協定、これが御指摘のように日本として最初の投資保護協定でございますけれども、これは昭和五十二年に署名いたしましたので、さらに昭和五十三年一月に発効いたしましたわけでございます。

その後の状況でございますけれども、昭和五十二年から五十五年の四年間において七件、合わせて一千五百三十八万ドルの対エジプト投資がでております。これはどの程度が投資保護協定の効果によるものかには即断いたしかねますけれども、この結果が日本の対エジプト投資に貢献したということは言えるのではないかと存じております。

○玉城委員 うまくいっているということをおっしゃるとされていらっしゃると思うのですが、昭和五十四年九月にジャヤワルデネ大統領が訪日された際に、大平総理との共同コミュニケが発表されたわけで、その共同コミュニケの第十項には航空協定を締結したい旨の表明がされておるわけですが、五十四年九月ですから現在三年近く、その航空協定の交渉というのは現在どういう状態にあるのか。

もう一点、同じくこの共同コミュニケの九項では「教育・文化交流を促進する旨の決意を新たにされた」というふうに書かれておるわけですが、文化協定を締結するような機運が現在わが国とスリランカとの間にあるのか、そういう用意があるのか。その辺の事情を二点お伺いいたします。

○藤井(宏)政府委員 航空協定につきましてお答え申し上げます。

航空協定でございますが、その前提となります直行航空便を設定いたしました場合の需要があるかどうかということをお調べしております。調査してまいりまして、昨年の十二月には政府の航空調査ミッションがスリランカへ参りまして調査をしております。現在のところ、スリランカと日本の間では、日本人がスリランカを訪問いたしましたのは五十五年ベースで一万一千五百二十六人、それからスリランカの方から日本に参りました人は六千九百六十九人という数でございます。できる限り航空協定を結んで直行便をもたらしたいというのが一般的な希望でございますけれども、実需があるかどうかというところをいま調査しているという段階でございます。

○玉城委員 では、こういう航空協定の交渉についてはしばらく考えていないということになるわけですか。

○藤井(宏)政府委員 航空協定の交渉は、実需があるという状況でありますれば一般的には前向きに検討していきたいと思っております。ただいま申しましたように、昨年十二月に政府ミッションが参りましたけれども、さらに本年四月には、スリランカと日本の両国の航空企業間の協議が行われる予定でございます。これらを通じて、需要を確かめた上で航空協定を結んでいくという方向に進んでいきたいと存じております。

○玉城委員 この協定の第九条には、協定の発効前の投資財産等にもこの協定を適用することになっているわけですが、いままでにスリランカへの民間投資の額はどれくらいになっているのか、この協定の締結によってスリランカへの民間投資がどのくらい促進されると期待していらっしゃるのか、お伺いいたします。

○藤井(宏)政府委員 お答えいたします前に、航空交渉についてはたまたま私の方から答弁申し上げましたけれども、文化協定につきましては情文局審議官からお答えさせていただきたいと思っております。

○加藤説明員 文化協定についてお答え申し上げます。

文化協定につきましては、現在のところ、スリランカと日本との間での文化交流の実績が非常に上がつてきておりまして、昨年の実績を見ましても、たとえば留学生十九名というようにかなり大きな受け入れができております。したがって、スリランカとの間に文化交流を進める上に文化協定がなければ非常に悪いという状況ではございません。したがって、いま直ちに文化協定を結ばなければならないという状況ではございませんけれども、文化協定を結ぶことが望ましいという機運が盛り上がってまいりましたときには、私どもも前向きに考えたいと思っております。

○藤井(宏)政府委員 お答えいたします。本協定の九条は、御指摘のとおり、協定発効前に受け入れられた投資についても適用される旨規定しております。それがどの程度あるかという御質問でございますけれども、当然のことでございますが、本協定がいつ発効するかということによるわけでございますけれども、一番最近の統計によりますれば、わが国の対スリランカ直接投資額は累計で、昭和二十六年以降昭和五十六年三月末までで千百万ドルでございます。件数は三十八件でございます。

それからもう一つの御質問でございますけれども、本協定の締結によって対スリランカ投資が増大し発展するなどの程度の可能性があるかという趣旨の御質問でございますけれども、スリランカはわが国にとって比較的近い国であり、八五％という大変に識字率が高い発展途上国でございます。投資環境としては非常にいいものを持っております。国でございます。現在までのところ、ただいま申し上げましたとおりの実績でございますけれども、この投資保証協定ができてさらに投資の先行きの安定性と申しますか、それが確保されるということになりますれば、わが国の民間においてもさらにスリランカに対して投資を行っていく

たいという気持ちが増大するものと存じます。

したがって、今後どの程度の額が出ていくかということは、推測は困難でございますけれども、この協定がわが国とスリランカとの間の投資、特にわが国からスリランカに対する投資に大変にいい影響を及ぼすというふうに考えております。

○玉城委員 そこで、同じく共同コミュニケの八項には、スリランカの経済社会開発の一環として、コロンボ港拡充計画がありまして、この計画に対してわが国は一昨年十月でしたか、交換公文で七十六億円の円借款を供与しているわけですが、その進捗状況、現在どういふぐあいになっているのか、御報告をいただきたいと思ひます。

○藤田説明員 ただいま御指摘のように、七十六億円までの円借款の供与の交換公文を一昨年の九月に交わしたわけでございますが、現在日本側のコンサルタント、これは日本港湾コンサルタントと申しますが、この手によりまして入札書類の作成を行っておりまして、間もなく入札が行われるという状況になっております。

恐らく先生御心配なのは、若干おくれしているのではないかとと思ひます。本来の予定ですと、本年の七月ぐらいには着工するような計画で進めていたわけでございますが、若干先方との話し合い等で手間取りまして、これから入札書類が完成しまして実際の工事着工に至りますのは本年末、約半年ぐらいくれるのじゃないかという感じでございます。ただし、これは工期が一応二年間ということになっておりますので、本来の交換公文で予定しております期日までは十分間に合う状況でございます。

○玉城委員 時期のおくれもそうでしょうが、その必要性がありましてスリランカの経済社会開発に資するためということでされたと思うのですが、もう一つ問題点は、このコロンボ港には現在三万五千人の港湾労働者が荷揚げ作業に従事しておると聞いておるわけです。その機械化をすることによりまして百分の一の三百人程度のオペレーターで一切処理ができるような状態になるという

うことで、この計画が完成すると残りの約三万四千七百人をどこに吸収したいのか、いわゆる失業問題なんです、それはどのように考えていらっしゃるわけですか。

○藤田説明員 このコテナ専用埠頭は、現在コロンボ港が非常に混雑をいたしております。満杯状態ないし船待ちも必要とされるという状況下におきまして、在来の埠頭をそのままにしまして新しくコテナ埠頭をつくるということでございます。新しいコテナ埠頭をつくるという問題自体は、いままでの在来埠頭がそのまま残りますので、コテナ埠頭に新しい雇用機会が与えられるという形になります。ただ、機械化をされたものができますので、それほど、この三万五千が倍になるといふようなことではないと思ひますが、三百人といういま御指摘がございましたが、このコテナ埠頭の建設によつてどのくらいこの雇用が造出されるかというのは、実は日本の場合には、先生御承知のように非常に機械化が進んでおりますので、全く同じ規模のものを日本につくりましても、コンピュータ等々で非常に省力化が進んでおりますので、二百人とかいま御指摘の三百人とかというオーダーかと思ひますが、このコロンボ港の場合にはコンピュータももちろんつくるわけではございませんので、それほどの少ない人数ではないんじゃないかと思ひます。したがって、御心配のように現在の雇用者が失業するという問題はないということだけ御説明いたします。

〔愛知委員長代理退席、委員長着席〕
○玉城委員 このコロンボ港の近代化、そのためのわが国の援助、それによる失業問題というものは心配ないということであれば非常に結構なことです。が、いざにしまして、援助はしたわ、りっぱにしてあげたわ、失業は出たわということ、後は知らんぷりでは、この問題ではないというものです。が、いざにしまして、アフターケアというものは親切にやっていた方が、本当にその国のためになるのじゃないかと思ひわけであ

ります。

それでは次に、これは昭和四十九年四月の取り決めに基いて、スリランカの遠洋、沖合い漁業の開発に必要な機関、漁労等の技術者を養成するために高等水産講習所が設立をされ、わが国から昭和四十九年度に六千五百二十一万円の機材供与を初め、昭和五十五年までに計二億四千六百八十八万円に上る技術協力を行っているということですが、現在どういふふうな運営をされているのか、お伺いいたします。

○藤田説明員 お答え申し上げます。
ただいま委員御指摘のように、昭和四十九年より六年間、わが国からこの高等水産講習所に対する技術協力をいたしました。そのために専門家が延べ人数で五十七人、受け入れ研修員数二十八名。それから、いま先生御指摘の機材に加えて、一億五千万円相当の練習船も寄贈いたしておりますので、合計にしますと約四億四千万程度の規模の機材が供与されていることになりました。

この六年間の供与期間が終わるに際しまして、種々スリランカ側と話し合いを行いました結果、もうあと一年協力期間を延長してもらいたいという非常に強い要望が先方からございましたので、結局一年延長いたしました。昨年の四月、スリランカ側に引き渡しを行いました。

先生御心配になっておられるのは、恐らくその過程、特に初期でございますが、いろいろ問題がございましたのは、この水産講習所の卒業生が就職がきつといたかどうか、それから機材の管理不備、それから日本側の専門家が参りまして、引き渡した後先生になってくれる方を養成するわけですが、なかなか人材難というふうなことがございまして、当初の数年間は種々問題がございまして、その後、鋭意スリランカ側も努力してくれました結果、事態は非常に改善されております。本年、つい先々月になりましたが、二月にわが国から経済協力の評価ミッションというものを送りまして、この高等水産講習所以外のプロジェクトも含めて評価を行いました結果、就職状況

も、もう一〇〇%卒業生は合弁企業等々に就職している、ないしはアラブ産油国等々への就職も行われているということ、それから機材の管理状況も非常に良好である。それから、日本側の専門家が教えたスリランカの先生方が、りっぱに先生として活躍しておられるということで、結果は非常に良好な成果で運営をされているという報告がなされております。

以上でございます。

○玉城委員 この高等水産講習所は、将来はスリランカの大学に昇格をさせていくというふうな話、そういう方向であったようですが、それはどうなんですか。それが一点。

いまおっしゃいました卒業生、合弁企業に働いているとか、あるいは産油企業に行っているとか、あるいは学校の先生をやっているということがあるのですが、そういうことはあるのですか。ないのですか。向こうの水産業界に一人も就職していないというふうな話を聞いているのですが、いかがですか。

○藤田説明員 第一の点でございますが、この高等水産講習所、本来の目的は、スリランカに複数ございまして国立地方漁業センターの機能を強化していくという点も非常に大きな目的だったわけでございますが、この点ではかなりの成果を挙げている。すなわち、この高等水産講習所の先生以外に、そういう地方漁業センターの中堅技術者として活躍をしているという状況がございまして、それから第二番目の、現地の水産会社には余り就職していないという点でございますが、私いま申し上げました四月の評価ミッションのメンバーが特にこの就職状況については重点的に評価をしてまいりまして、いままでの卒業生が七十二名、昨年の四月までで七十二名の卒業生が出ておりますけれども、この大部分が合弁企業に採用され、ないしはアラブ産油国に行っているという報告を受けておりますので、その現地の会社に行っているかどうかということまでは、実は報告を受

けておりません。

○玉城委員　いまのスリランカの問題、現地からわが国に対する非常な苦情めいたことも聞いておりますが、もう時間も来しましたので、この委員会の場でなくて、御要望もしておきたいのです。が……。

委員長、もう一つあるのですが、これはまた、あと次回、短い時間でよろしいですか……。きようは、これで終わります。

○中山委員長 東中光雄君。

○東中委員　日本・スリランカ投資保護協定についてお伺いしたいと思います。

外国の投資は、進出先で活動する場合に進出先の経済主権に従うというのがこれは当然のことだと思ふのですが、まず一つ、原則の問題としてお伺いしたいと思ふのですが、どうでしょうか。

○都甲政府委員　わが国の企業が外国に投資をいたします場合には、その国に適用されております法律等に従つて事業活動を行うべきであることは当然でありまして、そういう見地から、現地の主権に従うということはお説のとおりだと思います。

○東中委員 一九七四年の十二月十二日の第二十
九回国連総会で、諸国家の経済権利義務憲章が採
択されたわけですが、いわゆる新国際経済秩序と
いうものがつくられて、その後の発展途上国の経
済主権確立に強い方向づけをしてきたと思うので
す。二十九回国連総会で採択されてその後発展し
てきている新国際経済秩序、日本はこの決議には
棄権したと思うのですが、いまだという態度をと
っておられるか。これは原則的な問題でもありま
すので、外務大臣にお伺いしておきたいと思つて
います。

○遠藤説明員 私からとりあえずお答え申し上げます。

いま先生御指摘の一九七四年の憲章でございますけれども、この憲章全体につきましては、日本はこれは棄権をいたしております。

それから、投資保証協定等々の関係の項目は、

実は權利義務憲章の第二章の第二條であるわけでございしますが、この中でまず第二條の第一項は、天然資源の恒久主權を規定しているわけでございます。それから同條の第二項は、実は三つに分かれておるわけでございますが、これはまさに外國投資の規制を規定しておるわけでございます。第二項のa項で投資受け入れ國の法令に基づいて外國の投資を規制し得るということを規定をいたしております。それからb項で投資受け入れ國の法令に基づいて多國籍企業活動を規制することを規定しております。それからc項でございますが、外國人資産を國有化する上での紛争解決手続等を規定いたしております。

そこで、この規定に對します日本の立場でござ
います。先ほど申し上げましたように、この憲
章全体につきましては日本は、確かにこの憲章は
開發途上國と先進國との經濟關係の健全な發展を
促進するべきという点はあるのでございますけれ
ども、同時に開發途上國の一方的な主張を余りに
も取り入れ過ぎておるといふような點に疑問があ
りまして、これは棄權をいたしております。それ
から第二條、これは投資の規制でございましてけ
れども、まず第一項につきましては日本は反對を
いたしております。それから第二項、これは(a)、
(c)とございしますが、(a)につきましても反對、
それから(b)につきましても反對、(c)につきま
しても反對の態度をとっております。

○東中委員 この憲章は賛成が百二十カ国で、全体として言えば反対は六カ国である。百二十カ国の圧倒的多数で議決されているわけですが、いま御答弁ありましたように、経済的権利義務についての第二章の第二条一項について反対しているのは、日本を含めてわず九カ国。それから第二項(a)について反対しているのは、日本を含めて十カ国。二項(b)は、反対しているのは日本を含めてわずかに四カ国。そして二項(c)は反対十六、日本が入っている。百二十カ国あるいは百三十六カ国が採決に加わって、日本は常に少数でこの問題については反対をしているということなんですが、ま

ず第二条の第一項「使用及び処分することを含む完全な恒久主権を有し、かつそれを自由に行使する権利を有する」これはなぜ反対しなければいかるのか、まず一項についてお伺いしておきたい。

○速津説明員 いま先生おっしゃいましたように、この第一項でございますけれども、恒久主権そのものは確かにそうなのでございますけれども、この憲章の規定の書き方が余りにもいわるる発展途上国に一方的である、こういうような観点から反対した次第でございます。

○東中委員 この一項を読みますと、「いかなる国家も、その全ての富、天然資源及び経済活動に對し、それらを所有、使用及び処分することを含む完全な恒久主権を有し、かつそれを自由に行使する權利を有する。」もつともなことを書いてある。あたりまえのことだと私は思うのですけれども、一方的であるとかなんとかいいいますが、どこがどういふふうに一方的なのですか。

○遠藤説明員　いま先生御指摘の第一項でございますけれども、天然資源の恒久主權につきましましてはまさにそのとおりでございますけれども、第一項の、いかなる国も、すべての富、天然資源及び経済活動に対して、こうあるわけでございます。

そこで、すべての富、経済活動に対して、という点につきまして日本政府は反対という態度をとつたわけでございます。

○東中委員 「対し、それらを所有、使用及び処分することを含む完全な恒久主権」、これはそれを含まない完全な恒久主権なんかありやせぬのだから、結局恒久主権そのものの、あたりまえのことを書いてあるわけですね。だから、あえて発展途上国に対して敵対的な態度をとっている、百二十カ国以上が賛成しているときにそういう態度をとっているとしたか私には思えないわけでありませう。

第二項の(ロ)についても、外国投資を規制する、その他いろいろありますけれども、これも発展途上国でなくてもあたりまえのことを書いているんじゃないかと思うのですが、なぜ反対をされたのですか。

○遠藤説明員　そのa項でございますけれども、外国投資が受け入れ国側の国内法を遵守すべきことは当然のことでございます。しかしながら、外国投資に対し受け入れ国が恣意的な措置や投資国の乱用差異によって差別的な措置をとる等の権利の乱用がもしあったような場合の歯どめがかかつてない、こういうことから先ほど申したような態度をとった次第でございます。

○東中委員 これも権利の乱用をするなんて書いてないですよ。乱用するようなことになったら困るから、それは乱用させなければいいことであつて、これも世界の大大勢に對してあえて独占資本主義國家としての挑戰をしておるように言わざるを得ない。b項、c項についても同じことだと思ふのを得ない。新國際經濟秩序というものがこういう発展途上國の經濟主權を認めていくという立場から打ち立てられてきておるわけですから、これに對してその當時反對しただけじゃなしに、いまでもそういう態度を貫いておられるとすれば、やはり國際的な問題があるから、外務大臣にこういうことについて、これは基本的な日本の姿勢の問題にもかかわってきますので、お伺いしておきたいわけですから。

○櫻内閣務大臣 正直に申し上げますが、この諸
 国家の経済権利義務憲章の制定、これは私、勉強
 しておらないのであります。ただいま御質問に応
 じて私なりに判断をいたしましたことは、開港途
 上国と先進国との経済関係の健全な発展を促進す
 るものであるべきである、そういうたてまえの上
 に立つて、果たして妥当であるかどうかという上
 うなことから、ただいま答弁がありましたような
 ことで、あるいは反対、あるいは棄権をした、
 ういうことではないかと思いますが、まことに恐
 縮ながら、いま申し上げたとおり、にわか勉強で
 ございますので、お許しください。

○東中委員 投資協定は、こういう国際的な、あるいは国連総会の決議、そういうふうな線に沿ってやはりやらなければならないかぬものだろうという意味でお伺いしておるわけであります。

具体的に協定の第五条の三項で補償について出ておりますが、「補償は、収用、国有化若しくは制限又は収用若しくは国有化と同等の効果を有するその他の措置が公表された時」云々と、こうなっておりますが、ここで言っている「収用、国有化」これはわかりませんが、「若しくは制限又は収用若しくは国有化と同等の効果を有するその他の措置」これは一体どういうことなのか、まずお聞きしたい。

○都甲政府委員 この条文に言います「制限」につきましては、収用、国有化の場合にはかなりはっきりわかるわけですが、制限という場合には、国とか公共団体が一定の目的のために事業者の所有している物資または権利を一時使用したり、あるいはその権利の行使を一部制限したりするというような形によって、正常な事業活動を行われないようにするというような内容を含んでいる。いわば権利の制限に当たることを指しているものでございます。

○東中委員 「収用、国有化若しくは制限又は収用若しくは国有化と同等の効果を有するその他の措置」だから、収用、国有化というのは二回出てくるわけですね。「同等の効果を有するその他の措置」、何のことかさっぱりわかりません。もう少し……。

○都甲政府委員 どうも舌足らずで失礼いたしました。制限につきましては、そのようなことで、正常な事業活動が行われないような権利の行使の制限をするというようにございまして、それだけでも、収用もしくは国有化と同等の効果を有する措置という場合に、明らかに収用とか国有化とは言えないまでも、正常な事業活動を妨げるという結果になる措置を生じしめるような、それにつながるような措置について言及しているわけでございます。たとえば投資受け入れ国によって、経営的な出資制限であるとか、あるいは資本とか経営者について、これを現地化しろというような要請が行われる場合であるとか、あるいは外資政策をその国が変更することによって特定の業種の事業

活動が行い得ないようにするというような形で、いわば外国企業がその国において正常な活動を行いたい得ないような制限を課せられるというような場合を指しているわけでございます。その結果外国企業が撤退せざるを得ないような制限を課される、結果的には収用とか国有化と同じような形になる、そういうような制限を受ける場合のことを指しているわけでございます。

○東中委員 制限というのは、投資企業が事業を進めていくのに支障を来すような、一時的にあるいは部分的に事業活動が規制をされることだというふうにいま言われたと思うのですが、一つ例を挙げますと、たとえば進出企業が公害発生源になる。そういう場合は、その国は主権の行使をして当然公害規制をやるということはある得ますね。公害規制をやらせることによって仕事ができなくなる、ここに言う制限を受けるというふうになる。場合、相手国はやはり補償しなければいけません。制限というのはそういう場合も含むということになるのか。要するに、相手国の法律なりあるいはその政府の施策として、その企業に対してだけじゃなくて、一般にやっていると制限をする、規制をするというふうな場合を含むようにどうもこの「制限」という言葉をいれると見えるのですが、そういう点はどうか。

○都甲政府委員 この条項の基本的な目的は、収用、国有化というきわめて明確な場合を定めているわけでございますけれども、そのような場合に事業を保護するという観点からきていて、その場合もまた得るといふことで、そのような収用、国有化ということに直ちに当たらないまでも、それに該当するような、いわばかなり重い制限といえますか、そのような場合を想定して規定しております。その企業にその国内法をほかの企業と同じような観点から適用するという場合には、必ずしもこの制限に当たると解さないで済む場合が多いのではな

に言う、まあ具体的な場合に即して考える必要がございませうけれども、そのような場合でも制限と言ふ必要はないのではないかと。そういう意味では、弾力的な運用が可能な条項であらうというふうに考えております。

○東中委員 あなたの言われていることだったから、「収用、国有化又は収用若しくは国有化と同等の効果を有するその他の措置」というふうに書いておけば、それで十分なんです。いまのあなたの答弁はそうなんです。それとは別に「収用若しくは国有化と同等の効果を有するその他の措置」ということまで書いてあるのに、その上にわざわざ「国有化」と並べて「制限」ということまで入れるというのは、そもそもさっきの国連総会のこれに反対した、何というか、相手方に対して経済主権を、あるいは主権を侵害していくような、そういうものがここににじみ出ているように思うので、そこところはやはりはっきりしなければいけないのではないかと。なぜ「制限」ということをわざわざ入れたのか。あなたのいまの説明では、「制限」を入れた理由の説明にはなっていない。

○都甲政府委員 後段の「収用若しくは国有化と同等の効果を有するその他の措置」というのは、より根本的に企業が撤退を余儀なくされるような状態を指すものだと考えますので、ここに置いてあります。「制限」という言葉は、むしろ一時的にあるいは部分的に、先生も御指摘になりましたように、一時的に部分的にその権利の停止があつて、企業活動が阻害されるというような場合を想定して置いた表現でございます。これは各国ともいろいろな表現で置いてあります。たとえば直接的、間接的に事業活動を阻害するというような表現を使っている場合もございまして、何らかの形で、収用、国有化ということだけではなくて、それには至らないまでも事業活動を阻害する措置でも、その概念に類するようなものについては、このような表現を使って規定している例が多いわけ

○東中委員 結局、環境汚染源、公害発生源というところで規制をされるという場合です。そこだけ入れるというのじゃなしに。もちろんそんな恣意的なことは現代国家ではあり得ませんから、一般の相手国の企業に対すると同じようにそういう制限をやってきたという場合は含まないというふうに日本の外務省としては解釈しておる、理解しておるということだと思います。

○都甲政府委員 一般的にはこの条約によりまして、事業活動につきまして内国民待遇、最恵国待遇が与えられておるわけでございますから、そのような中におきまして国内法を適用されるということに対しては、当然それが予想されるべき事態であると思ひます。先生がいま御指摘になりました環境保護の見地からの国内法というわけでございますけれども、これが具体的にどのような内容のものになるかによって最終的な判断は必要かと思ひますけれども、一般的には、そのように国内的な、合理的な理由に基づいて必要とされる措置をとるための国内法が当該企業に適用されるという場合は、この制限という中には当たらないというふうに解されるのではないかと考えております。

○東中委員 一時的または部分的に事業活動ができないう場合であっても、ここに言う「制限」ではないことがあり得る。そうすると、概観的に言えれば、一時的、部分的に経済活動ができないう場合は、普通は制限と言ふのだけれども、この条約に言う「制限」に入らない場合があるということはいま言われたのですか。そうすると、同じ結果が起つておつて、制限になる場合とならない場合、補償する場合としない場合、それは決まればいかにかわりますが、客観的な基準は何ですか。

○都甲政府委員 いまのような状態は、その企業と国の関係におきまして、具体的なケースに従って解決されるべき問題であらうと思ひます。ですから、この協定の中には協議事項等も入っておりますし、その事態が発生したときに、その事態に

即して、それに適応した解決が図られるものと考
えております。

○東中委員 それは事態に即して解決しなければ
いかぬので、事態に即して解決するについて何か
客観的な基準がなかったら、そのときに恣意的に
力関係で決めていくのだったら、これは非常に困
かしいことになるから、その基準は何ですかと聞
いているのです。

○都甲政府委員 このような規定が置かれた
のにはそれなりの目的がございますから、この規
定の目的に即して、その条約解釈の上で当該
措置がこの制限に当たるとどうかということが解
決されなければならぬと思うわけでございま
す。ですから、客観的な基準を前もって設定して
おくことはなかなかむずかしいのではないかと
いかなる条約の適用においても、このような場合に
客観的な基準をあらかじめ合意しておくというの
は、もちろんそういう方法もあり得ると思いま
すけれども、かなり困難な方法ではないかと考
えております。

○東中委員 あらかじめ合意するとか、そういう
ことを私は言っているのじゃないのですよ。こ
ういうものをやる場合には、要するに経済侵略に
なるかならぬかということが問題になってくるわ
けでしょう。そういう場合に制限という事項を入
れて、しかしその制限という概念を考へる場合
は、部分的、一時的な営業の続行が不可能にな
った事態、これは概観的にそうですね。しかし、補償の
対象になる制限になる場合とならない場合がある
ことは先ほど言われたとおりなんです。そうし
たら、その補償の対象になる制限は、一体どうい
うところに線を引くのかということ、この文章自
体の中にも内包されたものとして観念しておら
なければ、非常に不都合な事態になる、全く恣
意的になってくるということを私は言っているわ
けです。

○都甲政府委員 そういう意味では、この協定その
ものがむしろ日本からの投資を促進するという観
点から、スリランカの要請にもこたえまして結ば
れたものでございまして、この条項の交渉過程に
おきまして、このような条項を置くことが事業
活動の保護につながるという判断が双方にあって
入った条項でございまして、その運用につきま
しては、やはり双方が協議しながら行っていくの
が条約の仕組みでございまして、先生がいまお
っしゃられたような対立的な観点から、この条文
についてきつちりした基準をつくっておいて、そ
れを運用していくというのとは、やはりこの協定を結
んだ根本的な精神に反するといえますが、根本
的な精神からすれば、むしろそのような形でぎ
ざりとした適用というよりも、実態に合った運用
をしていくのが、双方の締結国の意図であらうと
思いますので、そういう観点から、協議事項等
を通じて、そういう場合に、まさに友好的にこれ
を解決していくという方向になるのではないかと
思っております。

○東中委員 それは、そうせざるを得なくなるだ
ろうというだけのこと、ぎりぎりしたというこ
とを言うんだとしたら、「制限」というような言葉
で入れ、そして「補償は、遅滞なく行われな
ければならぬ、かつ、支払の時までの期間を考慮
した適切な利子を付したものでなければならぬ」
これこそぎりぎりしますよね。そうでしょう。だ
から、一方では、取る方はぎりぎりしておるの
です。

それで、どこまで取るのかというのは、まず
「制限はもう全部取るのだぞ。しかし、どうも条
理からいって、たとえば公害の発生源で規制され
たからといって補償を取るのじゃぐあい悪いと思
った分だけは譲歩する。こういう態度が発展途上
国——それは投資の促進を相手方は希望してい
ます。しているからといって、そういう姿勢で乗
り込んでいくのがそもそも問題だ。だから、先
ほど冒頭に言った国連の総会決議の趣旨からい
って、世界の大勢と逆行しておるような、経済力に
物を言わせたこういう姿勢が出てくるということを
私は言っているわけなんです。それはやっぱりは
つきりすべきだと思います。これは何遍繰り返
しても一緒ですから、もう言いませんが……。

ところで、いま読みました「支払の時までの期
間を考慮した適切な利子を付したものでなければ
ならない。これはエジプトとの協定にはない。こ
の協定で初めて出てきたんですが、なぜスリラン
カは——「社会主義共和国」と書いてあるからや
ったんではないかと思えますけれども、どうい
うことなんでしょう。

○都甲政府委員 エジプトとの協定におきま
しても、合意された議事録の1におきまして「協定第
五条にいう補償には、国際法に基づいて適当とみ
なされる延滞支払金を含むことが確認される」と
いう条項が入っております。それで、利子という
言葉を使った条項は具体的にはないわけござい
ますけれども、これは利子と同じことを意味して
おりまして、エジプトの国内法上、利子という言
葉を使うことには反対である。それから国内法上
あるいは宗教上の慣習等もあるようございま
す。それからして利子という言葉を言うの
は反対であるということございまして、実
体的に同じことを議事録の中に記載したという経
過がございまして。そういうことで、条文中は利子
という言葉があらわれておりませんけれども、実
体的な面においては、双方の条約に差異がないわ
けでございまして。

○東中委員 エジプトの方は合意議事録の記載
で、しかも「国際法に基づいて適当とみなされる
延滞支払金」、これはようわかります。ところが、
これを見ると、「適切な利子を付したものでな
ければならない。これこそまた、ぎすぎすしてお
るんですね。だから、それは実体的には同じだとい
うふうに言われるとは思いますが、国際法
に基づいて適当とみなされる延滞支払金、それ
なら、なるほどおくれたんだから払わにやいかぬ
なとわかりますね。妙なことをしたものだと思
は思っております。この協定を見てお
ると、非常に高圧的な感じがするんですね。
それから次に、スリランカとの関係で伺いま
したいのですが、日本の進出企業は、外務省の南
西

アジア課の「最近のスリ・ランカ情勢と日ス関
係」、ことしの三月に出されたものによりますと、
直接投資は三十八件、合弁で三十六件ということ
であります。そこで、日本貿易振興会の八二年海外
市場白書で、スリランカ政府が大きな期待を寄せ
ている加工区への進出は行われているということ
を言っているわけですが、この加工区外への進出
はずっとふえているわけですね。これはどうい
う理由でそうなっているんでしょうか。

○藤井(宏)政府委員 御指摘のとおり、一九七八
年にスリランカ政府がつくりました自由貿易地帯
に対する投資は現在までに三件でございまして。こ
れは特に、昭和五十六年九月末現在の数字でござ
いますけれども、全体の数字が百五十一件という
ことに比べますと、日本からの投資が少くないとい
うことは御指摘のとおりでございまして。

なぜかということもございまして、これは、こ
れは特に三つくらい理由があると思えます。一
つは、これはいわゆる自由貿易地帯外と共通でござ
いますけれども、なじみが少ないという点が一
つでございまして。それから第二の点は、さらにこの
自由貿易地帯自体ができたのが最近でござい
まして、その自由貿易地帯についてのなじみがさ
らに少ない。これは冒頭のなじみと申しますのは
スリランカ自体でございまして、そういう
点だと思えます。

特にそれでは自由貿易地帯外との関係について
言いますれば、やはり自由貿易地帯は、たとえば法
人税を十年間免除する等々の特定の恩典を与える
かわりに、原則として輸出義務を課しておるわ
けでございまして。したがって、ここに進出して
いく場合には輸出をしなければならぬという義
務が課せられるわけございまして、そこでスリ
ランカに投資をして輸出をするということにつ
いてのなじみがなおいというところによって、現在
までのところ三件。三件は、電気製品製造販売そ
れから金属の装身具の製造販売それから陶磁器の
製造販売でございまして、この三件にとどまっ
ているというふうに考えます。

○東中委員 時間だそうでございますので、まことに残念でございますが、質問はこれで終わります。

○中山委員長 次に、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことであると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の締結について承認を求めるの件、及び環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約の締結について承認を求めるの件、外務大臣櫻内義雄君。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことであると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の締結について承認を求めるの件
環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約の締結について承認を求めるの件
〔本号末尾に掲載〕

○櫻内閣内務大臣 ただいま議題となりました原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

政府は、オーストラリア政府との数次にわたる交渉を経て、昭和五十七年三月五日にキャンベラにおいて、両国政府の代表者の間でこの協定に署名

名を行った次第であります。

この協定の主な内容として、両国政府は、両国間における専門家及び情報の交換、核物質等の供給等について協力することとなっております。

また、この協定により規律される核物質等は、核兵器その他の核爆発装置の開発、製造のために使用してはならず、また、軍事的目的を助長するような態様で使用してはならないこととしております。さらに、この協定により規律される核物質等の管轄外移転、再処理等は、一定の規制のもとにのみ行われることとしておりますが、再処理につきましては、予見可能な現実的な規制の仕組みが設けられております。

この協定の締結によりまして、ウランの供給先として今後重要性を一層増すと考えられるオーストラリアとの間の原子力の平和的利用における協力関係をさらに発展させるための基礎が整備されることとなり、これは、核拡散の防止のための国際的努力及びわが国の核燃料サイクルの長期的、安定的な運営及び発展に資するものと期待されます。

よって、ここに、この協定の締結について御承認を求める次第であります。

次に、過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことであると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の締結について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

この条約は、昭和五十五年十月十日に、ジュネーブで開催された国際連合会議において採択されたものであり、過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼす通常兵器の使用を禁止し、または制限することにより武力紛争における文民等の一層の保護を図ることを目的としているものであります。

わが国がこの条約を締結することは、武力紛争の惨禍を軽減し、通常兵器の分野における軍備管理の強化及び軍備縮小を促進するための国際協力に資する見地から有意義であると考えられます。

よって、ここに、この条約について御承認を求める次第であります。

最後に、環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約の締結について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

この条約は、昭和五十二年五月十八日にジュネーブで作成されたものであり、広範な、長期的なまたは深刻な効果をもたらすような環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用を効果的に禁止することにより、このような使用が人類にもたらす危険をなくすことを目的としているものであります。

わが国がこの条約を締結することは、わが国の安全保障の強化に資するとともに、軍備管理の分野における国際協力に貢献し、軍備縮小を促進すべきであるとのわが国の主張をさらに推進する見地から有意義であると考えられます。

よって、ここに、この条約について御承認を求める次第であります。

以上三件につき、何とぞ御審議の上、速やかに御承認あらんことを希望いたします。

○中山委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

各件に対する質疑は後日に譲ることといたします。

次回は、来る二十三日金曜日午前九時五十分理事會、午前十時十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後七時二十九分散會

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、日本国とオーストラリアとの間の原子力の平和的利用における協力を促進するため、昭和五十七年三月五日にキャンベラで、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア政府との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア政府との間の協定

日本国政府及びオーストラリア政府は、両国政府が千九百七十二年二月二十一日に原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア連邦政府との間の協定に署名したことを想起し、

原子力の平和的利用における両国政府の間の協力を継続させかつ一層発展させることを希望し、千九百七十六年六月十六日に東京で署名された日本国とオーストラリアとの間の友好協力基本条約に留意し、

日本国及びオーストラリアの両国が千九百六十八年七月一日にロンドン、モスクワ及びワシントンで署名のために開放された核兵器の不拡散に関する条約（以下「不拡散条約」という。）の締結国である非核兵器国であること、両国政府が不拡散条約の目的を支持していること及び両国政府が不拡散条約への参加が普遍的に行われることを促進したいとしていることを確認し、

原子力の平和的利用における両国間の協力を進め、原子力の平和的利用における核不拡散という誓約に沿ったものを定めることを希望し、

また、長期的な原子力計画における必要性及び両国政府が共に有する核不拡散の目標を勘案した予見可能な現実的な態様による原子力の平和的利用の分野における長期的な協力のための取極を作成することを希望し、

次のとおり協定した。

第一条

1 両締約国政府は、この協定並びにそれぞれの国においてそれぞれの時に効力を有する法令、許可要件及び行政上の手続に従うことを条件として、両国における原子力の平和的・非爆発目的利用のため、次の方法により協力する。

(a) 両締約国政府は、専門家（科学技術の分野における専門家を含む）の交換による両国の公私の組織の間における協力を助長する。日本国の組織とオーストラリアの組織との間におけるこの協定に基づく取決め又は契約の実施に伴い専門家の交換が行われる場合には、両締約国政府は、それぞれこれらの専門家の自国の領域への入国及び自国の領域における滞在を容易にする。

(b) 両締約国政府は、その相互の間、その管轄の下にある者の間又はいずれか一方の締約国政府と他方の締約国政府の管轄の下にある者との間において、合意によつて定める条件で公開の情報を提供し及び交換することを容易にする。

(c) 一方の締約国政府又はその管轄の下にある認められた者は、供給者と受領者との間の合意によつて定める条件で、核物質、資材、設備及び機微な技術を他方の締約国政府又はその管轄の下にある認められた者に供給し又はこれらから受領することができ。

(d) 一方の締約国政府又はその管轄の下にある認められた者は、この協定の範囲内において、提供者と受領者との間の合意によつて定める条件で、他方の締約国政府又はその管轄の下にある認められた者に役務を提供し又はこれらから役務の提供を受けることができ。

2 両締約国政府は、また、原子力の平和的・非爆発目的利用のため、1に定める方法以外の方法により協力することができる。

第二条

1 次に掲げる物は、2から5までの規定に従う

ことを条件として、この協定により規律される。

(a) 直接である第三国を経由してであることを問わず、この協定の効力発生後に日本国とオーストラリアとの間で移転された核物質、資材、設備及び機微な技術

(b) 千九百七十二年二月二十一日にキャンベラで署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア連邦政府との間の協定の終了の時にいずれかの締約国政府の管轄内にある同協定の範囲内の核物質及び設備

(c) この協定により規律される核物質から化学的若しくは物理的な処理若しくは同位体分離によつて調製された核物質又はこの協定により規律される核物質から照射によつて生成した核物質。ただし、このようにして調製された核物質のうちこの(c)に該当するものとみなされるものは、その調製又は生成に当たつて使用された核物質の総量と当該調製又は生成に当たつて使用されたこの協定により規律される核物質の量との比率に応じたものに

(d) この協定により規律される設備において又はこれに関連して調製され、生成し又は使用された核物質

(e) 受領締約国政府又は受領締約国政府との協議の後には供給締約国政府が、この協定により規律される機微な技術を利用して設計され、建設され又は運搬されているものであると指定した設備

(f) 受領締約国政府又は受領締約国政府との協議の後には供給締約国政府が、この協定により規律される(a)又は(b)に掲げる設備であつて核物質の濃縮若しくは再処理又は重水の生産に関連するものに直接起因する重要な技術を利用しているものであると指定した核物質の濃縮若しくは再処理又は重水の生産に関連する設備。この場合において、「重要な技術」とは、核物質の濃縮若しくは再処理又は重水の

生産に不可欠かつ特有の技術をいうことが了解される。

2 1(a)に掲げる核物質、資材、設備及び機微な技術は、供給締約国政府がその移転に先立ち文書により受領締約国政府に通告した場合にのみ、この協定により規律される。

3 1(a)に掲げる核物質、資材、設備及び機微な技術は、いずれかの締約国政府の管轄に入る時からこの協定により規律される。

4 1に掲げる核物質、資材、設備及び機微な技術は、第五條1(a)の規定に基づきいずれかの締約国政府の管轄の外に移転されるまでの間、この協定により規律される。

5 (a) 1に掲げる核物質は、消耗したと、保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動においても使用することができないような態様で希釈された又は実際上回収不可能となつたと決定された場合には、この協定により規律されないこととなるものとする。1に掲げる核物質がこの協定により規律されないこととなることを両締約国政府が文書により認めた場合も、同様とする。1に掲げる資材、設備及び機微な技術は、使用することができないと決定された場合には、この協定により規律されないこととなるものとする。

(b) 1に掲げる核物質が、消耗したと、保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動においても使用することができないような態様で希釈された又は実際上回収不可能となつたと決定した又は又は実際上回収不可能となつたと決定したについては、両締約国政府は、次条2に規定する不拡散条約に基づき締結された協定中の保障措置の終了に係る規定に従つて国際原子力機関（以下「機関」という。）の行方決定を受諾する。

第三条

1 この協定により規律される核物質、資材、設備及び機微な技術は、核兵器その他の核爆発装置の開発又は製造のために使用してはならず、また、いずれかの軍事的目的を助長するような

態様でも使用してはならない。

2 この協定により規律される核物質は、いずれかの締約国政府の領域内にある間、不拡散条約に基づき当該いずれかの締約国政府と機関との間において締結された協定に基づいて機関（日本国政府が当該いずれかの締約国政府である場合には、機関及び日本国政府）の適用する保障措置の対象とされ、また、機関が当該いずれかの締約国政府の領域内においてそのような保障措置を適用しないこととなつた場合には、不拡散条約に基づき締結された協定の定める保障措置とその範囲及び効果が同等である保障措置について定める当該いずれかの締約国政府及び機関が締約者となる協定に基づく保障措置の対象とされる。

3 2に規定する保障措置が適用されないこととなつた場合には、両締約国政府は、機関の保障措置の原則及び手続に合致する保障措置制度を適用するため、直ちに取極を締結するものとする。

第四条

1 両締約国政府は、この協定により規律される核物質につき、最小限、この協定の附属書Aに定める指針を適用して得られる防護の状態と同様の防護の状態をもたらすこととなる各締約国政府の採用する基準に沿つて、防護の措置をとる。

2 この協定により規律される資材、設備及び機微な技術は、必要な場合には、それぞれの国において効力を有する関係法令に従つて防護しなければならない。

3 両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請に基づき、1及び2に定める事項について速やかに協議する。

第五条

1 (a) この協定により規律される核物質、資材、設備及び機微な技術は、他方の締約国政府の文書による事前の同意がある場合にのみ、一方の締約国政府の管轄の外に移転される。

(b) この協定により規律される核物質は、両締約国政府の間において合意されたこの協定の附属書Bに定める条件に従つてのみ、再処理される。

(c) この協定により規律される核物質は、両締約国政府が文書により認める条件に従つてのみ、同位元素ウラン二三五の濃縮度が二十パーセントを超えるように濃縮される。

(d) この協定により規律される設備は、両締約国政府が文書により認める条件に従つてのみ、同位元素ウラン二三五の濃縮度が二十パーセントを超えるようにウランを濃縮するために使用される。

2 1の規定は、1に規定する核物質、資材、設備及び機微な技術が核兵器その他の核爆発装置の開発又は製造のために使用されないこと及びいづれかの軍事的目的を助長するような態様でも使用されないことを確保することのみを目的として適用する。いかなる場合にも、いづれの方の締約国政府も、商業上若しくは産業上の利益を追求するために、他方の締約国政府若しくはその管轄の下にある者の商業上若しくは産業上の利益を損なうために又は原子力の平和的利用の推進を妨げるために、この協定の規定を利用してはならない。

第六条

1 両締約国政府は、この協定の適用から生ずる問題につき、迅速に結論を得るため、いづれか一方の締約国政府の要請に基づき、速やかに協議を行う。いづれの方の締約国政府も、適当な場合には、他方の締約国政府の同意を得てこの協議に機関を招請することができる。

2 この協定により規律される核物質が一方の締約国政府の領域内にあるときは、当該一方の締約国政府は、要請に基づき、他方の締約国政府に対し、第三条2に規定する不拡散条約に基づき当該一方の締約国政府と機関との間において締結された協定に従つて機関がその検証活動から得た全般的な結論で最新のものにつき、文書

により通知する。

3 両締約国政府は、この協定上の義務の効果的な履行を確保するための実施手続を作成する。

4 両締約国政府は、この協定の範囲内において受領した商業上、産業上その他の秘密の秘密性を保護するための適切な措置をとる。

第七条

1 一方の締約国政府が、第三条から第五条までの規定に基づく義務若しくは次条に規定する仲裁裁判所の決定を履行しない場合において、是正措置をとるよう他方の締約国政府から文書により要請されかつその後協議が行われてから適当な期間を経過した後も、引き続きこれらの義務若しくは決定を履行しないとき又は一方の締約国政府が核爆発装置を爆発させた場合には、この協定により規律される核物質、資材、設備又は機微な技術は、他方の締約国政府の要請に基づき、当該一方の締約国政府の管轄から当該他方の締約国政府に返還されなければならない。

2 1の規定に基づくこの協定により規律される核物質、資材、設備又は機微な技術の一方の締約国政府の管轄から他方の締約国政府への返還は、当該一方の締約国政府との合意に基づき返還される核物質、資材、設備又は機微な技術についてこれらの返還に関連するものとしての権利を有するすべての第三国の政府と当該他方の締約国政府との間の協議及び返還される核物質、資材、設備又は機微な技術につき時価による支払が行われることを条件として行われる。

3 この協定の規定は、一方の締約国政府の管轄への核物質、資材、設備又は機微な技術の移転（直接行われるものと第三国を経由して行われるものであるとを問わない）の他方の締約国政府による停止に関する問題に影響を及ぼすものではない。

第八条

この協定の解釈又は適用から生ずる紛争であつて、交渉又は両締約国政府の合意する他の手続により解決されないものは、いづれか一方の締約国

政府の要請により、この条の規定に従つて選定される三人の仲裁裁判官によつて構成される仲裁裁判所に付託する。各締約国政府は、一人の仲裁裁判官を指名し（自国民を指名することができる）、指名された二人の仲裁裁判官は、裁判長となる第三国の国民である第三の仲裁裁判官を選任する。仲裁裁判の要請が行われてから三十日以内にいづれか一方の締約国政府が仲裁裁判官を指名しなかつた場合には、いづれか一方の締約国政府は、国際司法裁判所長に対し、一人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができる。第二の仲裁裁判官の指名又は任命が行われてから三十日以内に第三の仲裁裁判官が選任されなかつた場合には、同様の手続が適用される。ただし、任命される第三の仲裁裁判官は、両国のうちのいずれの国民であつてもならない。仲裁裁判には、仲裁裁判所の構成員の過半数が出席していなければならない。すべての決定には、二人の仲裁裁判官の同意を必要とする。仲裁裁判の手続は、仲裁裁判所が定める。仲裁裁判所の決定は、両締約国政府を拘束する。

第九条

この協定の適用上、

(a) 「設備」とは、原子力活動における使用のために特に設計され又は製造された機械、プラント若しくは器具又はこれらの主要な構成部分であつて、この協定の附属書CのA部に掲げるものをいう。

(b) 「資材」とは、原子力用の資材であつて、この協定の附属書CのB部に掲げるものをいう。「資材」には、(a)に定義する「核物質」を含めない。

(c) 「核物質」とは、次に定義する「原料物質」又は「特殊核分裂性物質」をいう。

(i) 「原料物質」とは、次の物質をいう。
ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン
同位元素ウラン二三五の劣化ウラン
トリウム
金属、合金、化合物又は高含有物の形

状において前記のいずれかの物質を含有する物質
他の物質であつて両締約国政府が文書により認める含有率において前記の物質の一又は二以上を含有するもの
両締約国政府が文書により認めるその他の物質
(ii) 「特殊核分裂性物質」とは、次の物質をいう。
プルトニウム二三九
ウラン二三三
ウラン二三五
同位元素ウラン二三三又は二三五の濃縮ウラン
前記の物質の一又は二以上を含有する物質
他の物質
両締約国政府が文書により認めるその他の物質
「特殊核分裂性物質」には、「原料物質」を含めない。

(d) 「情報」とは、技術に関する有形の資料をいい、核物質、資材又は設備の設計、生産、運転又は試験に利用することのできる技術的図面、写真の原板及び印刷、録音物、設計資料並びに技術及び運転に関する説明書が含まれるが、これらには限られない。ただし、公衆が入手することのできる資料を除く。

(e) 「公開の情報」とは、秘密指定を受けていない情報をいう。

(f) 「機微な技術」とは、核物質の濃縮若しくは再処理若しくは重水の生産に関連する情報又は両締約国政府が文書により認めるその他の情報であつて、その供給に先立ち、受領締約国政府との協議の後に供給締約国政府が核爆発装置の不拡散のために特に規制の対象とすべきものとして指定するものをいう。

第十条

この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定の附属書は、両締約国政府の文

書による合意により、この協定を改正することなく修正することができる。

第十一條

1 この協定は、両締約国政府が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する公文を交換する日に効力を生ずる。この協定は、三十年間効力を有するものとし、その後は、2の規定に従つて終了する時まで効力を存続する。

2 いずれの一方の締約国政府も、六箇月前に他方の締約国政府に対して文書による予告を与えることにより、最初の三十年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

3 千九百七十二年二月二十一日にキャンベラで署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア連邦政府との間の協定は、この協定が効力を生ずる日に終了する。

4 この協定の終了の後においても、この協定の終了の時にこの協定により規律されていた核物質、資料、設備及び機微な技術については、両締約国政府が別段の合意をする場合を除くほか、第二條から第九條までの規定を適用する。

5 この協定の規定のいずれかを適当でないものとするといずれか一方の締約国政府が認める事情が生じた場合に、又はいかなる場合にもこの協定の効力発生の後十五年を超えない間に、両締約国政府は、この協定を改正するかしないかにつき決定するため協議する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百八十二年三月五日にキャンベラで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

黒田瑞夫

オーストラリア政府のために

A・A・ストリート

附屬書A 防護の水準の指針

付表に区分する核物質の使用、貯蔵及び輸送において関係政府当局が確保すべき合意された防護の水準には、最小限次の指標を含む。

1 第三群

(a) 使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている区域内において行うこと。

(b) 輸送に当たっては、特別の予防措置（荷受人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送にあつては、供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意で輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを含む。）の下に行うこと。

2 第二群

(a) 使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている防護区域内、すなわち、警備員若しくは電子装置による常時監視の下にあり、かつ、適切な管理の下にある限られた数の入口を有する物理的障壁によつて囲まれた区域内又は防護の水準がこのような区域と同等である区域内において行うこと。

(b) 輸送に当たっては、特別の予防措置（荷受人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送にあつては、供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意で輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを含む。）の下に行うこと。

3 第一群

(a) この群に属する核物質は、許可なしに使用されることのないように高度の信頼性を有する方式により、次のとおり防護される。
(a) 使用及び貯蔵に当たっては、高度に防護さ

れた区域内、すなわち、第二群について定められた防護区域であつて、更に、信頼性の確認された者に出入が限られ、かつ、適当な関係当局と緊密な連絡体制にある警備員の監視の下にある区域内において行うこと。（このこととの関連においてとられる具体的な措置は、攻撃又は許可なしに出入が行われること若し

くは許可なしに関係核物質が持ち出されることを発見し及び防止することを目的とする。）
(b) 輸送に当たっては、第二群及び第三群の核物質の輸送について定められた前記の特別の予防措置をとるほか、更に、護送者による常時監視の下及び適当な関係当局との緊密な連絡体制が確保される条件の下に行うこと。

付表 核物質の区分

核物質	形態	第一群	第二群	第三群
1 プルトニウム（注a）	未照射（注b）	二キログラム以上	五〇〇グラムを超え二キログラム未満	五〇〇グラム以下（注c）
2 ウラン二三五	未照射（注b） 濃縮度が二〇パーセント以上のウラン	五キログラム以上	一キログラムを超え五キログラム未満	一キログラム以下（注c）
	未照射（注b） 濃縮度が二〇パーセント以上二五パーセント未満のウラン	同上	同上	同上
	未照射（注b） 濃縮度が二五パーセント以上のウラン	同上	同上	同上
3 ウラン二三三	未照射（注b）	二キログラム以上	五〇〇グラムを超え二キログラム未満	五〇〇グラム以下（注c）
4 照射済燃料		同上	同上	同上

注a プルトニウム二三八の同位体濃度が八〇パーセントを超えるものは、含まない。

注b 原子炉内で照射されていない核物質、又は原子炉内で照射された核物質であつて遮蔽がない場合にこの核物質からの放

射線量率がメートル離れた地点で一時間当たり一〇〇ラド以下であるもの

(b) 再処理によつて分離されたプルトニウムは、機関の保障措置の下に、(a)に規定する画定され記録された核燃料サイクル計画内で貯蔵され、使用される。

注c 放射線医学上意味のある量に満たない量は、除外される。

(c) この附属書の修正に係る提案を、特に(b)に規定する改善に考慮を払つて、検討すること。

注d 天然ウラン、劣化ウラン及びトリウム、並びに濃縮度が一〇パーセント未満の濃縮ウランであつて第三群の欄に掲げる量未満のものは、管理についての慎重な慣行に従つて防護するものとする。

(d) この協定により規律される核物質の4の規定による再処理に係る提案及び再処理によつて分離されたプルトニウムの4の規定による使用に係る提案を検討すること。

注e 第二群についての防護の水準が望ましいが、いずれの締約国政府も、具体的な情況についての評価に基づき、これと異なる区分の防護の水準を指定することができる。

1 原子炉 制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉（ゼロ出力炉を除く。ゼロ出力炉とは、設計上の最大プルトニウム生成量が年間一〇〇グラムを超えない炉をいう）

注f 他の燃料であつて、当初の核分裂性成分含有量により、照射前に第一群又は第二群に分類されているものについては、遮蔽がない場合にその燃料からの放射線量率がメートル離れた地点で一時間当たり一〇〇ラドを超える間は、防護の水準を一群下げることができる。

2 原子炉圧力容器 1に定義された原子炉の炉心を収納するために特に設計され若しくは製作され、かつ、一次冷却材の運転圧力に耐えることのできる金属容器の完成品又はその主要な工作部品

1 附属書B 再処理 両締約国政府は、エネルギーの有効な利用及び使用済燃料の含有する物質の管理との関連を有する再処理の原子力の平和的利用における役割を認識する。両締約国政府は、また、核拡散の危険を最小のものにとどめるためにプルトニウムの分離及び使用には特別の注意が必要であること並びに再処理又はプルトニウムに係る適切な国際的制度的発展に支持が与えられるべきであることを確認する。

3 原子炉圧力容器 1に定義された原子炉の炉心を収納するために特に設計され若しくは製作され、かつ、一次冷却材の運転圧力に耐えることのできる金属容器の完成品又はその主要な工作部品

2 この協定により規律される核物質は、次の(a)及び(b)の条件の下で、再処理することができる。

4 原子炉燃料交換機 1に定義された原子炉に燃料を挿入し又はこれから燃料を取り出すために特に設計され又は製作された操作の設備であつて、原子炉の運転時に操作の可能なもの又は原子炉の停止時に複雑な操作（例えば、通常、燃料を直接見ることは燃料へ近づくとできない場合の操作）を可能にする高度の位置決め若しくは芯出しの技術を使用するもの

(a) 再処理は、機関の保障措置の下に、エネルギーの利用又は使用済燃料の含有する物質の管理のため、両締約国政府の間において合意される実施取極に定める画定され記録された核燃料サイクル計画内で行われる。

5 照射済燃料要素の再処理プラント 照射済燃料要素及び核分裂生成物の主要な処理過程と通常直接接し、かつ、これらを直接制御する設備及び部品を含む。現在の技術水準の下においては、次の二種の設備のみが、「当該プラントのために特に設計され又は製作された設備」に含まれるとみなされている。

(b) 国際的保障措置その他の核不拡散措置について行われた改善（再処理又はプルトニウムに係る新たな一般的に受け入れられる国際的制度的設立を含む）に考慮を払うこと。

6 原子炉制御棒 1に定義された原子炉における反応度の制御のために特に設計され又は製作された棒

は製作された遠隔操作設備であつて、照射済みの核燃料集合体、核燃料束又は核燃料棒の切断又は剪断を目的とするもの

- (b) 前記の再処理プラントにおいて使用するために特に設計され又は製作された臨界安全タンク（例えば、小直径タンク、環状タンク又は平板状タンク）であつて、照射済核燃料の溶解を目的とし、高温高腐食性溶液に耐えることができ、かつ、遠隔操作による充てん及び保守が可能であるもの
- 燃料要素の加工プラント
- 「燃料要素の加工プラント」には、次の物を含む。
- (a) 生産工程にある核物質と通常直接接し、これを直接処理し又はこれを制御する設備
- (b) 被覆管内に核物質を密封する設備
- (a)及び(b)の操作のための備設一式及びこれらの操作のいずれか又は燃料加工の他の操作（例えば、被覆又は密封の状態の健全性及び密封された燃料についての最終仕上げの点検）を目的とする個々の設備も、「燃料要素の加工プラント」に含まれる。

- 11 分析機器以外の設備で、ウラン同位元素の分離のために特に設計され又は製作されたもの
- 「分析機器以外の設備で、ウラン同位元素の分離のために特に設計され又は製作されたもの」には、分離工程のために特に設計され又は製作された主要設備を含む。
- 12 重水生産プラント
- 「重水生産プラント」には、重水素又はその化合物の濃縮のために特に設計されたプラント及び設備並びに当該プラントの運転に不可欠な設備の一部を成す重要なもののすべてを含む。
- B部
- 13 重水素及び重水 1 に定義された原子炉において使用される重水素及び重水素と水素との比が1対5、〇〇〇を超える重水素化合物
- 14 原子炉級黒鉛 黒鉛当量百万分の五の純度を超える純度を有し、一立方センチメートル当た

り一・五〇グラムを超える密度を有する黒鉛

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがありと認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の締結について承認を求めるの件

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがありと認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約（議定書I、議定書II及び議定書IIIを含む）の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この条約は、地雷、焼夷兵器等非人道的な結果をもたらしおそれのある通常兵器の使用を禁止し又は制限することにより武力紛争における文民等の一層の保護を図ることを目的とするものである。我が国がこの条約を締結することは、通常兵器についての軍備管理及び軍備縮小を促進するための国際協力に寄与する見地から有意義であることと認められる。よつて、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがありと認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約

締約国は、

国際連合憲章に基づき、各国が、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使、いかなる国の主権、領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎む義務を負つてい

ることを想起し、

敵対行為の及ぼす影響から文民たる住民を保護する

という一般原則を想起し、

武力紛争の当事者が戦闘の方法及び手段を選ぶ

権利は無制限ではないという国際法の原則並びに武力紛争においてその性質上過度の傷害又は無用の苦痛を与える兵器、投射物及び物質並びに戦闘の方法を用いることは禁止されているという原則に立脚し、

自然環境に対して広範な、長期的なかつ深刻な損害を与えることを目的とする又は与えることが予想される戦闘の方法及び手段を用いることは禁止されていることを想起し、

文民たる住民及び戦闘員は、この条約及びこの条約の附属議定書又は他の国際取極がその対象としていない場合においても、確立された慣習、人道の諸原則及び公共の良心に由来する国際法の原則に基づき保護並びにこのような国際法の原則の支配の下に常に置かれるべきであるとの決意を確認し、

国際間の緊張の緩和、軍備競争の終止及び諸国間の信頼の醸成に貢献し、もつて、平和のうちに生活することに対するすべての人民の願望の実現に貢献することを希望し、

嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小への進展に貢献するためにあらゆる努力を継続することの重要性を認識し、

武力紛争の際に適用される国際法の諸規則の法典化及び漸進的発達を引き続き図ることの必要性を再確認し、

ある種の通常兵器の使用の禁止又は制限を促進することを希望し、その使用の禁止又は制限の分野において達成される成果が、当該兵器の生産、貯蔵及び拡散の終止を目的とする軍備縮小についての主要な討議を容易にすることができると信

じて、

すべての国、特に軍事面で主要な国がこの条約及びこの条約の附属議定書の締約国となることを望ましいことを強調し、

国際連合総会及び国際連合軍縮委員会（United Nations Disarmament Commission）が、

この条約及びこの条約の附属議定書に規定する禁止及び制限の範囲を拡大する可能性について検討

することを決定することができると留意し、軍縮委員会（the Committee on Disarmament）が、ある種の通常兵器の使用の禁止又は制限のための新たな措置の採択について審議することを決定することができると留意して、

第一条 適用範囲

この条約及びこの条約の附属議定書は、戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約のそれぞれの第二条に共通して規定する事態（ジュネーブ諸条約の追加議定書I第一条4に規定する事態を含む）について適用する。

第二条 他の国際取極との関係

この条約又はこの条約の附属議定書のいかなる規定も、武力紛争の際に適用される国際人道法により締約国に課される他の義務を軽減するものと解してはならない。

第三条 署名

この条約は、千九百八十二年四月十日から十二箇月の間、ニュー・ヨークにある国際連合本部において、すべての国による署名のために開放しておく。

第四条 批准、受諾、承認又は加入

1 この条約は、署名国によつて批准され、受諾され又は承認されなければならない。この条約に署名しなかつたいずれの国も、この条約に加入することができない。

2 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。

3 各国は、この条約のいずれの附属議定書に拘束されることに同意するかを選択することができるものとし、この条約の批准書、承認書又は加入書の寄託に際し、この条約の二以上の附属議定書に拘束されることに同意する旨を寄託者に通告しなければならない。

4 締約国は、この条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した後いつでも、自国が拘束されていないこの条約の附属議定書に拘束さ

れることに同意する旨を寄託者に通告すること
ができる。

5 いずれかの締約国を拘束するこの条約の附属
議定書は、当該締約国について、この条約の不
可分の一部を成す。

第五条 効力発生

1 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承
認書又は加入書が寄託された日の後六箇月で効
力を生ずる。

2 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承
認書又は加入書が寄託された日の後に批准書、
受諾書、承認書又は加入書を寄託する国につい
ては、当該国が批准書、受諾書、承認書又は加
入書を寄託した日の後六箇月で効力を生ずる。

3 この条約の各附属議定書は、前条3又は4の
規定に基づいて二十の国が当該各附属議定書に
拘束されることに同意する旨を通告した日の後
六箇月で効力を生ずる。

4 二十の国がこの条約のいずれかの附属議定書
に拘束されることに同意する旨を通告した日の
後に当該附属議定書に拘束されることに同意す
る旨を通告する国については、当該附属議定書
は、当該国が拘束されることに同意する旨を通
告した日の後六箇月で効力を生ずる。

第六条 周知

締約国は、武力紛争が生じているか生じていな
いかを問わず、自国において、できる限り広い範
囲においてこの条約及び自国が拘束されるこの条
約の附属議定書の周知を図ること並びに、特に、
この条約及び当該附属議定書を自国の軍隊に周知
させるため自国の軍隊の教育の課程にこの条約及
び当該附属議定書についての学習を取り入れるこ
とを約束する。

第七条 この条約の効力発生後の条約 関係

1 いずれか一の紛争当事者がこの条約のいづれ
かの附属議定書に拘束されていない場合におい
ても、この条約及び当該附属議定書に拘束され
る二以上の紛争当事者相互の関係においては、

当該二以上の紛争当事者は、この条約及び当該
附属議定書に拘束される。

2 締約国は、第一条に規定する事態において、
この条約の締約国でない国又はこの条約のいず
れかの附属議定書に拘束されていない国がこの
条約又は当該附属議定書を受諾し、適用し、か
つ、その旨を寄託者に通告する場合には、当該
国との関係において、この条約及び当該附属議
定書（自国について効力を生じていることを条
件とする。）に拘束される。

3 寄託者は、2の規定により受領した通告を直
ちに関係締約国に通報する。

4 千九百四十九年八月十二日の戦争犠牲者の保
護に関するジュネーヴ諸条約の追加議定書I第
一条4に規定する武力紛争であつてこの条約の
締約国が当事者となつていないものについては、
この条約及び当該締約国が拘束されるこの条約
の附属議定書は、次の場合に適用される。

(a) 当該締約国が追加議定書Iの締約国で、追
加議定書I第九十六条3に規定する当局が、
同条3の規定に基づいてジュネーヴ諸条約及
び追加議定書Iの規定を適用することを約束
しており、かつ、当該武力紛争に關しこの条
約及び当該締約国が拘束されるこの条約の附
属議定書を適用することを約束する場合

(b) 当該締約国が追加議定書Iの締約国ではな
く、(a)に規定する当局が、当該武力紛争に關
しジュネーヴ諸条約の義務並びにこの条約及
び当該締約国が拘束されるこの条約の附属議
定書の義務を受諾し、かつ、履行する場合
その受諾及び履行は、当該武力紛争に關し、
次の効果を有する。

(i) ジュネーヴ諸条約並びにこの条約及び当
該締約国が拘束されるこの条約の附属議定
書は、紛争当事者について直ちに効力を生
ずる。

(ii) (a)に規定する当局は、ジュネーヴ諸条約
並びにこの条約及び当該締約国が拘束され
るこの条約の附属議定書の締約国の有する

権利及び義務と同一の権利及び義務を有す
る。

(iii) ジュネーヴ諸条約並びにこの条約及び当
該締約国が拘束されるこの条約の附属議定
書は、すべての紛争当事者を平等に拘束す
る。

当該締約国及び当該当局は、相互主義に基づ
き、ジュネーヴ諸条約の追加議定書Iの義務
を受諾し及び履行することを合意することが
できる。

第八条 検討及び改正

1 (a) いずれの締約国も、この条約の効力発生
の後のいつでも、この条約又は自国が拘束される
この条約の附属議定書の改正を提案すること
ができる。改正案は、寄託者に送付する。寄
託者は、改正案をすべての締約国に通報する
ものとし、改正案を検討するために会議を招
集する。過半数の締約国（十八以上の締約国で
あることを条件とする。）が会議の招集に同意
する場合には、寄託者は、速やかにすべての
締約国を招請して会議を招集する。この条約
の締約国でない国は、オブザーバーとして会
議に招請される。

(b) (a)に規定する会議は、この条約及びこの条
約の附属議定書の改正を合意することができ
る。改正は、この条約及びこの条約の附属議
定書の場合と同様の方式により、採択され、
効力を生ずる。もつとも、この条約の改正
は、締約国のみに採択されるものとし、
この条約の附属議定書の改正は、当該附属議
定書によつて拘束される締約国のみに採
択されるものとする。

2 (a) いずれの締約国も、この条約の効力発生
の後のいつでも、この条約の附属議定書の対象と
なつていない種類の通常兵器に關する追加の
議定書を提案することができる。提案は、寄
託者に送付するものとし、寄託者は、1(a)の
規定によりすべての締約国に当該提案を通報

する。過半数の締約国（十八以上の締約国で
あることを条件とする。）が会議の招集に同意
する場合には、寄託者は、速やかにすべての
国を招請して会議を招集する。

(b) (a)に規定する会議は、出席するすべての国
の完全な参加を得て追加の議定書を合意する
ことができる。追加の議定書は、この条約の
採択と同様の方式により採択され、この条約
の附属議定書となり、第五条3及び4の規定
の例により効力を生ずる。

3 (a) この条約が効力を生じた日から十年の期間
の満了の日までに1(a)又は2(a)の規定に基づ
き会議が招集されなかつた場合には、いづれ
の締約国も、寄託者に対し、この条約及びこ
の条約の附属議定書の適用範囲及び運用につ
いて検討するため並びにこの条約の改正案又
はこの条約の附属議定書の改正案を検討する
ため、すべての締約国が招請される会議を招
集するよう要請することができる。この条約
の締約国でない国は、オブザーバーとして会
議に招請される。会議は、この条約及びこの
条約の附属議定書の改正を合意することがで
きる。改正は、1(b)の定めるところにより、
採択され、効力を生ずる。

(b) (a)に規定する会議においては、この条約の
附属議定書の対象となつていない種類の通常
兵器に關する追加の議定書の提案についても
検討することができる。会議に出席するすべ
ての国は、その検討に完全に参加することが
できる。追加の議定書は、この条約の採択と
同様の方式により採択され、この条約の附属
議定書となり、第五条3及び4の規定の例に
より効力を生ずる。

(c) (a)に規定する会議は、会議後(a)に定める期
間と同様の期間が経過するまでに1(a)又は2
(a)の規定に基づき会議が招集されない場合に
締約国の要請に基づいて新たな会議を招集す
ることの可否につき、検討することができ
る。

第九条 廃棄

1 いずれの締約国も、寄託者に廃棄の通告を行うことにより、この条約又はこの条約のいずれの附属議定書も廃棄することができる。

2 廃棄は、寄託者が廃棄の通告を受領した後一年で効力を生ずる。ただし、廃棄を行う締約国は、当該一年の期間の満了の時において第一条に規定する事態に巻き込まれている場合には、武力紛争又は占領の終了の時まで、及びいかなる場合においても、武力紛争の際に適用される国際法により保護されている者の最終的解放、送還又は居住地の設定に關連する業務の終了の時まで、この条約及びこの条約の附属議定書の義務に引き続き拘束される。関係地域において国際連合の軍隊又は使節団による平和維持、監視その他これらに類する任務の遂行がある事態において当該事態に關する規定を含むこの条約の附属議定書の廃棄を行う場合には、廃棄を行う締約国は、これらの任務の終了の時まで、当該附属議定書の義務に引き続き拘束される。

3 この条約の廃棄を行う場合には、廃棄を行う締約国が拘束されているこの条約のすべての附属議定書についても廃棄を行うものとみなされる。

4 廃棄は、廃棄を行う締約国についてのみ効力を有する。

5 廃棄は、廃棄が有効となる前に行われた行為について、廃棄を行う締約国がこの条約及びこの条約の附属議定書に基づき負っている武力紛争を理由とする義務に影響を及ぼすものではない。

第十条 寄託者

1 国際連合事務総長は、この条約及びこの条約の附属議定書の寄託者とする。

2 寄託者は、通常の任務を行うほか、すべての国に対し次の事項を通報する。

- (a) 第三条の規定によるこの条約への署名
- (b) 第四条の規定によるこの条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託

(c) 第四条の規定によりこの条約の附属議定書に拘束されることに同意する旨の通告

(d) 第五条の規定に基づきこの条約及びこの条約の附属議定書が効力を生ずる日

(e) 前条の規定により受領した廃棄の通告及び当該廃棄が効力を生ずる日

第十一条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約及びこの条約の附属議定書の原本は、寄託者に寄託する。寄託者は、この条約及びこの条約の附属議定書の認証原本をすべての国に送付する。

検出不可能な破片を利用する兵器に關する議定書(議定書I)

人体内に入った場合にエックス線で検出することができないような破片によつて傷害を与えることを第一義的な効果とするいかなる兵器の使用も、禁止する。

地雷、ブービートラップ及び他の類の装置の使用の禁止又は制限に關する議定書(議定書II)

第一条 物的適用範囲

この議定書は、この議定書に定義する地雷、ブービートラップ及び他の類の装置の陸上における使用(海岸上陸、水路横断又は渡河を阻止するための地雷の敷設を含む)に關するものであり、海又は内水航路における対艦船用の機雷の使用については、適用しない。

第二条 定義

この議定書の適用上、
1 「地雷」とは、土地若しくは他の物の表面に又は土地若しくは他の物の表面の下方若しくは周辺に敷設され、人又は車両の存在、接近又は接触によつて起爆し又は爆発するように設計された弾薬類をいい、「遠隔散布地雷」とは、この1に定義する地雷であつて、大砲、ロケット、迫撃砲若しくはこれらと類似の手段で投射されるもの又は航空機から投下されるものをいう。

2 「ブービートラップ」とは、外見上無害な物を何人かが動かし若しくはこれに接近し又は一見安全と思はれる行為を行つたとき突然に機能する装置又は物質で、殺傷を目的として設計され、組み立てられ又は用いられるものをいう。

3 「他の類の装置」とは、殺傷し又は損害を与えることを目的として設計され、取り付けられた弾薬類及び装置であつて、遠隔操作により又は一定時間の経過後自動的に作動するものをいう。

4 「軍事目標」とは、物については、その性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に貢献する物で、その全面的又は部分的な破壊、奪取又は無効化がその時点における状況の下において明確な軍事的利益をもたらすものをいう。

5 「民用物」とは、4に定義する軍事目標以外のすべての物をいう。

6 「記録」とは、公式の記録に登録するため地雷原、地雷及びブービートラップの位置の確認を容易にするすべての入手可能な情報を取得することを目的とする物理的、行政的及び技術的作業を行うことをいう。

第三条 地雷、ブービートラップ及び他の類の装置の使用に關する一般的制限

1 この条の規定は、次の兵器に適用する。

(a) 地雷

(b) ブービートラップ

(c) 他の類の装置

2 この条の規定の適用を受ける兵器は、いかなる状況の下においても、文民たる住民全体又は個々の文民に対して攻撃若しくは防衛のため又は復讐の手段として使用することを禁止する。

3 この条の規定の適用を受ける兵器は、無差別に使用することを禁止する。無差別に使用するとは、これらの兵器に係る次の設置をいう。

(a) 軍事目標でないものへの設置又は軍事目標を対象としない設置

(b) 特定の軍事目標のみを対象とすることのできない投射の方法及び手段による設置

(c) 予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、過度に、巻添えによる文民の死亡、文民の傷害、民用物の損傷又はこれらの複合した事態を引き起こすことが予測される場合における設置

4 この条の規定の適用を受ける兵器の及ぼす効果から文民を保護するため、すべての実行可能な予防措置をとる。実行可能な予防措置とは、人道上及び軍事上の考慮を含めその時点におけるすべての事情を勘案して実施し得る又は実際に可能と認められる予防措置をいう。

第四条 居住地域における遠隔散布地雷以外の地雷、ブービートラップ及び他の類の装置の使用に關する制限

1 この条の規定は、次の兵器に適用する。

(a) 遠隔散布地雷以外の地雷

(b) ブービートラップ

(c) 他の類の装置

2 この条の規定の適用を受ける兵器は、地上兵力による戦闘が発生していない都市、町村その他の文民の集中している地域又は地上兵力による戦闘が急迫していると認められないこれらの地域において使用することを禁止する。ただし、次の場合を除く。

(a) これらの兵器が、敵対する者に屬する軍事目標若しくはその者の支配下にある軍事目標に設置され又はこれらに極めて近接して設置される場合

(b) これらの兵器の及ぼす効果から文民を保護するための措置、例えば、警告標識の掲示、歩哨の配置、警告の発出又は固い設置の措置がとられる場合

第五条 遠隔散布地雷の使用に關する制限

1 遠隔散布地雷は、軍事目標である地域又は軍事目標を含む地域内のみで使用され、かつ、次の

いづれかの条件が満たされる場合を除くほか、使用することを禁止する。

(a) 第七条1(a)の規定に基づき当該遠隔散布地雷の位置を正確に記録することができると。

(b) 効果的な無力化のための装置、すなわち、遠隔散布地雷がその設置の所期の軍事目的に役立たなくなると推定される時に当該遠隔散布地雷を無害にし若しくは破壊するように設計された自動作動装置又は遠隔散布地雷が設置の所期の軍事目的に役立たなくなつた時に当該遠隔散布地雷を無害にし若しくは破壊することができるよう設計された遠隔制御装置が個々の遠隔散布地雷に使用されていること。

2 文民たる住民に影響を及ぼす遠隔散布地雷の投射又は投下については、状況の許す限り、効果的な事前の警告を与える。

第六条 特定の種類のブービートラップの使用の禁止

1 武力紛争における背信に関する国際法の規則の適用を妨げることなく、次のブービートラップの使用は、いかなる状況の下においても、禁止する。

(a) 外見上無害で持運び可能な物の形態により、爆発性の物質を含むように、かつ、これを動かし又はこれに接近した場合起爆するように設計され及び組み立てられたブービートラップ

(b) 方法のいかんを問わず、次のものに取り付けるブービートラップ又は次のものを利用するブービートラップ

(i) 国際的に認められた保護標章、保護標識又は保護信号

(ii) 病者、傷者又は死者

(iii) 埋葬地、火葬地又は墓

(iv) 医療施設、医療機器、医療用品又は医療用輸送手段

(v) 児童のがん具又は児童の食事、健康、衛生、被服若しくは教育に役立つように考案された製品若しくは持運び可能な物

(vi) 食料又は飲料

(vii) 厨房用品又は厨房器具(軍事施設、軍隊所在地又は軍の補給所内にあるものを除く)

(viii) 宗教的性質を有することの明らかな物

(ix) 国民の文化的又は精神的遺産を構成する歴史的建造物、芸術品又は礼拝所

(x) 動物又はその死体

2 過度の傷害又は無用の苦痛を引き起こすように設計されたブービートラップの使用は、いかなる状況の下においても、禁止する。

第七条 地雷原、地雷及びブービートラップの位置の記録及び公開

1 紛争当事者は、次のものの位置を記録する。

(a) あらかじめ計画し、敷設したすべての地雷原

(b) 大規模に、かつ、あらかじめ計画の上ブービートラップを設置したすべての地域

2 紛争当事者は、設置した他のすべての地雷原、地雷及びブービートラップの位置を確実に記録するように努める。

3 1及び2に規定するすべての記録は、紛争当事者が保持する。紛争当事者は、次のことを行う。

(a) 現実の敵対行為の停止の後直ちに、次の(i)のことは行うこと及び次の(ii)又は(iii)のいずれかのことを行うこと。

(i) 地雷原、地雷及びブービートラップの及ぼす効果から文民を保護するため、すべての必要かつ適切な措置(当該記録の利用を含む)をとること。

(ii) 紛争当事者の兵力が敵対する紛争当事者の領域内に存在しない場合には、相互に及び国際連合事務総長に対し、敵対する紛争当事者の領域内の地雷原、地雷及びブービートラップの位置に関し自己の保有するすべての情報を利用可能にすること。

(iii) 紛争当事者の兵力が敵対する紛争当事者の領域から完全に撤退した時に、敵対する紛争当事者及び国際連合事務総長に対し、敵対する紛争当事者の領域内の地雷原、地雷及びブービートラップの位置に関し自己の保有するすべての情報を利用可能にすること。

(b) 国際連合の軍隊又は使節団が関係地域において任務を遂行している場合に、次条に規定する者に対し、同条に規定する情報を利用可能にすること。

(c) 可能な限り、相互の合意によつて、特に敵対行為の停止についての合意において、地雷原、地雷及びブービートラップの位置に関する情報の公開について定めること。

第八条 地雷原、地雷及びブービートラップの及ぼす効果からの国際連合の軍隊及び使節団の保護

1 紛争当事者は、関係地域において国際連合の軍隊又は使節団が平和維持、監視その他これらに類する任務を遂行している場合において、当該国際連合の軍隊又は使節団の長が要請するときは、可能な限り次のことを行う。

(a) 関係地域にあるすべての地雷及びブービートラップを除去し又は無害なものにするにと。

(b) 国際連合の軍隊又は使節団がその任務を遂行する間、当該国際連合の軍隊又は使節団を地雷原、地雷及びブービートラップの及ぼす効果から保護するために必要な措置をとること。

(c) 関係地域の国際連合の軍隊又は使節団の長に対し、当該地域内の地雷原、地雷及びブービートラップの位置に関し自己の保有するすべての情報を利用可能にすること。

2 国際連合の事実調査使節団が関係地域において任務を遂行している場合には、紛争当事者は、同使節団に対し保護措置をとる。ただし、同使節団の規模が大きい場合十分に保護措置をとることができない場合を除く。この場合には、紛争当事者は、同使節団の長に対し、当該地域内の地雷原、地雷及びブービートラップの位置に関し自己の保有する情報を利用可能にする。

第九条 地雷原、地雷及びブービートラップの除去の際における国際協力

現実の敵対行為の停止の後、紛争当事者は、紛争中に設置された地雷原、地雷及びブービートラップを除去し又は無害なものにするため必要な情報並びに技術的及び物的援助の提供(適当な状況の下においては、共同作業を含む)に関し、紛争当事者間の合意の達成並びに適当な場合には他の国及び国際機関との合意の達成に努める。

地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書(議定書II)の技術的事項に関する附属書

記録に関する指針

1 議定書IIに基づいて地雷原、地雷及びブービートラップの位置を記録する義務が生ずる場合には、次の指針を考慮するものとする。

1 あらかじめ計画された地雷原及び大規模な、かつ、あらかじめ計画されたブービートラップの設置に関しては、次のことを行う。

(a) 地雷原又はブービートラップの設置された地域の範囲を示す地図、図表又は他の記録を作成すること。

(b) 一の照合点を原点とする座標により、並びに当該一の照合点との関係から地雷及びブービートラップの存在する地域の範囲を推定することにより地雷原又はブービートラップの設置された地域の位置を特定すること。

2 他の地雷原、地雷及びブービートラップの設置に関しては、可能な限り、地雷原、地雷及びブービートラップの存在する地域が識別されるよう1の規定の例により関連情報を記録する。

焼夷兵器の使用の禁止又は制限に関する議
定書（議定書Ⅲ）

第一条 定義

この議定書の適用上、

1 「焼夷兵器」とは、目標に投射された物質の化学反応によつて生ずる火炎、熱又はこれらの複合作用により、物に火災を生じさせ又は人に火傷を負わせることを第一義的な目的として設計された武器又は弾薬類をいう。

(a) 焼夷兵器は、例えば、火炎発射機、火炎瓶、砲弾、ロケット弾、擲弾、地雷、爆弾及び焼夷物質を入れることのできるその他の容器の形態をとることができる。

(b) 焼夷兵器には、次のものを含まない。

(i) 焼夷効果が付随的である弾薬類。例えば、照明弾、曳光弾、発煙弾又は信号弾

(ii) 貫通、爆風又は破片による効果と付加的な焼夷効果が複合するように設計された弾薬類。例えば、徹甲弾、破片弾、炸薬爆弾その他これらと同様の複合的效果を有する弾薬類であつて、焼夷効果により人に火傷を負わせることを特に目的としておらず、装甲車両、航空機、構築物その他の施設のよう軍事目標に対して使用されるもの

2 「人口密集」とは、恒久的であるか一時的であるかを問わず、都市の居住地区及び町村のほか、難民若しくは避難民の野営地若しくは行列又は遊牧民の集団にみられるような文民の集中したすべての状態をいう。

3 「軍事目標」とは、物については、その性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に貢献する物で、その全面的又は部分的な破壊、奪取又は無効化がその時点における状況の下において明確な軍事的利益をもたらすものをいう。

4 「民用品」とは、3に定義する軍事目標以外のすべての物をいう。

5 「実行可能な予防措置」とは、人道上及び軍事上の考慮を含めその時点におけるすべての事情を勘案して実施し得る又は実際に可能と認められる予防措置をいう。

第二条 文民及び民用品の保護

1 いかなる状況の下においても、文民たる住民全体、個々の文民又は民用品を焼夷兵器による攻撃の対象とすることは、禁止する。

2 いかなる状況の下においても、人口密集の地域内に位置する軍事目標を空中から投射する焼夷兵器による攻撃の対象とすることは、禁止する。

3 人口密集の地域内に位置する軍事目標を空中から投射する方法以外の方法により焼夷兵器による攻撃の対象とすることも、禁止する。ただし、軍事目標が人口密集の地域から明確に分離され、焼夷効果を軍事目標に限定し並びに巻添えによる文民の死亡、文民の傷害及び民用品の損傷を防止し、また、少なくともこれらを最小限にとどめるため実行可能なすべての予防措置をとる場合を除く。

4 森林その他の植物群落を焼夷兵器による攻撃の対象とすることは、禁止する。ただし、植物群落を、戦闘員若しくは他の軍事目標を覆い、隠蔽し若しくは偽装するために利用している場合又は植物群落自体が軍事目標となつていてる場合を除く。

環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約の締結について承認を求めの件

環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由
この条約は、地球又は宇宙空間の構造、組成等に変更を加えるような環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用を禁止することを目的とする

ものであり、我が国がこの条約を締結することは、我が国の安全保障に資することとなるとともに、軍備管理及び軍備縮小を促進するための国際協力に寄与する見地から有意義であると認められる。よつて、この条約を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約

この条約の締結国は、
平和を強化することの利益に導かれ、軍備競争を停止すること、嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小を達成すること及び新たな戦争手段の使用のもたらす危険から人類を守ることに貢献することを希望し、
軍備縮小の分野において更にとるべき措置に関し効果的な進展を図るため交渉を継続することを決意し、
科学及び技術の進歩が新たな環境改変の可能性をもたらすことを認識し、
千九百七十二年六月十六日にストックホルムで採択された国際連合人間環境会議の宣言を想起し、
環境改変技術の平和的目的のための使用が、人間と自然との関係を改善し得ること並びに現在及び将来の世代のための環境の保全及び改善に貢献し得ることを認め、
他方、環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用が人類の福祉に極めて有害な影響を与えるおそれのあることを認識し、
環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用が人類にもたらす危険を無くするため環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用を効果的に禁止することを希望し、この目的の達成のために努力することの締結国の意思を確認し、
国際連合憲章の目的及び原則に従つて諸国間の信頼の強化及び国際関係の一層の改善に貢献することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条
締結国は、破壊、損害又は傷害を引き起こす手段として広範な、長期的な又は深刻な効果をもたらすような環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用を他の締結国に対して行わないことを約束する。

2 締結国は、1の規定に違反する行為につき、いかなる国、国の集団又は国際機関に対してても、援助、奨励又は勧誘を行わないことを約束する。

第二条
前条にいう「環境改変技術」とは、自然の作用を意図的に操作することにより地球（生物相、岩石圈、水圏及び気圏を含む）又は宇宙空間の構造、組成又は運動に変更を加える技術をいう。

第三条
1 この条約は、環境改変技術の平和的目的のための使用を妨げるものではなく、また、環境改変技術の平和的目的のための使用に一般に認められた国際法の諸原則及び適用のある国際法の諸規則を害するものではない。

2 締結国は、環境改変技術の平和的目的のための使用に関する科学的及び技術的情報を可能な最大限度まで交換することを容易にすることを約束し、また、その交換に参加する権利を有する。締結国は、可能なときは、単独で又は他の国若しくは国際機関と共同して、世界の開発途上地域の必要に妥当な考慮を払つて、環境の保全、改善及び平和的利用に関する経済的及び科学的国際協力に貢献する。

第四条
締結国は、自国の憲法上の手続に従い、その管轄又は管理の下にあるいかなる場所においても、この条約に違反する行為を禁止し及び防止するために必要と認める措置をとることを約束する。

第五条
1 締結国は、この条約の目的に関連して生ずる問題又はこの条約の適用に際して生ずる問題の解決に当たつて相互に協議し及び協力することを約束する。この条の規定に基づく協議及び

協力は、国際連合の枠内及び国際連合憲章に従つて、適当な国際的手続により行うことができる。この国際的手続には、適当な国際機関及び2に規定する専門家協議委員会による作業を含めることができる。

2 1の規定の適用上、寄託者は、締約国から要請を受けた後一箇月以内に専門家協議委員会を招集する。いずれの締約国も、同委員会の委員として一人の専門家を任命することができる。同委員会の任務及び手続規則については、この条約の不可分の一部を成す附属書に定める。同委員会は、その作業中に得たすべての見解及び情報を織り込んだ事実認定の概要を寄託者に送付する。寄託者は、この概要をすべての締約国に配布する。

3 締約国は、他の締約国がこの条約に基づく義務に違反していると信ずるに足りる理由があるときは、国際連合安全保障理事会に苦情を申し立てることができる。苦情の申立てには、すべての関連情報及びその申立ての妥当性を裏付けるすべての証拠を含めるものとする。

4 締約国は、安全保障理事会がその受理した苦情の申立てに基づき国際連合憲章に従つて行う調査に対し協力することを約束する。同理事会は、この調査の結果を締約国に通知する。

5 締約国は、この条約の違反によりいずれかの締約国が被害を受けたと又は被害を受けるおそれがあると安全保障理事会が決定する場合に、援助又は支援を要請する当該いずれかの締約国に対し国際連合憲章に従つて援助又は支援を行うことを約束する。

第六条

1 いずれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。改正案は、寄託者に提出するものとし、寄託者は、これをすべての締約国に速やかに送付する。

2 改正は、締約国の過半数が改正の受諾書を寄託者に寄託した時に、改正を受諾した締約国について効力を生ずる。その後は、改正は、改正

の受諾書を寄託する他のいずれの締約国についても、その寄託の日に効力を生ずる。

第七条

この条約の有効期間は、無期限とする。

第八条

1 寄託者は、この条約の効力発生の五年後に、スイスのジュネーヴに締約国の会議を招集する。この会議は、この条約の目的の実現及び規定の遵守を確保するため、この条約の運用を検討するものとし、特に、環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の危険を無くす上で第一条1の規定が実効的であるかないかを審議する。

2 その後は、締約国の過半数の寄託者に対する提案に基づき、五年以上の間隔を置いて1に規定する会議と同様の目的を有する会議を招集する。

3 前回の締約国の会議の終了の日から十年以内に2の規定による会議の招集がされなかつた場合には、寄託者は、会議の招集に関してすべての締約国の意見を求める。少なくとも締約国の三分の一又は十の締約国が賛成する場合に、寄託者は、会議を招集するため速やかに措置をとる。

第九条

1 この条約は、署名のためにすべての国に開放される。3の規定に基づくこの条約の効力発生前にこの条約に署名しなかつた国は、いつでもこの条約に加入することができる。

2 この条約は、署名国によつて批准されなければならない。批准書及び加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

3 この条約は、2の規定により二十の国の政府が批准書を寄託した時に効力を生ずる。

4 この条約は、その効力発生の後に批准書又は加入書を寄託する国については、その批准書又は加入書の寄託の日に効力を生ずる。

5 寄託者は、すべての署名国及び加入国に対し、署名の日、批准書又は加入書の寄託の日、

この条約及びその改正の効力発生の日並びに他の通知の受領を速やかに通報する。

6 この条約は、寄託者が国際連合憲章第二百二条の規定により登録する。

第十条

この条約は、英語、アラビア語、中国語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするものとし、国際連合事務総長に寄託する。同事務総長は、この条約の認証原本を署名国及び加入国の政府に送付する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、千九百七十七年五月十八日にジュネーヴで署名のために開放されたこの条約に署名した。

附属書 専門家協議委員会

1 専門家協議委員会は、その招集を要請する締約国が第五条1の規定に基づき提起する問題に関し、適当な事実認定を行い及び専門的な見解を提供する。

2 専門家協議委員会の作業は、1に定める任務を遂行することのできるような方法で実施する。同委員会は、作業の実施に係る手続問題について、可能なときは意見の一致により、又は出席しかつ投票する専門家の過半数により決定する。実質問題については、投票は行わない。

3 寄託者又はその代理人は、専門家協議委員会の議長を務める。

4 各専門家は、専門家協議委員会の会合において一人以上の顧問の補佐を受けることができる。

5 各専門家は、専門家協議委員会の作業の遂行のために有益であると認める情報及び援助を同委員会の議長を通じて国及び国際機関に要請する権利を有する。

昭和五十七年五月七日印刷

昭和五十七年五月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K